

令和元年第4回定例会

河津町議会会議録

令和元年 12月10日 開会

令和元年 12月11日 閉会

河津町議会

令和元年 第四回〔十二月〕定例会

河津町議会 会議録

令和元年 第四回〔十二月〕定例会

河津町議会 会議録

令和元年河津町議会第4回定例会会議録目次

第1号（12月10日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	7
○一般質問	17
渡邊昌昭君	17
宮崎啓次君	32
渡邊弘君	53
大川良樹君	71
○散会の宣告	85
○署名議員	87

第2号（12月11日）

○議事日程	89
○出席議員	89
○欠席議員	90
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	90
○事務局職員出席者	90
○開議の宣告	91

○議事日程の報告	91
○一般質問	91
遠藤嘉規君	92
桑原猛君	108
上村和正君	116
○同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
○同意第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	172
○議員派遣の件	174
○委員会の閉会中の所掌事務調査の件	174
○閉会の宣告	175
○署名議員	177
○議案等審議結果一覧	179

第 1 日

12月10日（火曜日）

令和元年河津町議会第4回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和元年12月10日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 8番 | 土屋貴君 |
| 9番 | 渡邊弘君 | 10番 | 稲葉静君 |
| 11番 | 宮崎啓次君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|---------------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 土屋晴弥君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 野口浩明君 |
| 企画調整課長 | 後藤幹樹君 | 町民生活課長 | 飯田吉光君 |
| 健康福祉課長 | 稲葉吉一君 | 産業振興課長 | 鳥澤俊光君 |
| 建設課長 | 村串信二君 | 水道温泉課長 | 中村邦彦君 |
| 教育委員会
事務局長 | 川尻一仁君 | 会計管理者
兼会計室長 | 渡辺音哉君 |
-

事務局職員出席者

事務局長 木村吉弘 書記 大川知寛

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（土屋 貴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） これより令和元年河津町議会第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 貴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

5番、上村和正君、6番、塩田正治君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（土屋 貴君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、12月5日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より12月12日までの3日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

11日は、一般質問3名、人事案件、専決案件、条例案件、町道路線の変更及び補正予算の審議をお願いしたいと思います。

なお、12日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より12日までの3日間と決定をしました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（土屋 貴君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第4回定例会諸般の報告。

第4回定例会が開催するに当たり、令和元年第3回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1つ、議会議長会の事業について。

9月11日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市で開催され、出席しました。

10月11日、賀茂郡町議会議長会議長会議が河津町で開催され、出席しました。

10月16日、静岡県町村議会議長会総会及び議長・副議長研修が静岡市で開催され、副議長と出席をしました。

10月18日、賀茂郡町議会議長会議員研修会が南伊豆町で開催され、議員全員で出席をしました。

10月28日から30日にかけて、静岡県町村議会議長会議長県外調査が実施され、出席しました。山形県川西町及び朝日町を訪問し、議会改革・議会活性化及び地域産業振興について視察研修を行いました。

11月13日・14日にかけて町村議会議長全国大会及び賀茂郡町議会議長会県外視察が東京で開催され、出席をしました。

2、町議会活動について。

町議会議員の活動につきまして。

10月3日、議員月例会を開催し、地域公共交通対策について町当局部局との意見交換会を開催し、議員全員が出席をしました。

10月9日、栃木県さくら市議会議員及び市長が行政視察で来町し、副議長とともに対応しました。

10月23日、教育委員会からの要請で、町立小学校統合準備委員会と意見交換会を開催し、議員全員が出席をしました。

11月3日、町からの要請で、議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

12月3日、議会全員協議会を開催し、第4回定例会の議案について、町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告について。

9月25日、令和元年8月分の出納検査報告書を受領しました。

10月28日、令和元年9月分の出納検査報告書を受領しました。

11月26日、令和元年10月分の出納検査の報告書を受領しました。

定期監査結果報告。

11月25日、令和元年度の定期監査結果報告書を受領しました。

議会運営委員会について申し上げます。

12月5日、議会運営委員会が開催され、令和元年第4回町議会定例会の日程等の協議を行いました。

議会広報編集委員会につきまして。

9月25日、全国町村議会議長会広報研修会が東京で開催され、広報編集委員が出席をしました。

9月26日、10月4日、9日、第3回町議会定例会の広報紙作成作業を行いました。

12月5日、第4回町議会定例会の内容につき、広報紙作成の打ち合わせを行いました。

常任委員会関係議員活動について申し上げます。

9月17日、河津町表彰審査委員会が開催され、第1常任委員長が出席をしました。

9月20日、社会福祉法人河津町社会福祉協議会理事会及び河津町共同募金委員会運営委員

会が開催され、第一委員長が出席をしました。

10月24日、国民健康保険運営協議会委員研修が静岡で行われ、国保委員が出席をしました。

3、一部事務組合について申し上げます。

9月26日、東河環境センター議会第2回定例会が開催され、組合議員が出席をしました。

10月4日、伊豆斎場組合議会議員視察研修が熱海市及び伊豆市で開催され、組合議員が出席をしました。

11月25日、伊豆斎場組合臨時会が開催され、組合議員が出席をしました。

11月26日から27日にかけて、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員視察研修が京都大島町で行われ、組合議員が出席をしました。

4、議長に要請のあった諸会合等について申し上げます。

9月8日、静岡県消防協会消防操法県大会が焼津市で開催され、第2分団が出場し、議員とともに応援に参加いたしました。

9月20日、「秋の全国交通安全運動街頭広報」が河津駅周辺で行われ、議員とともに出席をしました。

10月25日、下田警察署河津町交番竣工式が開催され、出席をしました。

10月26日、わかば保育園運動会が開催され、出席しました。

10月29日、河津町教育講演会が開催され、議員とともに出席をしました。

11月1日、河津町戦没者招魂祭が開催され、議員とともに出席をしました。

11月3日、河津町表彰式が行われ、議員とともに出席をしました。

11月6日、国道414号整備促進期成同盟会要望活動が静岡市県庁内で行われ、出席をしました。

11月8日、河津町社会福祉大会が開催され、議員とともに出席をしました。

11月9日、河津町青少年の主張大会が開催され、議員とともに出席をしました。

同日、河津町商工会姉妹商工会交流事業が行われ、副議長が出席をしました。

11月19日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会要望活動が名古屋市国土交通省中部地方整備局で行われ、出席をしました。

11月21日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会要望活動が国土交通省本省等で行われ、出席をしました。

11月29日、第20回しずおか市町対抗駅伝競走大会の選手団壮行会が役場で、前夜祭が静岡市で行われ、出席をしました。

11月30日、第20回しずおか市町駅伝競走大会が静岡市で行われ、応援してまいりました。

12月7日、河津町商工会姉妹商工会交流事業が行われ、出席をしました。

5、町の行事について申し上げます。

9月14日、河津中学校運動会。

9月28日、さくら幼稚園運動会。

10月6日、町民体育大会。

11月3日、4日、17日、町民文化祭が行われました。

11月23日、伊豆天城路河津秋祭り、伊豆見高入谷高原温泉紅葉ふれあいまつり。

11月24日、伊豆天城路河津秋祭り、峰温泉大噴湯まつり。

12月1日、伊豆の踊子文学祭、第3回伊豆の踊子読書感想文コンクール表彰式。

それぞれ開催され、議員とともに出席をいたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（土屋 貴君） 日程第4、町長の行政報告をお願いいたします。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは行政報告を申し上げます。

本定例会が開催されるに当たりまして、9月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

令和2年度予算編成方針について申し上げます。

当町の財政推計見込みは、歳入では自主財源である固定資産税等に増額要因は見当たらず、人口減少等による地方交付税の減額により、一層厳しい状況が見込まれています。

一方、歳出面では、社会保障関係経費や公共施設の維持補修費、会計年度任用職員制度施行に伴う義務的経費の増額、投資的経費においても労務単価や建設資材等の高騰による建設コストの上昇など、歳出増が見込まれております。

このような状況や町行政の現状も踏まえ、健全な財政運営を堅持しつつ、次世代に引き継ぐ新たな河津町の創設を目指し、町民本位の各種施策を推進していくため、行政改革を促進し、財政運営のさらなる健全化に取り組んでまいります。

令和2年度の予算編成に際しては、以上のことを前提に、「防災・減災対策の推進」、「子育てや教育環境づくりの推進」、「産業振興の推進」、「公共施設の維持・延命化対策の推進」、「事務の効率化と補助制度活用による財源確保」を重点テーマとし、各事業の有効性を見きわめた上で、選択と集中の視点から重点的に財源を配分すると指示したところがあります。

また、特別会計及び公営企業会計については、住民負担の適正化を念頭に財源確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減、事業の合理化に努めるよう指示しました。

必要な行政サービスの水準を確保しながら、さらなる効率的、効果的な行財政運営に努めてまいります。

安全運転管理について申し上げます。

総務課で管理する公用車全33台に、事故の原因分析、ヒヤリハット事例等の収集分析、交通安全に対する職員の意識向上など交通安全対策を推進するため、公用車全車両にドライブレコーダーを設置いたしました。また、本年度は安全運転管理推進事業所に指定されており、より一層交通安全に努めてまいります。

公共施設等個別管理計画策定業務について申し上げます。

11月14日に実施した入札結果について申し上げます。

公共施設等個別管理計画策定業務委託は、玉野総合コンサルタント株式会社沼津事務所が落札し、572万円で契約しました。この計画は、平成28年3月に策定した公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、効率的かつ円滑な更新を実現するため、施設の延命化やライフサイクルコストの縮減を図ることを目的としたものです。

静岡県消防操法大会について申し上げます。

9月8日に焼津市において第37回静岡県消防操法大会が開催され、当町から消防第2分団が賀茂支部ポンプ車操法代表として出場しました。

選手及び団長初め訓練に携わった消防団員、また大会に向けて協力、応援して下さった方々に、この場をかりて御礼申し上げます。

台風15号及び台風19号の対応について申し上げます。

今年9月の台風15号と10月の台風19号、ともに強力な台風が相次いで襲来しました。当町としましては、住民の安全確保を優先的に掲げ、気象情報の集約やいち早い避難情報の発信に取り組みました。いずれの台風も各地区自主防災会の協力を得て避難所を開設し、台風15

号では33人、台風19号に関しては各学校体育館も広域避難所として開設し、358人が避難されました。

人的被害はなかったものの、停電や倒木、土砂の流出等の被害が発生しました。復旧へ迅速に対応するため、災害復旧費をそれぞれ2,401万1,000円、1,278万1,000円を一般会計に追加する補正予算を専決処分し、復旧を行っております。

地域防災訓練について申し上げます。

12月1日の「地域防災の日」にあわせ、各地区自主防災会が主体となり地域防災訓練が実施されました。

訓練内容につきましては、津波避難訓練や防災資機材の点検、防災啓発DVDの観賞などを行ったほか、大堰地区におきましては国、県の職員を講師に招き、土砂災害についての防災出前講座を実施しました。また、台風対策として役場駐車場において陸上自衛隊駒門駐屯地隊員4名を講師に招き、受講を希望する自主防災会を対象に「土のう制作・積み方講習会」を実施しました。地震と同様に甚大な被害が懸念される台風に対する防災意識の高揚が図られたと強く感じた次第であります。

参加人員につきましては、総数2,245人、そのうち65歳以上の参加者は970人、学校からの働きかけで高校生68人、中学生120人、小学生161人が参加して地区の訓練に取り組みました。

今後も、地域住民の皆様には、防災ガイドブックの活用に理解を深めていただくとともに、関係機関のご協力をいただきながら、防災意識の向上及び対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

南海トラフ地震臨時情報に関する防災対策について申し上げます。

発生が叫ばれる東海地震につきましては、これまでは国からの予知を前提とした警戒宣言発令後の予知型の対策に取り組んでまいりましたが、本年5月より地震情報の発表方法が見直され、「南海トラフ地震臨時情報」に変更となりました。

この南海トラフ地震臨時情報を正しく住民に理解していただくことを目的に、県では本年度、賀茂地区、東部地区、中部地区、西部地区の沿岸部の市町の中からそれぞれ各1市町をモデル市町に選定し、勉強会を開催いたしました。

当町では、賀茂地区のモデル市町としてみずから手を挙げ、津波災害警戒区域（イエローゾーン）が大部分を占める浜地区における防災対策を、地区役員、子育て関係者、観光関係者、医療関係者、学校関係者、行政が一体となり、勉強会を9月、10月、12月に開催しました。

勉強会では「南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の事前避難について」を主要テーマに議論がされ、各自の事前避難行動計画を確認し、具体的な避難場所や要配慮者のサポート体制、観光客対策等が今後の課題となりました。

今後につきましては、引き続き浜地区の課題整理に取り組むとともに、見高浜地区、谷津地区、笹原地区においても同様の勉強会を考えております。

町の表彰式について申し上げます。

11月3日、役場議場において河津町表彰式を行いました。

式典では、町の発展に寄与された1名に功労表彰を授与し、長年にわたり地道な活動により貢献いただきました1名に感謝状を贈呈させていただき、これまでの功績をたたえました。

第4回河津フラワートライアスロン大会について申し上げます。

第4回河津フラワートライアスロン大会が、個人283名、種目で選手が交代するリレー42チームの計377名の選手の参加をいただき、11月10日に開催しました。

今大会もオリンピック・ディスタンスでスイム・バイク・ランの全3種目が行われ、大会ボランティア326名のご協力をいただき、大会前日準備と当日のおもてなしや交通規制対応などを行っていただきました。また、町民の皆様には交通規制にご協力いただくとともに、温かい声援を送っていただき、この場をおかりしまして御礼申し上げます。

河津バガテル公園事業再生事業について申し上げます。

指定管理者の公募が不調になり、その後、公募時の事業説明会にご参加いただきました企業の皆様と9月25日に情報交換会を開催し、1企業と相対で話し合いを進めてきましたが、10月24日にコンサルタント会社を通じて指定管理の相対交渉について打ち切りたいとの連絡をいただきました。

町ではこれ以上の話し合い継続は困難と判断し、10月31日に河津バガテル公園事業再生検討委員会、11月3日に議員説明会を開催し、それぞれ報告をさせていただきました。

今後の方針としましては、バラ園の運営は採算性の課題が企業側からも示されていることから、町が直営で維持管理を行っていこうと考えております。フランス広場については、町直営方式でも民間のノウハウを導入することを考えて、飲食の提供を民間委託ができないか考えていきます。町では出店条件等を検討した上で民間事業者を募りたいと考えております。

町コミュニティセンター耐震対策事業について申し上げます。

10月30日に入札する予定でした町コミュニティセンター耐震対策実施設計業務委託は、入札参加者が辞退したことから不調となりました。町では積算内容等を見直して再度の入札手

続を進めていますが、適正委託期間の確保から関連予算の一部を繰越明許費としましたので、ご審議をお願いいたします。

河津寄って軽トラ市withにぎわい広場について申し上げます。

河津町産業経済活性化連絡協議会がこれまで開催してきました「河津ふれあいまつり」にかわる地域活性化事業として、12月8日に河津寄って軽トラ市と共同で「河津寄って軽トラ市withにぎわい広場」を開催し、町内外から約2,000人の来場をいただきました。このイベントには、姉妹都市長野県白馬村や商工会交流団体長野県山形村商工会の参加をいただき、軽トラ32台とブース出店により盛況に開催されました。

河津中学校太陽光パネル等設置事業について申し上げます。

10月30日に実施した入札結果について申し上げます。

河津中学校太陽光パネル等設置工事は、東海建設株式会社が落札し4,257万円で契約をしました。また、工事に伴う工事監理業務委託を121万円で株式会社小林建築事務所と契約しました。この工事は、河津中学校武道場屋根に太陽光パネルを設置し、温室効果ガスの抑制と非常時の電力確保を行うものです。

第5次河津町総合計画策定事業について申し上げます。

令和3年度から10カ年計画として策定するため、9月11日にプロポーザル方式による契約候補者の選定を行い、株式会社サーベイ・リサーチセンター静岡事務所と2カ年1,100万円で随意契約しました。令和3年度予算編成に反映できるよう計画策定を行うものです。

町民の皆様には、策定に必要となりますアンケート調査等へのご協力をお願いいたします。

河津町プレミアム付商品券事業について申し上げます。

10月1日の消費税・地方消費税の引き上げに伴い、住民税非課税者と3歳児未満の子育て世帯の世帯主に対して、20%のプレミアム付商品券を発行しております。

本町の対象者は、住民税非課税者1,549人、3歳未満児108人となっており、住民税非課税者からの申請は締め切り期日の11月28日現在で507人、約32.7%で、子育て世帯の世帯数に合わせた販売額は約945万円となっております。

令和元年度の町税収納状況について申し上げます。

町税収納状況は、10月末現在、収納率59.9%で前年比1.0ポイントの増、国民健康保険税の収納状況は収納率51.6%で、前年比0.4ポイントの増となっています。

賀茂地方税債権整理回収協議会による10月末までの滞納整理の状況ですが、本年度は早期に滞納者の財産調査を進め、滞納繰越者542名のうち376名の預貯金・生命保険・給与等の財

産調査を実施し、預貯金・生命保険等の財産差し押さえ24件を実施しております。

また、滞納者全員に催告通知をしており、1回目を8月に、2回目を10月に送付しました。今後は3月に通知を予定しております。

なお、静岡県及び県内の全市町村は、11月と12月を滞納整理強化月間と位置づけ、連携して滞納整理に取り組んでいます。

今後も納期内納付の推進を図るとともに、滞納額縮減に努めてまいります。

エコクリーンセンター東河基幹的設備改良工事について申し上げます。

平成29年度から3カ年計画で実施されている本事業は、本年度が最終年度となっております。

現在改修中の2号炉は、本日から仮運転を開始し、性能試験等を実施し、1月下旬に本格稼働する予定となっております。

これから年末に向けてごみの増加が予想されますが、町民の皆様並びに各事業所の皆様には、ごみの減量化や分別収集に一層のご理解とご協力をお願いします。

子育て支援施設整備事業について申し上げます。

子育て支援施設基本設計は、現在子ども・子育て会議にて協議いただいているところであります。建設予定地は職員駐車場として使用しており、その代替用地の測量設計業務と土地鑑定評価業務を今年度中に実施したく、関係費用の予算措置を本定例会に上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

地域医療ネットワーク基盤整備事業について申し上げます。

急性心筋梗塞や脳卒中などの救急医療は、発症時の迅速な対応が最も重要であります。しかし、賀茂地区では救急患者に対し専門的な医療を提供できる医療機関が少ないのが現状であります。二次救急医療機関と専門医療機関が患者の画像、検査データなどをリアルタイムに共有できるネットワークを整備し、救急患者の処置に対し、指導助言を受けて適切な応急処置等を行うとともに、搬送後の速やかな救急医療を提供できる体制を構築することを目的として、賀茂地域の二次救急医療機関に対し「地域医療ネットワーク」の導入を図られるよう協議してまいりました。今年度下田メディカルセンターと伊豆今井浜病院が令和2年4月の運用開始に向け整備することとなり、整備導入費の4分の3を静岡県が助成し、8分の1を事業者負担とし、残りの8分の1を賀茂地域の市町で二次救急医療業務負担金の負担割合に応じて負担することとなりました。

なお、河津町の負担金について本定例会に上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

全国農業担い手サミットについて申し上げます。

第22回全国農業サミット in しずおかが12月5日から6日に行われ、全国の意欲ある農業の担い手が一堂に会し、相互研さん・交流を通じて農業経営の現状や課題についての意識を深め、みずからの経営改善と地域農業・農村の発展を目指すために開催されました。賀茂地域の現地研修会では、温暖な伊豆半島の美しい海と山が織りなす多彩な農業をめぐり、当町においては世界農業遺産に認定されたワサビ栽培箇所の泉奥原のワサビ田で研修を行いました。

森林・林業振興事業について申し上げます。

登尾町有林森林整備業務の入札が10月30日に行われ、株式会社いしい林業が落札し、935万円で契約しました。

この業務は、森林の有する多面的な機能を十分に発揮させるため、手入れの行き届かない森林に対し計画的に森林施業を行い、適正な森林管理を推進することを目的としております。

災害復旧事業について申し上げます。

9月8日から9日の台風15号及び10月12日から13日の台風19号の通過に伴い、当町においても山間部及び海岸線等において大きな被害をもたらしました。

山間部においては、豪雨により水路等への土砂流出や倒木、海岸線においては異常な波浪により、流木等が海岸線へ漂着するなど農林水産施設等に大きな被害を受け、町内各所の道路でも倒木や土砂流出など公共土木施設も被害を受けました。

台風15号の通過では、河津川溪流歩道、佐ヶ野溪谷遊歩道において、遊歩道に流木等が流れ込み、路盤や手すりに被害があり、梨本地区の釜滝つり橋については豪雨の影響で破損し、普通河川本谷川の初景滝公衆トイレ付近についても護岸に被害を受けました。また、町道田中見高線では路肩の一部が崩壊し、河津川にかかる峰橋が崩落しました。

台風19号の通過では、高波等により今井浜露天風呂が被害を受けました。

当町としては、早急な復旧が求められることから、専決処分による災害復旧費を計上し対応していますので、ご報告いたします。

なお、町道田中見高線、普通河川本谷川については、12月2日から4日に国の災害査定を受け、今後復旧工事を実施していきます。また、梨本七滝地区については、来年度策定予定の観光地エリア景観計画の中で再整備を検討していきます。

道路・橋梁事業について申し上げます。

9月19日に実施した入札結果について申し上げます。

防災・安全交付金町道鍛冶屋沢線舗装補修工事は丸三工業株式会社が落札し、1,507万円で契約しました。この工事は平成27年度から河津町道路ストック総点検の結果を踏まえ、毎年計画的に舗装補修を実施しているものです。

10月30日に実施した入札結果について申し上げます。

防災・安全交付金長寿命化修繕計画・橋梁点検業務委託は静岡コンサルタント株式会社が落札し、132万円で契約しました。この業務は橋梁の定期点検を5年ごとに実施しているもので、今年度より2巡目となり3橋を実施します。

笹原地区道路施設改修工事は、株式会社大塩組が落札し、396万円で契約しました。浜地区道路施設改修工事その2は有限会社加畑組が落札し、415万8,000円で契約しました。これらの工事は毎年継続して経年劣化した側溝上部を改修し、道路機能の改善を図るものです。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道関係につきましては、大鍋・小鍋地内で本線の橋梁下部工事や切土工事が順調に進み、小鍋地区からのトンネル工事も始まりしました。また、逆川地内ではトンネル工事が約1,200メートル掘削されており、本線の橋梁下部工事、切土工事も順調に進んでおります。近隣住民の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

近隣住民の方々を対象とした工事説明会が11月13日に小鍋公民館、11月18日に逆川公民館、11月20日に湯ヶ野基幹集落センターで開催され、工事進捗状況の説明や、今後の工事予定等について事業者より説明が行われました。

伊豆縦貫自動車道建設発生土の有効活用として、逆川地区の普通河川をつけかえ、埋め立てを行っている土地の測量を進めていくため、本定例会に測量業務委託の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会では、さらなる事業推進並びに早期全線開通への要望活動を11月19日に国土交通省中部地方整備局で、11月21日に財務省・国土交通省で行いました。

水道事業について申し上げます。

9月20日に実施した随意契約について申し上げます。

配水池水質監視システム設置工事は、協立電機株式会社と610万5,000円で契約しました。水道法において点検が義務づけられている色度、濁度、残留塩素などを監視するシステムを見高入谷配水池に設置する工事です。効率的な点検による安全な水質の維持管理を図るため、

今後も各水系に計画的に設置する予定です。

10月30日に実施した入札結果について申し上げます。

農免配水池水道管新設工事は、東海建設株式会社が落札し、385万円で契約しました。見高長野稲取線において、10トン見高入谷配水池から30トン農免配水池に切りかえるための新設工事です。

見高入谷地区さく井工事については、東洋地研株式会社が落札し、429万円で契約しました。見高入谷地内において新たな水源を求める工事です。

台風による応急給水支援について申し上げます。

台風15号により取水施設に被害を受けた東伊豆町へ、給水車両2台と給水パックの支援を9月9日から18日まで行いました。また、台風19号により断水した熱海市・函南町にも支援を行い、熱海市には10月15日に給水タンク2基と給水パックを、函南町には給水車両による応急給水支援として、10月17日から20日まで町職員を派遣しました。今回の支援において、日本水道協会静岡県支部や近隣市町の水道事業者間の迅速な相互支援体制の大切さを感じたところであります。

学校教育施設関連事業について申し上げます。

11月14日に実施した入札結果について申し上げます。

河津町立南小学校及びさくら幼稚園学校施設長寿命化計画策定業務委託は、玉野総合コンサルタント株式会社沼津事務所が落札し、297万円で契約しました。国では、昭和40年代後半から昭和50年代後半にかけて建築された校舎等が一斉に更新時期を迎えているため、令和2年度までに個別施設ごとの計画を策定し、計画的に老朽化対策を進めていくこととしております。個別施設計画は昨年度に河津中学校を行い、来年度は東小学校と西小学校を策定する予定です。

河津町立小学校統合準備委員会について申し上げます。

委員会では、10月8日に第3回を行い、10月23日には町議会議員と委員会との意見交換会を、11月7日に第4回の委員会を開催し、答申書の提出に向けて審議を行っております。

河津町立南小学校教育用パソコン購入について申し上げます。

7月26日に西日本電信電話株式会社静岡支店と契約をした南小学校へのタブレット型パソコンの購入は、10月1日に完了しました。これまでのデスクトップパソコンから変更になったことで、児童、教員のパソコン画面を電子黒板に写して、タッチペンでマーカーや写真を撮って発表するなど、授業の充実化が図られました。

社会教育事業について申し上げます。

河津町民体育大会については、10月6日河津中学校グラウンドにて開催しました。当日は多くの町民の皆様が競技や応援に参加し、盛大に開催することができました。各区長を初め、実行委員の皆様は厚く御礼申し上げます。

河津町文化協会主催の第38回河津町民文化祭については、南小学校体育館で開催され、11月3日と4日に展示部門、17日に舞台部門がそれぞれ行われました。展示部門では23団体・個人14名により陶芸、絵画、生花、郷土研究の発表等が展示され、延べ900人の方に来場していただきました。舞台部門では、空手型演武、フラダンス、新体操、吹奏楽、楽器演奏、ダンスなど、13の演目が披露され、延べ800の方が来場されました。主催された文化協会を初め、関係者の皆様は厚く御礼申し上げます。

第18回河津町青少年の主張大会については、11月9日河津町保健福祉センターふれあいホールで行われ、町内の小・中学校と稲取高校の7名の児童生徒が夢、家族、将来の町などについて思い思いの主張をしていただきました。発表では、今を真剣に生き生きと過ごしている様子がうかがわれました。会場には多くの皆様に来場いただき、個々の主張に耳を傾けていただきました。発表していただいた皆さん、また、来場者の皆様に改めて御礼申し上げます。

第3回「伊豆の踊子」読書感想文コンクールについては、「伊豆の踊子」を多くの人に知ってもらうことと、読書の習慣を高めるため、6月1日から10月31日までの間、中学・高校・一般の部門で作品の募集を行いました。表彰式は12月1日に湯ヶ野にて、第14回伊豆の踊子文学祭において開催し、最優秀賞3名・優秀賞2名に表彰状を授与いたしました。今後も引き続き読書感想文コンクールを開催し、町内外からの作品募集を行い、文化の振興を図っていきたくと考えております。

第20回静岡県市町対抗駅伝競走大会については、11月30日に静岡市を会場に12区間42.195キロのコースで行われ、県内全市町選手団が出場いたしました。河津町選手団は、募集により集まった候補選手37名が8月から約4カ月間の練習を続け、代表選手12人が大会に出場し、練習の成果を発揮しました。結果は町の部で12チーム中第7位に入賞し、記録は2時間29分25秒でした。また、人口1万人以下の町の部1位に贈られる、ふるさと賞も受賞いたしました。選手、監督、コーチを初め、関係者皆様に心から感謝いたします。また、町民の皆様の声援に厚く御礼申し上げます。

報告は以上のとおりです。

ことしも残り少なくなりました。ことし1年間、多くの皆様方の協力を得て行政運営ができたものと考えております。感謝申し上げます。

来年に向けて、数々の課題ややるべきこともあります。今後も町民の皆様とともに、次の時代に引き継ぐことのできる町を目指して行政を進めたいと思いますので、今後とも皆様方のご支援ご協力をお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） これで町長の行政報告を終わります。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

3番、渡邊昌昭君、11番、宮崎啓次君、9番、渡邊弘君、1番、大川良樹君、4番、遠藤嘉規君、2番、桑原猛君、5番、上村和正君。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（土屋 貴君） それでは、3番、渡邊昌昭君の一般質問を許します。

渡邊議員。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 改めまして、おはようございます。3番、渡邊昌昭です。

令和元年第4回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。よろしくお願いいたします。

なお、私の質問は次の3点です。

1件目は、台風15号、19号による道路、家屋、治山、河川、海岸などの施設、構造物、環境の被害についてです。

2件目は、農業分野における台風15号、19号の被害についてです。

3件目は、鳥獣害対策です。

以上の3件について質問します。町長、担当課長の答弁を求めます。

1件目、台風15号、19号の被害についてです。

9月の台風15号、10月の台風19号と、続けて2つの台風が河津町を襲い、幸いにも人命にかかわる災害には至らなかったものですが、報道等で発表されたとおり、多くの被害が発生しました。まずもって、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質問します。

2つの台風による被害が町内の各地域で発生しましたが、どのような被害があったのでしょうか。また、その想定される損失金額などは、町で把握している状態でどのようになっているのですか。また、台風上陸から3カ月がたちましたが、現在の回復の状況についてはどのようにしているのでしょうか、お答え願いたいと思います。お願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、答弁に入る前に、このたびの台風により被害を受けられました各県の方々に、心よりお悔やみとお見舞い申し上げます。

それでは、渡邊議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、台風15号関係について申し上げます。

9月8日から9日の台風15号の接近によりまして、河津町では、8日夜半から暴風とともに雨が強くなりまして、県のサイポスレーダーの記録によりますと、天城山では23時から午前0時までには時間82ミリ、午前0時から1時までの時間50ミリ、それから、午前1時から2時までが27ミリと、降り始めから9日の朝までの累計で387ミリの降雨量となりました。こ

の23時から午前2時までの数時間に一気に雨が降りまして、河津川の水位、水位計が峰大橋にありますけれども、8日の23時の時点では86センチであったものが、時間を追うごとに一気にふえまして、9日の午前零時には171センチ、午後1時に279センチと、氾濫注意の250センチを一気に越えた危険な状態に変化をしていきました。

集中的な豪雨によりまして河津川の水位が急激に増大をしまして、氾濫注意までの水位上昇によりまして、町内では、峰橋の倒壊ですとか、釜滝のつり橋の全壊、あるいは、佐ヶ野川遊歩道の防護柵などの損傷被害、また、河津川の主流水路から流末水路の地区では、住家の一部が床上浸水など、そんな被害が出ておりました。

そのほかにも、強風による道路などへの倒木被害が多数発生をしました。

また、大鍋地区では、県道湯ヶ野松崎線の道路にかかる法面が崩れまして、一時通行ができない、そんな状況にも至りました。

さらに、町内の一部地域で停電も発生しまして、特に七滝地区では停電による断水となりましたが、翌日にはほぼ復旧されました。

なお、町では、8日の午後7時45分に避難準備情報、レベル3を発令しまして、警戒と事前避難を呼びかけました。

町内では、特に人的被害ございませんでしたが、町全体の被害状況については、道路23件、遊歩道14件など合計で95件、お金にしまして約2,440万円の施設被害でありまして、農作物の被害は5,750万円、ハウス等の被害については約590万円でありました。

町では、9月19日に、当面の処理等に係る災害復旧費2,401万1,000円を専決予算として組み、当面の対応の予算措置を行いました。

次に、台風19号関係について申し上げます。

10月12日に、昭和33年の狩野川台風並みと言われました台風19号が、伊豆半島を直撃とするコースとなりまして、町では11日から12日にかけてその対策を行いました。

11日の昼過ぎに降り始めた雨は、翌12日まで降り続きまして、河津町の2日間の降水量は180.5ミリを記録いたしました。降雨量につきましては、さきの15号台風に比べまして、幸いにも降雨量半分近くで、心配した河津川の越水ですとか、支流の増水も見られませんでした。

一方、今回の19号台風の規模が大きく強力であるということから、コースに当たる当町でも被害が想定されました。そういうことで、前日の11日16時半には、レベル3の避難準備情報を出しまして自主避難体制をとりまして、各区の公民館と、町の保健福祉防災センターを

避難所として開放しました。約30名の方が事前避難を行いました。

翌12日には、夕方から夜にかけて台風が接近、上陸するという情報から、午前10時半に町の災害対策本部を立ち上げ、11時5分にレベル4の避難勧告を発令しまして、広域避難所の各小・中学校の4校の体育館に避難所を開設しまして、職員の配備体制を行いました。当日の18時には、各避難所の避難者数は169世帯358人となりました。その後、強風が吹きましたが、伊豆半島に上陸したのにもかかわらず、幸いにも当町では人的被害もなく、19号台風が通過をしていきました。

その後の台風の被害は、皆さんご存じのとおり、伊豆半島の北部や関東、東北にかけて河川の決壊や内水氾濫など甚大な被害を及ぼしまして、死者、行方不明者が80人以上となる大災害となりました。町内においては、強風による住家など屋根の被害や倒木などがありました。

また、町では、10月18日に当面对応する費用として、災害復旧費1,278万1,000円の専決補正予算を組みまして、当面の対応の予算措置を行いました。

なお、既に配付してございますけれども、11月号の広報かわづで、今回の状況をお知らせするとともに、町民の皆様への水害に対する備えとして特集を行いました。

以上が状況でございますが、被害状況の詳細については、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 町長の答弁にもございましたが、私からは、台風被害に関します災害復旧経費についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、台風15号、こちらに関連します公共施設等の災害復旧に要する費用につきましては、先ほど町長からも答弁ございましたが、2,401万1,000円となりました。

管理施設ごとの復旧に要する経費の内訳につきましては、総務管理施設、こちらが126万3,000円、漁港用施設59万2,000円、林業用施設86万2,000円、農地・農業用施設が197万9,000円、観光関連施設といたしまして777万2,000円、道路・橋梁施設が679万2,000円、河川関連施設が397万9,000円、教育関連施設が77万2,000円で、合計が2,401万1,000円となっております。

以上につきましては、令和元年9月19日の専決補正予算を組み、対応に当たったところでございます。

次に、台風19号、こちらに関連します公共施設等の災害復旧に要する経費につきましては、

1,278万1,000円となりました。

施設管理ごとの復旧に要する経費の内訳につきましては、総務管理施設、こちらが4万7,000円、漁港用施設308万3,000円、海岸保全施設といたしまして278万7,000円、農地・農業用施設といたしまして14万1,000円、観光施設といたしましては301万6,000円、道路・橋梁施設といたしましては292万5,000円でございます。合計で1,278万1,000円でございます。

以上につきまして、令和元年10月18日の専決補正予算を組み、補正対応に当たったところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 台風15号による町の農林水産施設等に係る被害の状況についてご説明します。

農道への土砂の流出や倒木、農業用水路へ土砂の流出、海岸、漁港への流木の漂着などの被害がございました。

また、観光施設等につきましては、釜滝のつり橋の落橋、河津川溪流歩道や佐ヶ野川遊歩道、踊り子歩道、寒天車道などが倒木や土砂の流出、落石などの被害があり、また、河津川沿いの桜並木の一部や、田中バイパス沿いの河津桜の倒木がございました。

台風19号による被害につきましては、漁港や海岸に流木や海藻類が打ち上げられ、観光施設としては、今井浜露天風呂の男女仕切り壁の破損、遊歩道での倒木や土砂の流出による被害がございました。

復旧の状況につきましてですが、台風15号につきましては、被災した箇所については、山間部の倒木処理や土砂の撤去、漁港や海岸の流木の処理等については、ほぼ終了しております。

また、観光施設等についても、被害を受けた箇所につきましての復旧や撤去についておおむね終了しているところでございます。

なお、田中バイパスの桜の補植につきましては、桜まつり前までには終了する予定でございます。

また、七滝地区の猿田淵遊歩道については、県有施設でありますので、県のほうで対応していただいているところです。また、寒天車道につきましても、路面の被害が大変大きかったため、県により復旧作業を行っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） それでは、私のほうから、公共土木施設の被害状況について申し上げます。

まず、台風15号による被害状況ですが、町道については、町道縄地線、上峰線、春ノ蔵線、田中・見高線など、主要な道路を初め、町内各所の道路で倒木、土砂流出が発生しました。縄地線、湯ヶ野・小鍋3号線では、倒木が電線にかかった箇所もあり、復旧に時間を要しました。また、ご承知のとおり、峰橋が崩落しております。

町管理の河川については、普通河川本谷川、初景滝公衆トイレ付近の護岸が崩壊し、普通河川奥原川でも、数カ所で砂防施設の護岸が被災しました。

台風19号による被害状況ですが、台風15号と同じように主要な道路を初め、町内各所で倒木や土砂流出が多数発生しました。

復旧の状況ということで、台風15号、19号により被災した箇所の復旧状況についてですが、町道や河川での倒木処理や土砂の撤去はほぼ終了しております。

台風15号で被災した町道田中・見高線の路肩崩壊箇所と、普通河川本谷川の護岸崩壊箇所については、災害復旧事業として対応することとしました。今月2日から4日に災害査定を受けております。現在、実施設計書を作成しておりますので、今後、専決補正予算を組み、復旧工事を行っていく予定です。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 答弁のほうはもうよろしいですか。

3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 今、先ほど来、予算についてをいろいろお話しいただきましたわけですが、被害に遭った施設はそれぞれ国、県、町とあると思いますけれども、これらについては、設置者、管理者がそれぞれ異なっております。国・県の管理となれば、修復についてはそれぞれが実施していただけたらと思いますが、政府を初め、県も今回の台風を激甚災害と認定し、その対応に当たると思われますし、予算の確保もすると聞いております。当町管理に係る重立った被害箇所の補修の財源及び補助についての状況について、説明をしていただきたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの財源といたしますか、補助の関係でございます。

先ほど担当課長からも説明ありましたように、町単独で行うもの、あるいは応急的に行うもの、いろんな対応の仕方がありますけれども、一応、専決補正で対応したのが当面の応急的な対応でございます。

今後でございますけれども、先ほど建設課長が答弁しておりますけれども、災害復旧の事業として国等の災害査定を受けて、これから実施するものも町内何カ所かございます。これについては、まだ確定等もしておりませんので、査定の部分が終わっておりますので、あと予算化をしていく中で、今後、対応していきたいなと思っております。それも急ぐということで専決補正という形で対応させていただけたらと思っております。

それから、今、農業施設等も国のほうで補助制度等の動きもあるようでございますので、それも県や国と連携をとりながら、農業施設等についても補助事業等を取り込めたら、そういう形で災害復旧の補助事業に取り組みたいなど、そう思っております。

町の施設につきましては、単費で対応したわけでございますけれども、一部、公共施設については、保険等も入っている部分があるものですから、その部分で対応したのもございます。

そういうことで、大部分は、大きいものについては今後の対応になるかと思っておりますので、そういうことで答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 財源についてのお尋ねでございます。

先ほどもご答弁させていただきましたが、台風15号、こちらに関しましては、2,401万1,000円を補正予算として専決処分させていただいております。財源の内訳につきましては、町長の答弁にもございましたが、町費で賄っております。内訳といたしましては、財政調整基金を2,000万、一般財源といたしまして401万1,000円、こちらを財源として充当していたところでございます。

また、19号に関しましては1,278万1,000円、内訳といたしましては、繰越金を1,178万1,000円、プラス寄附金といたしまして100万円を充当したところでございます。

これらの災害復旧に関します経費に関しましては、いずれも特別交付税の特殊事情として需要額に算入されることとなっております。

以上のことから、特別交付税としての交付税措置があるということで考えておりますので、ご承知願いたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村申信二君） それで、私のほうからですが、災害復旧事業費、これは昨日、国の査定を受けた災害復旧事業費の財源について申し上げます。

該当箇所は、普通河川本谷川と町道田中・見高線になるわけですが、こちらの財源については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、3分の2が国庫金で賄われます。残り3分の1については起債となりますが、その起債に対して95%が交付税措置されるということになっております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） ありがとうございます。

その後、全国ニュースでも報道されているとおり、峰橋、通称カップ橋が崩落してしまったということです。町は、台風上陸以前から通行に支障があるとして通行どめにしていましたので、幸いけが人など出なくてよかったんですけども、深い淵となっているこの場所に、崩落した橋が現在も沈んでおります。これを撤去するのを、町がするのですか。それとも河川の管理者である県が実施するのですか。

また、夏は飛び込みもできる深い淵として、地元の子供たちの遊び場であったり、観光地の面でも有名であったこの橋の再建を希望する声は多いと聞いていますが、復旧、または水遊び場としての整備をするなどといった予定はありませんか。

さらには、現在、通行止のフェンスが張られているのですが、いつまでもあの状態で置くのではなく、整備が必要と思われます。町長のご意見をお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今、渡邊議員の崩落した峰橋の対応について、経緯を含めて説明させていただきます。

河津町では、平成23年度、24年度にかけて、橋梁の長寿命化計画を策定しまして、修繕計画に基づいて予防的な修繕を進めております。そうした中で、道路法の改正によりまして、道路の重要構築物についても5年に一度の点検が義務づけられまして、平成30年度までに全ての橋梁点検を実施した結果、補修が必要な15の橋につきまして、順次補修を行っている状況でございます。

その一つであります峰橋については、長寿命化点検の結果、レベル3、これは5年以内に

対策を取りなさいという、そういう判定でございます。そういうことで早期の処置の段階の橋として診断をされました。そういう中で、これまで今後の方針として、峰橋の予防保全対策経費と耐震補強工事の費用を合わせた概算の費用の検討を進めていたわけでございますけれども、その中で、費用面と利用状況から、存続判断も必要となりますが、その辺で関係地域の町民と、この点で話し合いを、存続について話し合いを持ってきました。

その間にも、実は橋の劣化が相当進みまして、石の手すりの剥離落下も見られたり、また診断結果により地震の際には倒壊する恐れがあり、危険な状況であるということから、本年4月から、周辺地域の皆様の理解を得まして、完全に通行禁止の処置をしておったところでございます。これが経過でございます。

そこで、ことしの9月に峰橋を、今後、どう維持管理をしていくのかという判断のために、9月の定例会に、峰橋長寿命化に伴う調査検討業務委託費を9月4日の議会で、補正予算の承認をいただきまして、今後、安全性を保つためには、基本的には従来橋のような修景が保てないということから、撤去をする方向で検討することになっておりました。しかし、その必要はなくなりましたので、皆さんが思い出深い峰橋がなくなるという惜しむ声もありますが、現状では、新設については考えはございませんので、今後の方針について担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） それでは、私のほうから、崩落した峰橋の処理方法について申し上げます。

現在、河川管理者である県、下田土木事務所さんになりますが、そちらと相談しております。崩落した橋が深い淵の中に完全に沈んでおり、その後の台風19号の増水により、土砂に埋まってしまっている部分もあるため、どのように撤去するか、方法を今、検討しているところでございます。

また、先ほどフェンスが張りっ放しというようなご指摘もありましたが、その護岸についても崩落したままの状態となっているため、右岸の残っている橋台部分の撤去、また、反対側の左岸の歩道部分を含めた修復についても、あわせて河川管理者と今後、協議していく予定であります。

この撤去等に係る費用については、一応、町の単独費となります。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 今後、撤去していくということですが、ぜひとも、あそこが親水公園という形でもいいから、何とか子供たちが遊べるような形で、降りられるような、淵へ降りていけるような公園にでもなればいいのかと考えておりましたが、その辺も含めていろいろ検討していただければいいかと思います。よろしくお願いします。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

農業分野における台風15号、19号の被害についてです。

先ほど来、農業分野における被害状況なども発表されております。ハウスの倒壊、ワサビ沢の流出、倒木の被害、果樹の倒木など多くの被害がありました。ハウスの被害やワサビ沢の流出、倒木、これらは目に見える被害でもあります。塩害など、すぐには目に見えない、後になってわかってくる被害も多々あったと思いますが、それら町で把握している状況についてお教え願いたいと思います。田んぼ、畑などのような農地、それと農業施設、ハウスなどのものです。これらによって考え方が違うということが、私もやっと最近わかってきましたので、それらについても回答願いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 渡邊議員の質問の農業関係の被害の状況等について答弁いたします。

先ほど台風15号による農業被害の状況、お話ししましたけれども、農作物の被害は約5,750万円、ハウス等の被害については約590万円とありました。

特に、渡邊議員がご心配されている台風15号の関係のワサビの関係でございますけれども、台風15号による県調査によりますと、ワサビ田の被害については8件、河津町で。0.24ヘクタール、被害は約4,400万円と報告されております。そのほかにもワサビの農作物自体の被害も約2,300万円と報告されているところでございます。

そういうことで、今の段階ではこのような状況でございますけれども、今後、この辺の状況も踏まえて、どんな支援ができるか対応していかなきやならないなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 国では、今回の台風について激甚災害と認定し、対応するとしておりますが、何度も伺うようですけれども、町の対応、どのように対応してくれるのか、その辺について回答をお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町の対応でございます。特に台風15号の関係で、ワサビ田が大変大きな被害を受けたということでございます。そういう中で、災害認定の対象となるものは、農地としてはならなかったわけでございますけれども、その中で11月14日に、ワサビの生産者の組織であります「○東わさび共販委員会」の会長以下会員の皆さん約20名が町を訪れまして、台風15号による畳石式水ワサビの田んぼの復旧工事費用について要望がありました。

要望内容の概要を紹介いたしますけれども、こういうことでございます。

先月の台風15号のワサビ田の被害が出ましたが、災害の対象にならず、災害復旧を行うための費用がかかると。そういうことで災害認定の対象の考え方が、ワサビ田の場合は通常の農地の田んぼ扱いで、ワサビ田ができていない施設状況が加味されていないと、そのような結果になっているのではないのかということでございます。

というのは、災害査定基準が、ワサビ田について特別ということじゃなくて、普通の田んぼと同じ扱いだということで、単価が大分低いということでございます。特に、ワサビ田は、ワサビを植える状況をつくるまでに、畳石式と違って、相当な費用をかけて良質なワサビをつくる環境を満たしている。一般的な稲をつくる田んぼと違い、相当なお金や労力をかけて、施設として作り上げている。ですから、ワサビ田については、施設として、その復旧についての考えを改めていただきたいと。

まして、静岡県の場合には、平成30年3月に静岡水ワサビの栽培方法、畳石式が世界農業遺産になったこともありまして、今後も継承、保存していくために災害復旧が大事でありまして、この点も配慮していただきたいと。

それから、今回の台風15号による沢からの越水ですとか、護岸の崩壊なども含めて、ワサビ田に係る災害復旧費用についても配慮していただくとともに、今後も同じようなことが起きる可能性が考えられるので、恒久的な補助などの制度の確立を望むという内容でございました。

町として、これらの要望を受けまして、県当局ですとか国会議員にも要望内容をお伝えして、対策を要望いたしました。県においても、現在、新たな補助制度の構築に向けて検討をいただいているところでございます。

また、11月25日は、国会議員の勝俣衆議院議員ですとか、静岡県の土屋特別補佐官を初めとした県職員などが、河津町の被害状況の視察と要望を受けていただきました。国会議員を通して、国の機関にも早速要望を伝えるとのお話をいただきました。

また、国の対策等について、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 国の予算対応を受けての町の対応ですが、現在、国では台風15号により被災されたビニールハウス等の農産物の生産加工に必要な施設、機械の再建、修繕等を支援するとして、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）の交付が予定されているところであります。

この支援事業につきましては、11月5日に、支援事業を希望される農業者の方への説明会を行い、河津町では4件の支援希望をいただいているところで、町の助成制度を整備し、国、県、町で協調し助成していく方針です。

内容としましては、昨年度の台風24号で被災した農業者に対し実施した台風被災者への経営体育成支援事業とほぼ同様の措置となります。

台風19号による被害者への国の支援は、現在、検討されているところですので、その内容により、町でも前述の支援事業同様、対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） ありがとうございます。

国の考え方で、ワサビ沢が農地であり、農業施設ではないということですが、世界農業遺産にも認定された豊沢は、先人の知恵と努力の結晶の農業施設であると思います。静岡水ワサビを守るために、ほかのワサビの産地の市長、または町長などとともに、国にぜひとも強く訴えていただきたいと思います。

今後、農業に対しての被害が多くあると思います。今回の台風は、昭和33年の狩野川台風クラスと言われ、60年ぶりの大きな台風ということでした。10年に一度とか30年に一度の災害とよく言われますが、近年の異常気象が続く中で、毎年のようにどこかで災害が発生しています。さらには、先月の11日のような突然のひょうにより、思わぬ被害が発生しています。農地周辺の治山事業、河川改修の積極的な推進を、国・県に進めていく必要があると思います。

また、農業従事者の高齢化が進む中、施設や圃場が被害を受ければ離農者がふえることが予想されます。新規就農者の補助制度も強化する必要がありますが、被害農業者に対しての被害回復のための補助金制度、被害農業者の税金の減免、これなどを制度化して対応する予

定はありますか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問の今後予想される被害について、町の対応、あるいは制度として何かあるかということでございます。

確かに異常気象などと言われるように、河津町でも今回の台風15号のときには、1時間にも82ミリという集中的な雨が降りまして、大きな被害をもたらしたものと考えております。

確かに、今後、同じようなことが起きることも懸念されます。特に農地被害が起きた場合には、基本的には今までの制度ですと、国の災害認定を受けて、補助制度で復旧するのが一般的だと思います。ただ、先ほど申しましたけれども、ワサビ田については、国の基準の査定が、農地、田んぼ扱いということで、なかなか自己負担が、その割合を充てても大きくて、農地の復旧作業、大変だなという思いもあります。

そういうことで、県などでは、国の補助制度を補完するような形で、補助制度でできないのかなということで検討しているということも聞いておりますけれども、まだ検討段階ですので、今後どうなるかわかりませんが、そんな動きもあるということでございます。

それから、一方では、被害を受けながら、今回もそうなんですけれども、災害認定に当たらないというケースもあるかと思えます。今後、町としても、このようなケースに対して、額は少額かもしれませんが、そういう災害の認定に当たらないような、そういう農地についても、何とか補助制度として検討できないのかなということで、今後、進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 検討をよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

鳥獣害対策についての質問です。

台風による被害は甚大であります、依然として有害鳥獣による被害も続いているのが現実です。昨年度と今年度中の猿、イノシシ、鹿の捕獲実績について回答願います。

また、昨年度実施しましたNPO法人甲斐けもの社中による猿の行動確認は、途中経過が発表されましたが、猿の行動範囲を把握するにはよかったのかなと思っております。その結果と、今後も続けていくのですか。よろしくお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 鳥獣害対策について2点ほどお尋ねですので、お答えしたいと思います。

まず、捕獲実績でございます。

今、議員がおっしゃったように、町の鳥獣害の被害は大変深刻でございまして、農業者の就業意欲にも大きく影響してきます。そういう中で、町では、防護のための施設整備補助ですとか、捕獲に対する助成も行っております。また、鳥獣害の対策のアドバイザー的な役割を行う職員の配置ですとか対策のために地域おこし協力隊の採用なども行ってございまして、それなりの効果も出ておりますけれども、また今、被害が出ている、そんな現状もござい

ます。

また、捕獲実績については、担当課長より答弁させます。

それから、昨年実施された猿被害に対するけもの社中による猿の行動範囲の確認の結果でございますけれども、今後の対応についてお尋ねだと思いますので、それについても担当課長より答弁させますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） それでは、ただいまの質問で、捕獲実績とNPO法人の甲斐けもの社中への今後の対応についてお答えいたします。

捕獲実績ですが、本年度の数を申し上げます。

有害鳥獣の捕獲数ですが、10月末現在で猿が12頭、イノシシが271頭、鹿が480頭で、これは前年並みの数ではないかと思われま

す。また、県が行っている管理捕獲がありますが、現在のところ、その捕獲数が、河津町分がちょっとわかりませんので、その数を入れるともっと多くなると思います。

また、NPO法人甲斐けもの社中へは、先ほど議員申されたとおり、平成30年度に、ニホンザル被害対策インフラ整備と現状把握及び対策計画検討調査を、町の有害鳥獣対策協議会が委託しまして、平成31年1月11日から3月31日までの期間で実施をしたところでござい

ます。

ニホンザル被害対策として、見高地区をモデル地区として分布状況を調査し、個体に発信器を装着し追跡を行い、行動圏や停滞場所の把握を行なったところです。また、アンケートや現地調査による被害状況を整理し、町民と情報共有するということを目的に実施しました。その結果につきましては、平成31年3月22日に調査成果報告会を開催しているところでござ

います。

今後について、現在のところ協議会では、継続調査等について未定と伺っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 猿の行動確認をするということで、群れで動いている猿がどのようなところで被害を与えるかということ把握するにはよかったと思うんですけども、また、お金もかかることですから、それについても、今後も予算化して続けていってもらえればいいのかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

猿やイノシシ、鹿の被害対策としての報奨金制度、補助金制度があることで、過剰な個体数の維持が何とか食い止められているのが現状だと思います。その他の獣害対策としての報奨金制度は予定しておりませんか。タイワンリス、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、イタチなど、小中型動物による農作物の被害も多く、これらの有害動物に対する駆除に関して補助の予定はありませんか。

東伊豆町では、タイワンリスの補助金制度、西伊豆町では、ハクビシンの補助金制度、これを実施しているようですが、検討していく予定はありませんか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま議員の小動物の被害に対する、捕獲に対する報奨金制度のお話だと思いますけれども、今年の、町が報告受けている被害の実績、捕獲の関係ございますけれども、リス、ハクビシンについては8匹の捕獲がありました。現状での小動物対策の補助制度については特に考えておりませんが、今後、被害の状況など把握した上で考えてみたいなど、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） せっかく実った果実や農作物が、ちょっとしたことできずものにされてしまうというのが小動物の被害です。これらについても、何とか対応していただければ、もう少し家庭菜園等の農業従事者もふえていくのかと考えますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

そして、本年、この南伊豆町の波勝崎の猿園が閉園されました。園の経営者は、閉園に当たり、餌を与え続けると言っていますが、今後、猿の集団が拡散することは容易に推測され、農業従事者は心配していたところでありました。幸いにも、報道にあったようにiZooが

継続して園を経営するというので、13日に南伊豆町と締結することとなり、とりあえずほっとしているところであります。これからもそれら業者をよろしく願いして、ご指導願いたいと思います。特に回答は求めません。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 宮 崎 啓 次 君

○議長（土屋 貴君） 11番、宮崎啓次君の一般質問を許します。

宮崎啓次議員。

〔11番 宮崎啓次君登壇〕

○11番（宮崎啓次君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告の項目に沿ってお伺いいたします。一問一答方式でお願いいたします。

まず、質問に入ります前に、先月末、市町駅伝競走大会が行われまして、河津町の選手チームがふるさと賞をとったということで、3年連続という素晴らしい成績を残されたことに敬意を表しますとともに、8月からずっと練習を続けられました選手及び関係者の皆様にご苦労さまとお伝え願いたいと思います。

さて、私の今回の質問は、第1に観光政策について、それから第2に町内経済対策について、第3に移住者対策について伺いたいと思います。

町長、副町長並びに教育長、担当課長の答弁を求めます。

まず、1問目としまして、観光政策についてですが、この数年間の取り組みを省みますと、平成22年ごろから始まった観光客誘客につながる河津グルメによる情報発信、その後もロケ

ツーリズムによるロケ地の提供、渋谷区と取り組んだ先月行われた第4回河津フラワートライアスロンなど、現在も継続して取り組んで成果につながっている事業がございます。特に河津グルメの面では、今年東京で行われた第5回全国ふるさと甲子園において、準グランプリを受賞しております。このときは町長も応援に参加されたようです。今回で2回目の準グランプリの受賞となりました。

最近では、9月定例会の一般質問の中で大川議員からご紹介ありましたけれども、谷津寺町地区における栖足寺さんを中心とした取り組みなど、このような紹介もありました。この寺町地区では、特に10月からは自主的にタイのタクシーに使われているトゥクトゥクを使用して、観光客をならんだの里、平安仏像展示館まで送り迎えをしたり、観光客の誘客に大きな成果を上げていると聞いております。やはりこのように、河津桜以外のシーズンの誘客を図るような施策が重要であると考えております。今まで町長は同僚議員の一般質問において、着地型観光に力を入れるとの答弁がありました。

そこで、1点目としまして、町長の考えておられる着地型観光とはどのようなものなのか。また、この2年間、町長が着任して取り組んできたこと、あるいは成果を伺いたいと思います。

2点目としまして、文化遺産を生かした観光政策等についてですけれども、町内には文学や遺跡など歴史的な文化遺産が多数ございます。河津町の特徴であるこれらを生かした観光政策をさらに進める必要があると考えます。

そこで、文化遺産を生かした観光政策について、町長のお考えを伺いたいと思います。

文学遺産に関しましては教育長が非常に詳しいというところですので、町内のそういった文学遺産等について教育長からもご紹介いただければなという気持ちでおりますので、後ほどよろしくお願いします。

また、3点目として、令和2年の河津桜まつりについて伺いたいと思います。

来年は第30回という節目となる記念大会となる河津桜まつりですけれども、現在その記念大会に向けてどのような取り組みを行っているのか、その内容等について伺います。

以上、1点目、町長の考える着地型観光について、それから取り組み、成果ということについて。

2点目としまして、文化遺産を生かした観光政策についてのお考え。

3点目、第30回記念河津桜まつりについて。

以上、伺います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、宮崎議員のお尋ねの3点について、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の私の考える着地型観光についてお答えいたします。

着地型観光とは、従来の数だけを呼ぶような一過性の観光ではなくて、いかにその地で滞在時間を多くして楽しんでもらったり、消費してもらうような仕組みの観光が私は着地型観光であると考えております。形はいろいろ考えられると思いますが、体験を通して楽しむとか、文学散歩など目的を持って楽しむとか、そこでしか味わえないような独自性を持った特色ある観光を構築することが必要ではないのかなと、そういうふうに思っております。特にそこに住んでいる人との交流できたり、あるいは地域に溶け込んで楽しむことがとても大事ではないのかなと、そういうふうに思っております。

この2年間の成果についてお尋ねでございますが、いろいろやっておりますんで一概には言えない面もございますが、例えば河津桜まつりを例にしてみますと、特に外へ向けて河津桜を見ながら歩いてもらう、そんな仕組みを主に私も紹介をしてきました。河津川の堤沿いだけではなくて、例えば城山であったり涅槃堂であったり、例えば峰温泉桜の丘であったり、周遊への誘導、あるいは先ほどご紹介ありましたご朱印散歩などもそのよい例かと思っておりますし、町を歩いてもらうそんな仕組みづくりが一端としてあるのかなと、そういうことを主に行ってきました。

また、季節を通して河津町の見どころを1つだけではなくて、いつも体系的にお客さんに伝えることも私も大事ではないのかなと思っております。それは町だけではなくて、町の観光協会の役割も大変重要であると思っております。そのための情報発信のツールとして、今年度、観光協会のホームページのリニューアルに対する町の補助も行っております。今後はもう少し体系的にまとめて知らせたり、具体的には現在の渋谷区との都市と農村の交流事業ですとか、あるいは修学旅行の誘致などを通して、地元と交流する事業なども滞在型の観光の方向性の一つではないのかなと思っております。特に体験事業については、異業種の方々の協力が大変重要になるものですから、着地型観光を進める上で一番大事なものは、いろいろな方々のご協力が必要ではないのかなと、そういうふうに思っております。

2つ目の文化遺産を生かした観光政策でございますが、特に「伊豆の踊子」を中心とした文学の遺産や農業遺産、ジオパークに見られるような自然遺産などを紹介することは大事であると考えております。将来的には伊豆縦貫自動車道路ができたときには、仮称でございま

すけれども河津インター、あるいは逆川インターから降りてもらおう仕組みが大変大事となりますので、特に湯ヶ野ですとか七滝方面の誘客施策が大変大事ではないのかなと思っております。

そういう意味で、昨年、湯ヶ野の福田家さんに川端康成あるいは「伊豆の踊子」に関する多くの資料がありますので、その資料を教育委員会で調査していただきました。調べたところによりますと、大変重要な資料の存在が明らかになりまして、その基礎資料となる台本といますか、元帳をつくることができました。今後、所有者のご理解が得られれば、観光の目玉になり得るものと考えております。

また、大学連携としまして、渋谷区を通して国学院大学の先生による郷土芸能の評価も受けまして、また、昭和女子大の先生や学生による年間を通した文化応援プロジェクトの支援を受けたり、今後の基礎となる調査や提案を受けているところでございます。

また、町の観光協会では文学散歩の観光推奨を行うために、今年度、広域連携協定を結んでおります静岡文化芸術大学の二本松先生にお願いをしまして、学生とともに現在町の調査を行っております。今後、町内の文豪などの文化遺産を通して、観光的に利用していきたいなと思っております。

なお、文化遺産などについて教育長にお尋ねですので、教育長に後ほど答弁させます。

それから、第30回の河津桜まつりでございます。お陰さまで河津桜まつりも、来年の2月10日で第30回を迎えるわけでございます。この辺についても30回記念大会ということで、町も補助金等を得まして、実行委員会に支出してございます。そういう中でいろいろ取り組みを行っているわけでございますけれども、実行委員会で各メンバーによるプロジェクトチームをつくって内容を検討しておりますので、既にトラックへのラッピングですとか実行しているものもございますけれども、その内容については担当課長のほうから答弁させますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 宮崎議員の町内の文化的な遺産、とりわけ文学的な資料についての質問にお答えをしたいと思います。

議員がご指摘のように、明治以降、数多くの文学者が当町を訪れています。逗留をして執筆を行った作家もあれば、訪問の体験をもとに作品を発表している文人、詩人、歌人など、数多くおります。平成11年に河津町教育委員会が編集、刊行した「歴史の里河津」には、川

端康成を初め太宰治、井伏鱒二など、河津を訪れた文学者の概説が紹介をされています。

私の及ぶ範囲で確認できた河津が舞台となっている作品には、次のようなものがあります。川端康成の「伊豆の踊子」を初めとする数多くの随筆、太宰治の「東京八景」、南豆荘宛の書簡、与謝野晶子の3回の滞在中の短歌、井伏鱒二の「七つの街道」、「南豆荘の将棋盤」などの随筆文、中島敦の小説「蕨・竹・老人」、亀井勝一郎の随筆「鮎つり」、種田山頭火の「山頭火日記」、松本清張の「天城越え」、池波正太郎の「天城峠」、このような作品を確認しております。

作品の舞台や作家の滞在地区は見てみると、湯ヶ野、谷津、峰、今井浜、そして天城峠です。現在、作家が逗留した宿も現存をしています。作家の名を記載された宿帳も存在が認められます。このようなことから、河津町が明治、大正、昭和、戦前、戦後にわたって多くの文学者に愛されてきた土地であるということが確実に言えるなというふうに思っています。

数多くの作家の中で、やはり川端康成は特筆すべき存在であると考えています。それはただ作品上の足跡だけでなく、文学碑の存在や作家自身の書や色紙、書簡、署名入りの書籍などが多く残されているということです。これらのことにつきましては、図書館の読書会や寿大学の講座などで紹介をさせていただいているところですが、今後も多くの人に文学的な遺産や資料の存在を知っていただき、作品などに触れる機会などをつくっていきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） それでは、私からは第30回の河津桜まつりに向けた取り組みについて、ご報告させていただきます。

現在、河津桜まつり実行委員会で、記念大会検討委員会を立ち上げて実施しているところです。委員につきましては、産業経済活性化連絡協議会の各団体から検討委員を選出していただき、これに地域おこし協力隊員を含め12名で行っておるところです。事業の内容はオープニングについて外部委託を検討し、既に募集を行いましたポスター、街頭フラッグなどの表彰を行う予定です。

また、河津桜まつりのあゆみ展の実施、成人式での河津桜展示と切り枝の配布、昨年に引き続きハンギングバスケットの実施、卓上フラッグ、ノベルティグッズの制作、伊豆急行電車へのヘッドマークなどの掲出のほか、先ほど町長も申し上げましたが、西濃運輸トラックによるトラックラッピングの実施、また、来年度の早い時期に河津桜まつりシンポジウムの

開催などが予定されているところです。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 今、町長あるいは教育長、産業振興課長から答弁をいただきましたけれども、まず着地型観光、町長の言われるとおりに周遊していただく、あるいは取り組みについては、情報発信、ホームページのリニューアル等、お話ありました。

また、渋谷区との交流事業、こういったことも継続していただければいいと思うんですが、そのほかに私、着地型観光でもう少し生かしていただきたいというのは、桜まつり以外の時期、特に河津川沿い、秋口に例えばコスモスあたりを川側の法面に一面にずっと植栽したらどうかと。そうすることによって、4キロにわたってコスモスが咲き乱れる形になれば、インパクトがあって、その時期に桜まつりシーズンまではいかないにしても、多くのお客さんが見えてそこを散策していただけると。それ散策しながら、涅槃堂であるとか、あるいは谷津、栖足寺、ならんだの里のほうへも足を運んでいただくような。

また、中間地点には大噴湯公園もありますし、そういうふうに観光客の皆様には歩いていただく、町内を。そういった取り組みが必要なんではないかなというふうに考えます。

ですから、その辺について町長のお考えを伺いたいんですが、ぜひともそのようなことを実現に向けてやっていただきたいと、そのように考えるところが1つです。

それと、先ほど一般質問、午前中に渡邊議員のほうから峰橋の件がありました。かっぱ橋と言われて、かなり多くの若い人たちがあそこを訪れて、今までいました。あの後をどうするかということで、やはりあそこへ飛び込み台みたいなものを、常設的なものをしっかりとつくって、そういったことを県と取り組んでやっていただければ、またそこも名所の一つになるのかなと、継続できるんじゃないのかなと。やはり知恵を絞って皆さんで考えてやっていくことが、着地型観光に結びつくのではないのかなというふうに考えます。

それと、あと特に先ほど町長からありました城山の遊歩道、あそこに関しても、遊歩道をもう少し、一度昔、整備したんですけれども、危険な場所があるんですよ。幼稚園の子供たちをあそこ引率して私も何回か行きましたけれども、笹原財産区の途中の上のところは道幅が狭くなって、非常に危険なようなところがあります、子供たちが歩くにはね。大人は大丈夫でしょうけれども。やっぱりそういったところも整備する。

また、あそこの竹林等もあるわけで、竹林も未整備のまま、地権者さんも県の補助金等を使えば、何とかやりたいという意向を持っていますので、その辺も含めてトータル的に考

えて、観光客のお客様に皆さん歩いていただく、体験していただくということを必要ではないのかなというふうに考えます。

その町長のお考えを伺いたいことと、あともう一点、私、心配するのは、ジオパークの件が町長からお話ありましたけれども、現在、七滝観光センターの中にジオパークの施設があります。新年度になりますと、あそこを七滝観光センター、取り壊しの計画があるようですので、その後をどうするかということ具体的に答弁をお願いしたいと思います。あそこなくなってしまうと七滝地区は拠点なくなるわけで、やはり観光的に非常に打撃だと思うわけです。ですから、そこら辺のご答弁をいただきたい。このように着地型観光については思います。

2点目の文学遺産、先ほど教育長からご紹介ありましたけれども、このようなことも先ほど太宰治とか川端康成等のお話ありまして、福田家さんのところは川端康成さんだけでなく、太宰治が泊まった部屋もちゃんと保管してある、見られるようにしてあるわけです。ですから、やっぱり湯ヶ野温泉と、あるいは谷津温泉は重要な拠点だと思います。宝物だと思うわけです。今現在、湯ヶ野温泉では福田家さんが孤軍奮闘しているような状態、福田家さん一生懸命頑張っても、なかなか地域が盛り上がりません。このような状態ありますので、いかに地域の人たちに理解を求めて、盛り上げていただくかということも必要ではないのかなと思います。

谷津地区におきますと、今本当に地域の方々頑張っておられて、栖足寺さん中心にご朱印の、町長からもご朱印ってありましたけれども、あれももとは栖足寺さんの発案で広まったことであって、彼の頑張りだと思うんです。企画力、実行力、私はすばらしいと思います。今は特に夜間の音楽やったりしていますけれども、そういったことでそこにお任せ切りではなくて、やはり町のほうとしてもそれを応援してあげる体制というのは非常に必要ではないのかなと。

栖足寺さんからならんだの里へ行く途中に、昔、南豆荘があった場所があります。石田家さんの入り口の左側に元南豆荘さんがありました。そこに当時、井伏鱒二であるとか、梶井基次郎、亀井勝一郎等が利用したお風呂が今もそのまま残っております。お風呂の形だけですけれども、そこも地権者の方が協力してもいいというようなお話、以前、私も伺っていますので、そのようなところも何とか生かして、あそこに看板でも謂れを書いて、当時の南豆荘の写真でもあれば、そういったものを大きいパネルにしてご紹介できるようなものを作れば、栖足寺さんから今度文学の散歩道じゃありませんけれども、あそこ歩いてならんだの里

まで行っていただくと。そうすれば拠点同士が両方生きて、それこそ着地型観光につながってくると思いますので、その辺は観光協会の皆さんにも頑張ってもらって、町当局とともに知恵を絞ってやっていただけたらと思うところです。

2問目は、それについても町長の今後どうしていただけるか、そこら辺のお答えをいただきたいと思います。

3点目の桜まつりなんですけれども、先ほど課長のほうから紹介ありました。現在の取り組み状況ですけれども、観光協会、頑張ってトラックの後ろにフィルムを張ってやっている。そういったこともありますし、フラッグであるとかそういったこともあるわけなんですけれども、それは事前の対策であって、じゃ祭りの期間中、どうやってお客さんにインパクトある情報を出すのかということをもう少し考えていただけたらなと思うんです。せっかくこれ記念大会ですから、第30回の。どうも弱いなど、客寄せするには。もう少し大きいイベントをやるなり、情報発信できるようなことも考えていただきたいと思います。

聞くところによりますと、桜まつりの実行委員会運営には予算が厳しいというお話は聞いております。こういったところも当局のほうも頑張ってもらって、過去には企業のスポンサーを募って、大手企業からいただいた毎年400万円近くのスポンサーいただいて、大きなイベントを開いて、それだけじゃないんですよね。今度、逆にその大手の企業さんが河津桜まつりの情報発信してくれていた。各企業のホームページで紹介していただいて、あるいはバガテル公園を紹介してくれたり、そのような過去はやってきていたわけです。

ですから、そういったことも考えながら、町長のトップの営業力も頑張り次第ですから、そういうのを含めてそういうスポンサーを見つける。スポンサー見つけてやっていただくことがいいんじゃないのかなと思います。そういったこともまた地元企業にも協力を呼びかければ、地元企業も必ずや協力していただけると考えております。ですから、そのようなことで今後進めていただく上で、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの宮崎議員の質問にお答えしたいと思います。ちょっと数多い質問なものですから、もし不足していたら教えてください。

まず、1点目の着地型観光の関係です。

先ほど私も協定のことで、やはり着地型観光を行うには地域の皆さんですとか町民の協力が絶対必要だと思います。そういうことで、これから着地型観光を進めていく上では、その辺理解を得ることがまず一番だなと思っております。

まず、1点目の河津川沿いの河津桜まつり以外の利用といたしますか、その件でございます。

私も、河津というのはやっぱり花と湯の里というような形で言われるように、花というのは1つのポイントになるのかなと思っております。そういう意味で特に河津町の課題としては、桜まつり以外にいかにお客さんを呼ぶかという、これが大きなテーマであると思います。そういう中でいろいろな花を中心として、今までほかの季節も来てくれるような仕組みもいろいろやっているわけでございますけれども、さらに河津川沿いの堤を利用して、花が見えるということになればさらにいいかと思っております。

ただ、この辺についても河川管理者の関係とか、あと実行部隊のやっぱり組織をつくらなければだめだと思いますし、そんなことも含めて、現在は菜の花を主に植えてあるわけでございますけれども、あと堤のほうに植えることが可能なのかなのかもそれも含めて、検討していきたいなと思っております。

それから、2点目の峰橋の関係でございます。

これについては、当初は修復をして維持することも考えたこともございます。ただ、実際検討してみると、今までの形の橋の修復はできないということで、結局、基礎を巻いたりとか、橋の形を変えないとなかなか維持できないということもあったものですから、なかなか今まであった形のもので維持していくことは難しいのかなという、そう思っていた矢先に、このたびの台風で流出してしまったという経緯がございます。

今後の活用でございますけれども、確かに議員が言うようにミズベリングといたしますか、水に親しむことも大事だと思いますし、今後、撤去等も含めて、その辺も含めて利用ができるかどうか、それも含めて活用ができれば検討してみたいなと思っております。今、峰側の階段からおりることはできると思いますので、あと向こう側の遊歩道の関係もありますけれども、そんなことでどこまで撤去しなければならないのか、あるいはどういう形で利用できるのか、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

それから、3つ目の城山遊歩道の関係でございます。

桜まつり期間を見ますと、やっぱり相当最近、周遊される方が多くて、城山も相当行っているんじゃないのかなということも聞いておりますし、沢田の涅槃堂であったり、峰だったり、また違った魅力の河津桜まつりを楽しんでいるようなこともございますので、この辺の城山遊歩道整備についても、地元の人たちと、あるいは町と、あるいは実行委員会と協力しながら、整備を進めていくのがいいのかなと思っております。

それから、七滝観光センターの関係でございます。

一応、この議会に予算等も計上してございますけれども、来年の春に向けて観光センターを壊して、その後まだ具体的に何にするかという方向は決まっておられませんけれども、その中で今後検討していくと思いますが、あの中に確かに議員が言うように、ジオパークの案内のコーナーがあります。これについてもいろいろ検討しなければなりませんけれども、地元の観光協会と一緒に考えていくことが必要なのかなと思いますし、場合によっては一時的に借りるか、あるいは場所をつくるか、どちらかになるのかなと思いますけれども、その辺も必要性についても、これから地元と協議しながら検討していきたいなと思っております。

それから、2点目の文化遺産の活用でございます。

これも私も昨年、先ほど答弁しましたけれども、福田家さんの資料を教育委員会に調べてもらって、びっくりするような資料が出てきております。特に太宰治ですとか、いろんな方が泊まっていたりとか、特に川端先生のサイン入りのものというのが相当ございまして、場合によってはすごい価値が出てくるのではないのかなと思っておりますし、何とかやっぱり今後活用を図る方法を、特に所有者の方と一緒に活用の方法ができれば、1つの河津のまた違った魅力としてなるのかなと思っておりますし、先ほども申しましたけれども、今後やっぱり伊豆縦貫道のインターができると、いかにやっぱりこの河津の地に寄ってもらうかということが大事になりますので、私も知事と会う機会には、何とか知事もこういう文化に大変詳しいものですから協力していただいて、河津町の中でいで湯と文学の里づくりといえますか、そういう形で文学を生かしたそういうことができればいいのかなと思っております。

先日も知事とお話をしましたけれども、静岡学芸大学の先生の協力をいただいて、こういうことで文化関係の調査をして、観光に使いたいと思っていますよと知事とお話をしたら、大変いいことだということでお褒めをいただきました。知事も勧めているからぜひよろしく言っておいてくれというふうなこともいただいておりますので、それも特に文化財を生かしたものを活用していきたいなと思っております。

特に湯ヶ野地区については、下の福田家さんを中心としたあの辺になるかと思うんですけども、先日、私もちょっと湯ヶ野の文学碑まつりに行ったときに、旧国民宿舎の跡があるわけですが、財産区が所有している土地なんですけれども、あそこも使いようによってはとてもいいところだなという。特にあそこへ行ってみますと、川のおりる階段もあったりということで、大分横に長いスペースもあるんで、あの辺も活用の仕方によっては今後い

いものができるんじゃないのかなと思いますし、特にあそこ湯ヶ野にとっては、これ一番大きなやっぱり温泉が豊富にあるという。これも大きな魅力だと思いますし、それと文学と。そんなことで、今後、湯ヶ野地区も進めていきたいなと。

また、特に今回は昭和女子大学の協力もいただいているものですから、これ年間を通していろいろ協力していただけるという話も伺っているものですから、いろんな人たちと一緒に進めていきたいなと思っております。

谷津地区につきましては、議員もおっしゃるとおり大変ご朱印が人気で、それに火をつけたかのように寺町が以前の活気を取り戻しているのかなと、私もそんな感じもしております。それで、前回の議会でしたが、ほかの議員の答弁もさせていただきましたけれども、やっぱり谷津地区でもつなぐ仕組み、それが滞在型につながるとは思いますし、私はそのときは、イメージとしては栖足寺と南禅寺と八幡神社が繋がればいいのかと、そんなふうに思っていましたけれども、そうするとこれ1周回れるような仕組みになって、そういうことでさらに谷津自体が盛り上がっていくのかなと思いますし、地域の方々も何かやる気のある方たちが今集まってやろうとしていることもありますんで、町もできる限り補助をして、何とか支援をしていきたいなと思っておりますし、宮崎議員もおっしゃるお風呂の形、南豆荘の跡のお風呂ですか、それもちよっと私、見たことないものですから、また見せていただいて、それがどんなものなのか、活用できるものならまた地元の方たちと一緒に活用できたらいいなと思います。

それから、桜まつりの関係でございますけれども、これについては町のほうも自治振興協会、宝くじの還元金ですけれども、それを県のほうから宝くじの還元金を振興協会からいただきまして、それを実行委員会のほうに補助金として支出してございます。そういうことで、実行委員会の中でプロジェクトを組んでいろいろ計画しているということでございますが、議員の指摘はわかりましたんで、今後さらに力を入れてやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎啓次議員。

○11番（宮崎啓次君） 今、町長からいろいろ答弁を伺ったところでございますけれども、検討することばかり多過ぎて、もう少し前向きな答弁が欲しいという。やりますよという、そのぐらいの気持ちで取り組んでいただけたらと思います。

特に川沿いに花を植える。例えばの例でコスモス出しましたけれども、そのようなことに

ついて再度、町長のやる気ですね。これなら別に問題ないと思うんですよ。管理者のほうも、桜だから根が張って堤防敷に影響を与えるような話ですけれども、川側の法面に植栽するについては、そういったコスモスであろう、何の花であろう、何ら問題はないと思いますので、その辺の取り組む意気込みをちょっと伺いたいと思います。

それと、文学遺産、それについては、文化遺産については、町長から谷津地区のことも、湯ヶ野地区、両2拠点だと思うんですよ、町内では。やはりここをいかに生かすかということが大事だと思いますし、特に南豆荘にとりますと、町長も私も昔2人でよくそこへ行った記憶がありますので、ただお風呂は町長見ていないというので、ぜひとも見ていただきたい。この谷津地区ももう少し盛り上げて、何とか観光客を誘致できるような形で拠点になり得る、本当にもう今、年々訪れるお客さんふえていますので、そういったことでお願いしたいと思います。

桜まつりについても、今この12月の時点で来年どうするかまだはっきり決まらないというのは、大変これは情けないことであって、もう全て決まって段取りをして、もう既にスタートして動いている状況でなければいけないと思うんですよ。だからその辺のちょっと町長のお考え再度聞いて、申しわけないんですけども。

先ほど言いましたように、川沿いの花の植栽の件と最後の桜まつりについての町長のお考えを再度伺います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの宮崎議員の質問に答えたいと思います。

私、やる気がないということではなくて、やる気があるつもりで今までも取り組んできていますし、これからも十分その意気込みで取り組んでいきたいと思っています。特に基幹産業である観光については力を入れているつもりでございますので、そういう気持ちで今後も取り組んでいきたいなと思っております。

第1点目のコスモスの関係でございますけれども、仮にコスモスとしますけれども、これについてもやはり県の河川なものですから、協議が必要になってくると思います。前にもちょっと聞いたことあるんですけども、やっぱり菜の花のところについてもなかなか難しい、河川の斜面ですと何かあるような話を聞いておるものですから、ちょっとここでははっきりやれますと私からは言えない状況もありますので、そういうことで今後そういうことも含めて、問題があるかないかそれも含めて検討したいと思っております。

それから、30回桜まつりの記念大会でございますけれども、これについては今年度と来年

度と2カ年をかけて、記念イベントを予定しているということは聞いております。来年度については、河津桜のサミットをやりたいということで聞いております。今年度のイベントについても、産業経済活性化連絡協議会の中で協議をして、プロジェクトチームをつくって検討していただくということで、そのプロジェクトチームを中心として実行委員会でやっていただいているという状況でございます。確かに大変遅れている面もあるかと思えます。そういうことで、今後、実行委員会等で十分その辺を加味して、急いで対策等を練っていただいて、早急に告知することも大事だと思いますし、対策が必要だと思いますので、その辺については、私のほうからまた実行委員会を通して指示したいと思えますので、よろしくお願い致します。

○議長（土屋 貴君） 宮崎啓次議員。

○11番（宮崎啓次君） 一応、町長から前向きな答弁をいただきました。どうもいつも各議員からの一般質問を聞いておりますと、「検討します」が多くて、町長は口癖のように検討しますと言うので、もう少し表に心が伝わるような答弁をしていただければと思います。

それでは、第2問目に移りたいと思います。

町内の経済対策について伺いたいと思います。

この経済対策につきましては、3月の第1回定例議会の一般質問に入る前、冒頭に私は平成30年度、31年度、それぞれ当初予算の全体枠組みの中での配分のバランスについて、今後の町内経済に及ぼす影響を危惧する旨、申し上げました。国全体で考えますと、国策により首都圏あるいは中京圏、輸出主要産業の供給地域である東海道筋等々は、まだまだ好景気を維持している状態です。

しかしながら、地方の景気は冷え込んだ状態が非常に続いております。これは国策による影響も強いとは思いますが、各自治体でやるべきことがある、このように私は考えております。河津町でも本来であれば伊豆縦貫自動車道工事の関連の人たちが町内に今定着しております。景気の上向き傾向が表れていはいはずなんですけれども、逆にこの一、二年、より厳しい経済状況が続いております。商工会で調査した資料を見ましても、やはり町内事業所等は皆さん厳しいと、そういう回答しか上がってきておりません。

そこで、1点目、岸町長が就任して2年が経つわけですけれども、就任以来進めてきた経済対策はどのようなことでしょうか。それを伺いたいと思います。

2点目として、公共投資についてですが、平成30年度は当初予算に対して8%の投資的経費、また平成31年度、すなわち令和元年度は当初予算に対して3.8%という、考えられない

超緊縮予算であります。この十数年の間、4億円前後の投資的経費を組んできていますが、本年度は1億4,000万円、このような投資的経費の予算組みに対して何うのですが、予算内における投資的経費の割合に対する町長の考え方を伺います。

3点目として、令和2年度予算の編成時期に入っているわけですが、投資的経費をどのように考え、予算編成を行うのか伺いたと思います。

以上、1点目、就任以来進めてきた経済対策について。

2点目、予算内における投資的経費の割合に対する町長の考え方。

3点目、投資的経費をどのように考え、予算編成を行うのか。新年度予算での施策の反映を伺いたと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、私の答弁の中で検討が多いということでございますけれども、私はそういうことではなくて、今の状況を、私の思いを伝えている中で、確かにはっきり言えない部分もありますけれども、言いたいところもありますけれどもなかなか言えない状況もあったり、最終的に決まれば言うこともありますが、その前段としてはなかなか言えないこともあります。

ただ、皆さん見ていただいたり、私の政策見てもらえば、やっているということがわかるんじゃないのかなという、そんな思いもありますけれども、議会の中ではなかなかはっきりしたことを言うことができない場面もありますので、その辺についてはご理解願いたと思いますし、その後の実際的な政策について、皆さんの感じるところをまた懇談会等もございますし、そういう中でもお示ししていただけたらありがたいなと思いますし、今後も私は2年経ちましたんで、さらに進めていきたいなと、そんな思いでやっていきたいと思っております。

まず、町内経済対策についてでございます。

確かに議員が言うように、国の政策によるものも大変大きいと思っております。町内の中では通常の経済対策については、民間であります業者さんですとか、商工団体ですとか、観光協会の努力による所も大きいわけでございますけれども、町としてはやっぱり基本的な事項として、定住人口をいかにふやすかとか、あるいは交流人口をいかにふやすか、これをこれまで進めてきたという、そういうことでございます。

特に定住人口をふやすという政策の中で、子育てしやすい、子供を産みやすい環境をつくるのが、定住をふやすことにつながるのではないのかなと考えております。また、それに

絡めて幼稚園の預かり保育の時間延長ですとか、医療費の高校生までの無料化なども行ってきております。総務省の資料によりますと、定住人口の1人がふえますと、生活に係る消費額は約120万円だそうでございます。要するに生活の基盤を持つことが消費の基礎を支えるといえますか、抱えることができると、そういうことで、定住人口をふやすことを基本に考えたいなと思っております。

次に、交流人口の増加につきましては、桜まつりについては前回は前年を微増でございましたが、観光政策についても転換する機運が高まってきていると思っております。その他町内の経済団体と連携を持ちながら、助成や協働事業を行っております。特に河津桜の切れ枝の商品化など、新しい事業の取り組みについても積極的に行っております。特に町の役割として新たに民間が取り組むものですか、あるいは町として先駆的な取り組みについても、今後も積極的に応援していきたいと思っております。

現在、商工会窓口として町内事業者の受注機会拡大を図る目的で、平成28年度より15%のプレミアム工事券の発行に対して、平成30年度はプレミアム分、323万円の補助を行っております。利用件数は96件、施工業者数は39社、施工額は3,066万円となっております。また、今年度から新たな事業として、店舗や宿泊施設等において、お客様の受け入れるためのおもてなしの向上に向けた修繕工事などの費用補助を行っております。実績について集計中でございますけれども、町からの補助金は300万円を予定しております。

次に、2点目の投資的経費に対する考え方でございます。

当初予算における投資的経費については、今年度の当初予算で約4%弱であることは私も承知しております。今年度は特に昨年から継続して進めている事業が多いために、当初予算に計上できず、補正予算で対応したものもございます。この点についても、町政懇談会で今後の補正対応での事業取り組みについて説明したところであります。建設事業が町の経済や事業者にとって大きいことは承知しておりますが、今後の大きな建設事業を抱える中で、高度成長期の施設や道路、橋などの延命化や調査のための費用などもかかわるので、選択して建設事業を進めなければならない、そんな事情もあります。これからはローリングにより、毎年というよりも数年かけて計画的に進める必要があると思いますので、できるだけ必要な事業を行います。単独事業ではなかなか難しいように思いますので、できるだけ補助事業を取り組むことが重要かと思っております。

ちなみに、現在までの予算ベースにおける普通建設事業は、当初予算の約2倍の2億9,000万円で7.3%でございます。

次に、新年度予算での施策の反映でございますけれども、今、答弁いたしましたけれども、投資的経費をどのように考えるかということでございますが、既に重点テーマは予算編成方針で指示しておりますので、これまで積み上げてきた建設計画ができるだけ早い時期に実行に移せるよう、予算編成に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 今、答弁いただきましたですけれども、プレミアム工事券、これ非常に効果があって、発売と同時にたちまち売り切れてしまうような状況だと、昨年、一昨年あたりでも聞いております。これは非常にいいことだと思っているんですが、あとプレミアム商品券です。今年度は国の施策でやっているプレミアム商品券であって、河津町としてやっている、あるいは商工会あたりでやっているものとは違うわけです。ですから、このあたりがここ一、二年行われなくなった。これが非常に、これも経済的に響いている状況にあります。特に飲食店です。商品券を使って飲食される。ふだんは自宅で食事をするんであるけれども、この機会だから皆さんで外食しましょうというような形で、この辺も飲食店、地域の経済に非常に貢献していたなという気はするわけです。

そのようなことで、このプレミアム商品券、また商工会と話し合いを持っていただいて、何とかこれを再度、新年度できるような形ができないものかどうか、この辺も町長に伺いたいと思います。

そして、投資的経費なんですけれども、計画的に町長のほうは考えているということでしたが、前寄せしながらやるということも回答いただきました。しかしながら、余りにも3.8%では地域経済が回っていかない。現実にもうその状況があらわれているわけです。参考までに言いますと、近隣の賀茂郡の他市町では、最低でも5億2,200万、投資的経費が。どこでも、松崎、東伊豆、南伊豆でも5億円単位です。西伊豆町では8億ぐらい。西伊豆はたまたま大きな事業があることだと思うんですけれども、そのような予算組みをしておられる。

そのような中で、河津町は1億4,040万という、今年度は非常に厳しい状況にある。これは投資的経費出すことによって、お金がぐるぐる回ることによって、それが倍にも3倍にも経済効果を生むわけですし、やはりそのようなことを考えますと、大事な投資になりますので、その辺をやっぱりどこの市町の首長さんに聞いても、最低10%は見ないと経済回らないよというお話を私はよく伺っております。ですからその辺を考えて、前寄せで予算づけし

て、例えば橋梁の延命化ですとか、基盤整備とかいろいろあると思いますので、そのようなところを予算組みするとか、教育のほうとかいろいろそこら辺を考えて、予算組みしていただきたいと思います。

そのようなことで、プレミアム商品券、来年度、新年度、町としてそれが商工会とちょっと協議する形ができるかどうか伺います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、2点あったと思いますが、プレミアム商品券の関係でございます。

実は今年度、工事券だけで商品券を行わなかった理由としては、取り扱い団体であります商工会のほうで特に必要性といいますか、それについては要らないという言い方はおかしいんですけども、工事券だけでいいというようなことがあったものですから、商品券については特に予算的には措置をしませんでした。聞くところによりますと、利用の部分が工事券はあるんだけど、なかなか商品券については余りないようなことも聞いておりますので、それについてそういう事情があったものですから、特に商品券については扱いをしなくて、工事券だけにしたと。そのかわりと言ってはなんですけれども、事業をやっている方がお客さんのために対する施設改修ですとか、例えばトイレの洋式化ですとか、バリアフリー化とか、そういう施設をするための商工会でやっている補助事業に対して町から補助を出したと。そのかわりと言ってはなんですけれども、そういうものの補填をしてきたという、そんな状況でございます。

現実的に商工会の来年度の予算の要望事項として、先日、役場に見えましたけれども、やっぱりこの件については要望はされませんでした。そういうことで、今のところは予定をしておらない状況でございますけれども、ただ、おもてなし工事券については、少し率を上げて対応したいなど、そんなふうに思っております。

それから、投資的経費の考え方でございます。

10%がどういう基準で言っているかわかりませんが、ほかの市町は市町として、やはり河津町は河津町としての考え方があります。そういう中で、河津町の財政の問題、あるいはほかの町ですと過疎債が使えるとか、いろんな状況があるかと思えますし、私は私なりに計画的にやっていくことが大事だと思っております。現実的に今年は当初予算が間に合わなくて、補正予算で対応したのもいっぱいありますし、先ほど言ったように、当初は4%であったものが今7.3%まで積み上げてきているということもありますので、そんなことで

やっていないということではなくて、河津は河津なりに投資的経費についても十分今後もやっていきたいし、必要なものは当然、計画的にやっていくことが大事ではないのかなと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 先ほどのプレミアム商品券、工事券については、町長のお考えで了解しました。商工会としてもやりたいんだけど町には要望出していないということで、方策についてはいろいろ商工会も考えていると思いますので、またそれもし要望が来たらお願いしたいと思います。

投資的経費につきましては、ここ何年も平成20年度には約20%近く、7億ぐらいの投資的経費見ております。21年度には5億6,700万、15.5%、この当時は岸町長も副町長でおられたと思いますけれども、この辺のところにはいろいろ事業があつてこの金額になったとは思いますが、その後も大体3億から4億は通常、投資的経費見ております。やはり固定資産税がふえてきておりますし、そのかわり福祉等にお金がかかることもわかります。わかりますけれども、バランスからいくと非常に少な過ぎる。これはやはりめり張りをつけた予算組みで何とか投資的経費維持していかないと、私、非常に心配するのは、業者がだんだん廃業していつています、今。

特に水道屋さん関係、あるいは土木業者がこれ廃業したら大変です。というのは、なぜかといいますと、災害が起きたときに業者がいなくて災害復旧できないわけですよ。これ非常に重要なことで、ですから基盤整備を続けていかなければならない。これ必要、やらなければいけないんですよ。予算がないからできないじゃなくて、やっぱりそれは最低限続けていかなければならないということがありますので、その辺をよく考えていただきたいと思ます。

水道事業者が廃業をどんどんしている現在、町の水道事業の修繕するのに、担当課は苦勞されていると思ます。業者がいなくてお願いするのに緊急時、業者がなかなか受けてもらえない。今、こういう危機的状況になっております。これも全てこのことが関係していないとは言えない、私はそう考えております。やはりこういう経済状況悪くなると、雇用の場所もなくなってくる。悪循環です。企業としても人を雇いたくても雇えない。このような状況が続いておりますので、いかに投資的経費が重要かということ再認識していただきたいと思ます。

これ非常に緊急要するような問題だと思います。今、新年度予算組みしたからすぐ効果が出るわけではありません。だんだん体力失ってきている現在、町内の業者は非常に大変な状況だと思いますので、そこら辺を腹に据えて予算組みしていただきたいと思います。

続いて、3問目へ移りたいと思います。残り5分しかありませんので、簡単な答弁でお願いしたいと思います。

移住者対策につきましては、前町長のときに人口減の対策として、伊豆半島の各市町の先陣を切って、東京有楽町のふるさと回帰センターでのイベントや移住者の体験施設、なごみの里の運用などにより、田舎暮らしを希望される人たちへの情報発信を続けてきております。数年前より、首都圏はもとより近隣市町からの河津町への移住希望者がふえてきている状況にあります。情報発信の効果もあってか、町内にあるNPO伊豆の田舎暮らし支援センターの紹介や、あるいは自らが河津町に足を運び、土地を求めて移住される方もおります。

さて、町庁舎の1階窓口で転入者の方にアンケート調査を行っていると思います。

そこで、1点目としまして、そのアンケート調査の状況、内容ですよね。そして、その結果に対してどのような対応されているか伺います。

また、空き家バンクについてですが、町のホームページで公開されているわけですが、空き家バンクに登録があっても条件のよいところからすぐに契約が成立する状況であると聞いています。私も昨年、4件ほど登録、紹介いたしましたが、すぐに契約になりました。

そこで、2点目、空き家バンクの今年度の登録状況、契約状況等について伺います。

また、移住希望者の方々が移住場所を探すために情報を求めているも、空き家バンクも一定の条件を満たすものが少なくなり、アパートなどの賃貸物件も伊豆縦貫自動車道などにかかわる業者、あるいは作業員などにより、一時は全然物件のない状況が続きました。今でも空きはごくまれです。

そこで、3点目としまして、このように移住希望者の居住場所の供給について、どのように考えているのか伺いたいと思います。

以上、伺います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、移住者対策について3点ほどお答えします。

まず、転入者のアンケートにつきましては、担当課長より後ほど答弁させます。

それから、空き家バンクの登録状況でございますが、現状としては移住相談件数はふえていると聞いておりますし、住居確保の点でも登録者の数を町としてふやしたい、そんな状況

でもあります。そんなことで、登録状況につきましては、担当課長より後ほど答弁させます。

3つ目の移住希望者への住宅供給の関係でございますけれども、今の状況では町の空き家バンクの状況も踏まえ、今後の対策としてやっぱり町だけではなくて、不動産業者を巻き込んだそんな移住対策が必要ではないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） ご質問のありました窓口における転入者アンケートについてでございます。

平成28年10月より今後の町政運営やまちづくりへの資料としまして、窓口で転入・転出の手續をされた方を対象に、簡易なアンケート調査にご協力をいただいているところでございます。平成29年10月からは、賀茂地域の1市5町で構成します賀茂広域連携会議の若者定住部会におきまして、賀茂地域に興味を持つ移住相談者に好印象を与え、賀茂地域のファンになってもらい、1市5町へのいずれかへの定住につながる入り口を目指しまして、利便性の高い窓口づくりということを目指しまして、転入時の任意アンケート調査の基本項目を共通化しまして、アンケート調査を賀茂全域で行って、継続しているところでございます。

この調査によりまして、転出入者の賀茂地域の各自治体の状況や賀茂全体の傾向などが継続的に把握できているというものでございまして、首都圏で行います移住相談会等の対応準備にも活用しているところでございます。

また、現在策定中の第5次の町の総合計画の基礎資料としても活用していきたいという考えであります。

次に、空き家バンクの登録状況ということでございます。

現在、空き家バンクの登録の全体の件数としましては37件でございます。うち成約が22件、都合により取り下げられた方が6件ということでございます。また、今年度におきましては、11月末現在で今年度の登録件数としては8件、成約件数としては3件、取り消し件数として3件というようなことで、全体であいている件数は9件というような、全体というのは全て全体でございますが、9件ということでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） ありがとうございます。

それで、今月スマートフォン対応でホームページをリニューアルしていますけれども、空

き家バンクのところの契約済みの条件のいいやつが、写真が消えちゃっているんですよ。ぜひともあれ写真を載せていただいて、河津町を選択するときにはこういう物件が出るんだなという希望を持たせる意味でも、それやっていただきたいと思います。

それと、あともう一点、住宅政策のところなんですけれども、町長言われるように、不動産屋さんに協力してもらうのは非常にいいことだと思うんです。ですけれども、町とやるよりも意外とNPOとうまく取り組んで、不動産屋さんとやってもらうほうがスムーズに行くのかなという気はしますんで、その辺は検討していただきたいと思います。

それと、あと住宅改修について等の補助の関係なんですけれども、例えば移住者が住宅改修するとき、例えば大家さんの了解得て改修するときの補助制度、その辺も考えていただきたいなというのと、住宅取得、例えば河津へ移住するのに住宅を取得したよと。町外から河津へ土地を求めて取得した場合に、取得価格の3%でも5%でもいいですから、そういった補助をしますよとか、最高限度を例えば20万でも30万でも上を押さえて、そういった特典がありますよというようなことも考えていただきたい。

あるいは、こっちへ河津へ転居して、賃貸の場所を借りた場合、例えば2カ月でも3カ月でも家賃の何%かでも補助するような、率はある程度でいいと思うんですけれども、そういった特典がないとやはり魅力度に欠けてくるので、その辺を含めて検討していただきたいと思いますが、それについて回答だけいただいて。

○議長（土屋 貴君） 議長のほうから申し上げます。

時間も過ぎておりますから、町当局の回答については短くお願いしたいと思います。

町長。

○町長（岸 重宏君） 今いろいろご意見伺いました。今後、また同じようなことになりましたけれども、ご意見を踏まえて検討したいと思っております。よろしく申し上げます。

○11番（宮崎啓次君） 答弁いただきましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員の一般質問は終わりました。

14時15分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君の一般質問を許します。

渡邊弘議員。

[9番 渡邊 弘君登壇]

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘でございます。

令和元年第4回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

質問は次のとおりです。

- 1 件目、台風被害対応と対策について。
- 2 件目、任意予防接種の取り組みについて。
- 3 件目、令和2年度予算編成について。

以上、3件です。

町長及び教育長、担当課長の答弁を求めます。

早速ですが、台風被害対応と対策についてお伺いをいたします。

9月8日に台風15号、10月12日に台風19号が伊豆半島を直撃いたしました。河津町は人的被害はなかったものの、農業、漁業、家屋、道路など被害をもたらしました。近ごろの台風を初め風水害の気象状況が変わってきているのではないかなというふうに感じます。今後の対策のためにも対応と状況を伺います。

河津川の水位の観測場所と状況は15号のときと19号のときはどうでしたでしょうか。1問目です。下田土木事務所から水位の情報の通知はあったでしょうか。

次に、台風15号、19号での災害対策本部はいつ立ち上げたのでしょうか。15号、19号での避難指示は、いつの段階で発令をされましたか。どのような方法で知らせましたか。また、避難指示発令の基準はありますか。

問題で重複するところ、重なるところがあると思いますが、質問の流れで申しわけございませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の台風被害対応と対策について、1つ目の状況の対応についてお答えいたします。

台風15号及び19号に関して質問にお答えいたします。

まず、河津川の観測状況についてお答えします。

水位観測地点は峰大橋にありまして、台風15号のときは9月8日の23時時点で86センチ、時間を追うごとにふえまして、9日の午前零時には171センチ、午前1時には279センチと、先ほども言いましたけれども、氾濫注意の250センチを一気に超えた状態に推移しました。

また、天城山の降り始めからの雨量は387ミリでございました。これは23時から午前零時までの間に時間82ミリという、一気に雨が降ったということでございます。そういうことで、集中的に降った影響が水位を上げたのではないのかな、そういうふうに思っております。

次に、台風19号でございますが、水位については特に上がることはなく、天城山における降り始めからの2日間の雨量は、15号のときの約半分の180.5ミリでありました。

お尋ねの土木事務所からの情報や通知について、また対策本部立ち上げ時期、あるいは避難指示等についての基準については、担当課長より答弁さしあげます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 台風被害対応と対策についてということでございます。状況の対応について、4点ほどのご質問だと思います。

まず、1点目の台風15、19号におけます河津川の水位の観測場所と状況についてでございます。

こちらに関しましては、二級河川河津川の水位計につきましては、管理者である静岡県が峰大橋に設置しております。観測記録につきましては、県が運営するシステムによりましてタイムリーに集約され、ホームページ上で確認することができます。台風15、19号のときに関しましても、県のシステムによりまして河津川の水位状況を確認しております。

水位につきましては、台風15号に関しましては、9月9日月曜日、午前零時40分に303センチを観測しております。また、19号では、10月12日の土曜日、午後6時に133センチの観測をしたところでございます。

2問目のお尋ねでございます。土木事務所から河津川の水位の情報があつたかというご質問でございます。

二級河川河津川の水位の上昇に伴いまして、県から町へ通知をする水位周知河川、こちら

に指定をされております。通知の内容につきましては、150センチの到達で水防団待機水位、当町におきましては消防団の待機となります。また、水位250センチでは氾濫注意水位、310センチで避難氾濫水位、330センチで氾濫危険水位と段階的に設定をされている状況でございます。

台風15号に関しましては、9月8日日曜日、午後11時55分に水防団待機水位の150センチに達したとの連絡が、翌9日の月曜日、午前零時25分に氾濫注意水位の250センチに到達との連絡がございました。

台風19号に関しましては、水防団待機水位に達しませんでしたので、水位に関する連絡はございませんでした。

次に、3点目でございます。15号、19号における災害対策本部の設置でございます。

こちらに関しましては、15号につきましては、9月8日日曜日、午後3時30分、この時点で事前配備体制を設置し対応に当たっております。事前配備体制とは、災害対策本部の事前段階でございまして、いつでも災害対策本部に切りかえられる体制でございます。

台風19号に関しましては、10月11日金曜日、こちらの午後1時に事前配備体制を設置、翌12日土曜日、午前10時30分に災害対策本部に切りかえ対応に当たったところでございます。

すみません、4点目でございます。避難指示の発令段階とその周知方法でございます。

台風15号、19号、いずれにつきましても避難指示までは発令をしておりません。

台風15号に関しましては、8日日曜日の午後3時31分に台風接近に伴う注意喚起、こちらを同報無線と防災メールで実施しております。また、午後5時5分に自主避難を促す注意喚起を同報無線で、午後8時4分に警戒レベル3、避難情報、高齢者避難準備開始情報を同報無線と防災メールで周知をしたところでございます。

台風19号に関しましては、10月11日金曜日、午後2時9分に台風接近に伴う注意喚起を同報無線と防災メールで、その後、午後4時36分に警戒レベル3、避難情報、高齢者避難準備開始を同報無線と防災メールで周知したところでございます。翌12日土曜日、午前11時5分、警戒レベル4、避難勧告を同報無線と防災メールにより発令したところでございます。

また、避難情報の発令基準につきましては、いずれの台風も気象庁及び県が発表いたします気象情報や土砂災害の警戒情報並びに民間の気象情報等をモニターし、情報集約によりまして今後の予測や現地状況等を含め総合的に判断し、発表したところでございます。

ただし、この判断には非常に困難を要するところがございますので、住民の皆様におかれましても、自身の安全に危険が及ぶことが懸念されるのであれば、ちゅうちょなく自主的に

避難を心がけていただきたいなと思っております。

答弁は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ただいまのお答えで土木事務所からの通知の問題でございますけれども、土木事務所としましては、基本的には、先ほどお話がございましたけれども、氾濫危険水位とか洪水特別警戒というようなレベルで要は各市町のほうにご連絡をするというようなお話がございました。

実際問題としまして、これは峰大橋のところにある水位計が一つのベースになっていると思います。そのベースをやはり土木のほうは把握をした中で、町に要は提供をしているんじゃないかな。結局、一番大変だったんじゃないかなというのは、15号の部分が一番、今回、水害については大変な部分でございまして、その分を、やはり県のほうから通知があったのに、なかなか動きが、報道が同報無線を使って要は流したという話でございますけれども、実際問題はなかなかつながっていかなかったところがあるんじゃないかなというふうな感じを持ちました。

台風15号につきましては集中豪雨がございまして、田中、峰、谷津、笹原、この地域が浸水をしました。がぼがぼでものすごい浸水ではなかったんですが、やはり床の浸水だとかそういうことがありました。各地区には河津川の増水で逆流の発生があったと。また、支流の増水で水がはけずに、排水ができずに浸水被害に遭われたというようなこともございます。ワサビの生産地区においては、豪雨によってワサビ田の流出だとか、そういう被害が多々発生しております。

そのような状況下の中で台風15号、19号の被害状況、これは町のほうで把握していると思うんですが、先ほどもちょっとお伺いをしましたけれども、実際問題としてどのような形で被害状況を把握しながらやっていらっしゃるのか。また、どのようにして町の被害状況を要は取りまとめているのかお伺いをしたいと思います。15号、19号において、避難の人数、先ほども町長のほうからもお話がございましたけれども、再度できればお願いをしたいというふうに思います。

あと、15号で河津川の増水がございました。あと少しで見るからに川の水位が、もうあと何センチですか、それくらいのところまで要は水位が上がっておりました。その堤防を超えるよという情報を町に住民から流しているという情報がございました。避難を呼びかけてくださいと依頼をしたということでございます。それについて町としての要は対応が実際問題

なされたのか。どういう検討をされたのか、なされなかったのか、なされたのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問の災害の状況の把握と対応についてでございます。

これについては、先ほど別の議員の質問で答えてございますが、再度、被害状況あるいは取りまとめ方法、被害者数、情報提供に対する対応、それぞれ担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、被害状況についてでございます。

こちらにつきましては、先ほど渡邊昌昭議員からのご質問で答弁をさせていただいておりますが、改めて答弁させていただきます。

台風15号に関連します公共施設の災害復旧経費につきましては、2,401万1,000円となりました。管理施設ごとの復旧に要する経費の内訳につきましては、総務管理施設が126万3,000円、漁港用施設が59万2,000円、林業用施設が86万2,000円、農地農業用施設が197万9,000円、観光関連施設が777万2,000円、道路橋梁施設が679万2,000円、河川関連施設が397万9,000円、教育関連施設が77万2,000円の2,401万1,000円でございます。

19号に関しましては、総務管理施設が4万7,000円、漁港用施設が308万3,000円、海岸保全施設が278万7,000円、農地農業用施設が14万1,000円、観光施設関係が301万6,000円、道路橋梁施設が292万5,000円の計1,278万1,000円でございます。

2点目の被害状況の取りまとめ方法でございます。

こちらにつきましては、各地区長や地域住民からの連絡、また職員によるパトロールによりまして各課での被害状況、情報を集計いたしまして、総務課の防災のほうへ報告をさせていただきます。その報告した内容につきまして、集積した情報は防災係で包括管理をしているところでございます。

次に、3点目の避難者数でございます。

行政報告にもございましたが、台風15号に関しましては33人、19号に関しましては358人の方が避難所で避難をされたところでございます。

次に、4点目の15号の関係で河津川が増水した関係でございます。住民から知らせがあったということでのお尋ねでございます。

こちらに関しましては、9月9日月曜日、午前1時10分に、谷津地区住民より電話で谷津

地区寺町周辺に避難に関する同報無線の依頼がございました。その時点で既に河津川の水位は急激に下降しており、また仮に浸水が始まっていた場合に、避難を促したことによりまして、かえって住民を危険にさらしてしまうなどのことから、同報無線による放送はいたしませんでした。

一方、状況把握といたしまして、建設課職員を即座に現場に派遣をいたしまして、同時に地区長に連絡をとり、情報収集に当たったところでございます。

また、19号の際には、15号の状況を踏まえた中で、消防団に依頼し、消防車両によりまして地区内を巡回パトロールし、住民の喚起を發したところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 私のほうからは、農林水産関係に係る被害の状況をご説明させていただきます。

さきの議員の質問に対して述べたとおりですが、再度、述べさせていただきます。

台風15号による町の農林水産施設等に係る被害につきましては、農道への土砂の流出や倒木、農業用水路への土砂の流出、海岸、漁港への流木の漂着などの被害がありました。

また、観光施設等につきましては、釜滝のつり橋の落橋、河津川溪流歩道や佐ヶ野川遊歩道、踊子歩道、寒天車道などが倒木や土砂の流出、落石などの被害がございました。河津川沿いの桜並木や田中バイパス沿いの河津桜について倒木がございました。

台風19号による被害につきましては、漁港や海岸に流木や海藻類が打ち上げられ、観光施設としては今井浜露天風呂の男女仕切り壁の破損、遊歩道での倒木や土砂の流出による被害がございました。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村申信二君） 私のほうからは、公共土木施設の被害状況ということで述べさせていただきます。

台風15号に関しましては、町内各所で道路で倒木や土砂の流出が発生し、峰橋が崩落しております。河川については、普通河川、本谷川の護岸及び普通河川泉奥原川での砂防施設の護岸が被災しております。

台風19号につきましては、15号と同様に町内各所の道路で倒木、土砂の流出が発生しております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題としまして、いろんなところで災害が発生して、それをやはり町としてどのように把握して、どれだけの被害があったのか的確に要は県のほうなりメディアのほうに伝える義務は、やっぱり町のほうにあるのではないかな。そのために町の職員の方が一生懸命回っていただくというお話をいただきましたので、それは確実にできていると思うんですが、本当にそこまでいっているのかどうか、ちょっと不安なところもございませう。

あと、河津川の増水の問題なんですけど、県のほうで3メートル30、町のほうが279センチいっちゃったよ。県のほうは、もうそこまで3メートル30いったら、もう確実に溢れるよというような話の中で、実際問題としては、どこで避難の指示を出す必要があるのか。言われるように、全国的な水位、県の水位計とか天気予報のほうでそういうものを要は把握して、今は災害対策本部の中でそれを把握した中で、同報無線を使ったり、いろんな形の中でメディアのほうに訴えて、河津町はレベル4だ、レベル5だということを要は認定した中で発していかなければいけない。だから、本来、もう、先ほども言われましたけれども、危なくなつた時点で逃げろと言っても、実際問題は逃げられない。だから、その前のどこの段階で逃げる指示を出していくのかというのが、これはやっぱり防災として大事なポイントではないかなというふうに思います。ぜひ、そこら辺を十分把握した中で防災の対応をしていただきたいと思います。

避難者の人数の違いは、15号のときの教訓が避難する大切さを教えてくれているのではないかな、町民の皆さんの行動に表れたのではないかなというふうに思います。これからの台風などは、今までとは違い強い勢力が予想されるわけです。もう伊豆半島に直接台風が上がってくるよ、例えば50メートルで来るよとかというような認識が必要ではないかなというふうに思います。

そういう中で、被害状況の把握、これはJAさんの方法だとか農林事務所の方法、そういうような情報を市町と共有して町は被害の確認をしていく。JAさんの場合は、もう被害の契約をしている農家の方がいらっしゃって、情報が直接JAさんのほうに入るそうです。農林事務所のほうも、農業をやっている人との接点がございまして、要は被害の状況、こうだよというような情報を農林事務所のほうに要はメッセージとして入れてくれるシステムになっているそうです。ですもので、そうするとJAさんは、被害があつたよといったらすぐに

見て回るそうです。だから、農業のほうもそうですし、建物のほうもそうですし、JAさんは地区を回って把握をするそうです。農林事務所さんは、やはり農業の関係の水害であるとかハウスであるとか、そういうところはやはりその地域を回って把握をするそうです。

河津町の場合は、今、職員の方が回って把握をしてくれるようなお話をいただきましたので、ぜひ町としましてはそういう部分の災害の現状の把握をしっかりとした中で、メディアのほうに流していただいたり県のほうに流していただいたり。

そうするとJAさんの場合は、今回は峰のほうのカーネーションのハウスの中が、もう完全に水で埋まっちゃってどろどろになったそうです。そういうところを、JAさんの職員とか農業事務所の職員さんが要はボランティアで来ていただいて、そのヘドロを処理してくれたり、そういう作業をしてくれたそうです。そこまでは言いませんけれども、やはりそれなりの1次産業の方たちが何とか頑張ろうと思うようなシステムを、やはり町としてもとっていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、そこら辺はひとつお考えいただければありがたいなと思います。

同報無線の活用につきましては、豪雨でありまして強風であるときに、本当に同報無線が聞こえないというようなお話もございます。でも、聞こえなくても要は同報無線はやっぱりしっかりした形で流していかないと、やはり危険を教えることができないのではないかな。だから、それが口で言う同報無線なのかサイレンなのか、そこら辺も再び考えていただければありがたいかなというふうに思います。

あと、災害の後でございますけれども、災害ごみ、災害で出るごみ、このごみ問題が残ってくるのではないかなというふうに思います。流木、家庭で出るごみ、そういうものの捨て場所。いざといったときに、どこに集約して捨てていくのか。町はそういうことを考えて対応をしているのでしょうか。お伺いをします。

また、広報かわづのほうに災害見舞金のお話が載りました。その建物の中に居住している人の建物は見舞金の支給の対象になるよと。ただ、例えば離れている、要は1軒隣にあるお家であれば、そこは住んでいないから見舞金の支給にならないよと。これはごく普通に考えて、普通の人は固定資産税も払っているし、個人の家であれば、たまたまそこに住んでいないだけであって、こっちに住んでいるだけであって、何でこっちが壊れたら見舞金の対象にならねえのかな。そういうのは公平に欠けないんでしょうかということをお伺いしたいと思います。

あと、農業、漁業など1次産業の要は支援体制。これは河津町にとっても、1次産業をな

くして観光産業は成り立たないんじゃないかなというふうに思います。だから、今、1次産業は本当に高齢化している中で、それを維持していくのが要は気持ちの中で萎えてしまったら、もう本当に、ここの町自体はなかなか観光事業としても成り立っていかないんじゃないかな。そこら辺を対策として町として考えていくようなことは考えられるのかお伺いをします。

あと、被害状況の確認。孤立地区がございます。例えば大鍋の地区で前の道が崩れちゃって大鍋に行けないとか、そういうような地区がやっぱり発生する可能性があるわけですね。そういうところに孤立したところの情報の収集だとか、いざといったときの薬の提供だとか、そういうもののためにドローンというすばらしいシステムがあるわけです。そういうシステムを、何回か言っているんですけども、まだまだ、なかなか導入の形になっていかないんで、ぜひ防災面も含めた中で河津町としてドローンの導入を早急に進められないのかお伺いをしたいと思います。すみません、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのご質問、対策と支援策についてお答えいたします。

今後の対策と支援策について、私から基本的な考えをお答えしまして、補足的にそれぞれの担当課長より答弁させます。

議員がお尋ねのように、今回の台風の避難状況には幾つかの課題も見えてきております。特に19号については、15号の大変影響が多くて避難者が多かったのかなと思っておりますし、特に早目の避難というのを私どもも推進しておりますので、そういう意味では、ある面ではこれはよかった面もあったのかなと思っております。

それから、今回の課題の中で情報伝達の判断と時期、あるいは各避難所の降水時、要するに増水したときに避難所として安全が確保できるのか、そういう問題、あるいは避難所で機材等についても備えができていいのかとか、あと学校関係者との連携ですとか、今回の経験から、今後、検討すべき課題が見えてきているのかなと思います。

ただ、原則は、先ほども言いましたけれども、町民1人ひとりが自分の命は自分で守ることが原則でございますので、まずご自分自身で早目の判断、早目の避難をお願いをしたいなと思っております。

そういうことで、今後、安全で安心できる暮らしができる町にするために対策を行っていききたいなと思っております。

具体的なそれぞれ把握ですとか活用については、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 対策と支援策についてでございます。

6点ほどのご質問だと思います。それぞれ担当よりご説明をさせていただきます。

私のほうからは、同報無線についてでございます。同報無線につきましては、導入時より住民への正確かつ迅速な情報伝達手段の確立を原則に運営をしてまいりました。難聴地区対策といたしましては、防災ラジオや防災メールシステム、こちらの整備を実施しておりましたが、豪雨時には聞こえづらい等のご意見もいただいております。

今後の対策といたしましては、同報無線による避難情報等に関する発令につきまして、警戒レベルによりまして、先ほど渡邊議員もおっしゃいましたが、サイレン音を使った住民周知方法など、その可能性につきまして検討していきたいと考えております。

次に、6つ目のドローンの関係でございます。こちらに関しましては、災害時や危険箇所への調査等におきましても、その活用については有効だというふうに考えております。また、イベント等にも既に導入が見受けられている状況でございます。防災対策としての導入については、その安全性が確実であり、住民に負担なく操作ができる人材が確保できるのであれば、検討していきたいと考えております。

なお、参考までにドローンの運用につきましては、さまざまなルール上の制約が多く、関係法も毎年改正をされている状況であるようでございます。そういった状況であります、来年度以降、職員への講習会、法令及び技術等の講習会への参加について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 私のほうからは、被害状況の把握と流木ごみの捨て場所、それと1次産業の支援対策について述べさせていただきます。

まず、先ほど議員のほうで農協と農林事務所の把握方法についてご説明がありましたが、それに加えてという形になろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

伊豆太陽農協での情報把握につきましては、職員による現地パトロールを行い、面積や被害額の把握をしていると伺っております。また、先ほど議員のほうで述べたように、施設の復旧では、職員が手伝えるところについては労力の支援も行っているようでございます。

賀茂農林事務所の情報把握ですが、農業者への聞き取り調査、それと市町への聞き取り、

農協からの情報提供をまとめ、被害状況を把握しているとのこと。市町は賀茂農林事務所から情報提供を受けており、郡内の情報の共有を図っているところでございます。

続きまして、流木のごみの捨て場所ですが、漁港や海岸への流木につきましては、捨て場所の確保ですが、基本的には静岡県の建設副産物リサイクル施設へ搬入し処分することとなっておりますが、海水に漬かった流木につきましては受け入れ施設がなかなか見つからないと聞いております。町では、受け入れ施設が見つかるまでの間、上佐ケ野の町有地を仮置き場として利用しているところでございます。

1次産業の支援対策ということですが、国では甚大な被害を受けた農業施設等に対する支援がその都度検討されるようで、今年の台風24号による被害についても、国の支援措置がされているところであります。今回の台風15号、19号による被害においても、農業施設等への支援が予定されるので、町の助成制度を整備し、国・県・町で協調し助成を行う予定でございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私からは、災害見舞金の関係についてお答えをしたいと思います。

河津町災害見舞金支給規程には、町内に発生した災害、風水害、震災及び非常災害による罹災世帯またはその遺族等で葬祭を行う者に対し、被災の規模に応じて見舞金を支給するというになっております。規程第2条におきましては、住居の全壊、半壊、床上浸水を含む一部損壊程度、及び死亡者、1カ月程度の入院を要する負傷者の人数によりまして見舞金額が記載をされております。

また、同条第2項におきまして、住居の損壊による見舞金の支給に対しては、住居に居住している建物に限ると記載されておきまして、同条第3項におきましては、借家等の居住者への支給要件も記載をされているところでございます。

規程の内容からいたしますと、被害のあった建物への見舞金という意味合いではなくて、実際に建物で居住していて被災し、一時的に生活が困難に見舞われた方々への見舞金の意味で設けられた制度であると理解をしているところであります。

今回、台風により支給した災害見舞金ですが、台風19号では該当はございませんでした。台風15号の被災によりまして、半壊程度が1件、一部損壊程度が4件、合計17万円の見舞金をお渡ししたところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） わかりました。

最後の見舞金の問題につきましては、多分、申請をしないとだめだと思うんですが、極力そういう人にはこういう制度は生かしていただきたいし、町民の皆さんには知っていただきたいというふうに思います。

あと、流木、海水に漬かるとなかなか受け場所がないという、そのようなお話がございましたけれども、やはり海の関係の人たちとかそういうところは、それによって生活が、海へ出られなくなるとかそういうことがあると思いますので、ぜひ早い対応をお願いしたいと思います。

あと、流木でなくして、テレビなんかで見ていると、本当に水害なんかでがぼがぼになったところに冷蔵庫だとか屋根など家屋のそういう災害ごみが出るわけですけども、それは実際問題として、捨てる場所というのは仮置き場的な部分になると思うんですが、町としては、やはり、それは例えば学校の施設なのかどこの施設なのか。ある程度広い場所を要はキープしておいて、そこにお持ちしなさいよというようなシステムがやはりあったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。ぜひそこら辺は、今後の災害のために町のほうでしっかりした対応をしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

任意予防接種助成の取り組みについてお伺いをいたします。

町長の方針に、小さな町けれども、子供から高齢者まで健康に暮らしていけるまちづくりと。これは、もう声高らかに話をしていることとございます。子供たちが元気に暮らしていける環境の整備が必要ではないかなというふうに考えます。

子育ての過程において、予防接種の費用が大きいのしかかり、予防接種をしないで我慢をしまい、病気の発症をしまい苦しむことも考えられます。今年はまだ既にインフルエンザが流行しております。保育園、幼稚園、小学校、中学校での流行が懸念されるわけとございます。65歳以上の高齢者には助成制度がございまして、子供たちの助成をすることが取り組めないのか、私の質問でございます。今、賀茂市町の助成の状況ですね。助成状況はどのようなになっているのでしょうか。お伺いをいたします。また、当町の中学生以下の対象人数は何人ぐらいいるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、予防接種の助成の取り組みについてお答えします。

インフルエンザの予防接種補助につきましては、前々から何度も質問を受けておりまして、その都度答弁をしております。

現状で補助を考えていない主な理由は大きく2つであると思っております。1つは、インフルエンザの予防接種が任意接種であり、定期接種でないこと。2つ目は、町も昨年10月より、中学生までの医療費無償制度を高校生まで拡大をしまして、費用負担が増加することなどが主なものであります。

議員の質問の趣旨は、任意接種ということで希望をすれば受けることができますが、保険がきかないために費用の負担が大きいので、我慢をして病気を発症してしまうことが懸念されるために、65歳以上の高齢者のように助成をお願いしたいということだと思います。確かに子供の成長過程で定期接種の数々の予防接種があります。それぞれ理由があって、その成長過程で接種が行われているものと私は認識をしております。

子供のインフルエンザの予防接種については任意接種ですので、それぞれの親が子供に必要であると考えたなら、当然、必要で、効果が期待されるなら、そのようにされることは大変よいことだと思っております。以前は小学校などでインフルエンザの集団予防接種が行われていた時期があるようでございますけれども、1994年の予防接種法の改正により、これについては廃止をされました。当然、何らかの理由があったからだと推測はできますが、その後についてはインフルエンザの予防接種は任意接種に切りかえられました。

町では原則として、国が進める定期接種については国が必要性を認めているものでありまして、当然、助成や万が一の保障もあるので、承諾のある人については進めておりますが、任意の予防接種については国の制度に当たらないため、任意でお願いをしている、そんな状況でございます。これまでの費用負担の問題と根本的な定期接種と任意接種の考え方により、現状では従来の任意接種でお願いしたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

子供の健やかな成長を願う施策は、この問題だけではありませんので、今後も数々の課題解決に向けてしっかり推進していきたいと考えております。

お尋ねの賀茂地区の助成状況について、あるいは対象人数については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、賀茂地区の助成状況についてお答えしたいと思います。

賀茂地区の市町の助成状況につきましては、任意予防接種に対して助成している市町は3町ございます。

まず、南伊豆町ですが、インフルエンザの予防接種を小学校から高校生までの児童・生徒を対象といたしまして、自己負担額3,000円を超えた金額を助成してございます。

次に、松崎町は、同じくインフルエンザ予防接種を中学生以下の子供に対しまして、助成額1,500円を上限として助成をしてございます。

次に、西伊豆町ですが、おたふく風邪予防接種を5歳まで1回のみ3,000円の助成、B型肝炎及び麻疹風疹について定期予防接種を受けることができなかった子供に対し、接種費用の半額を助成をしてございます。

次に、中学生以下の対象人数というようなご質問ですけれども、生後6カ月を過ぎてからインフルエンザにつきましては接種が可能となります。11月時点での対象者は6カ月児から中学生以下で730人となります。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題、インフルエンザについて、予防接種をすればかからないのではなく、重症にならないための接種が必要というふうに言われております。ただいまの6カ月から中学生730人、費用というのを町としては試算をしたことがあるのでしょうか。例えば、お年寄りと一緒に補助をした場合に、個人がする部分が2,000円であれば、幾らぐらいの費用が必要であるのかというような試算をされたことがあるのでしょうか。

また、今後、インフルエンザの部分も含めて、受益者、例えば、任意なんだけれどもインフルエンザをしたいんだよという人に対して、要は受益者負担も求めて任意予防接種をするというようなことは考えられないのでしょうか。

また、学校において、先生、これはやはり生徒を教える立場の先生たちなんです、予防接種をする病院が閉まっちゃったら予防接種できないんですけれども、そういうような時間帯の要は便宜を教育委員会としては払っていらっしゃるのでしょうか。また、教育委員会としてはインフルエンザなどの予防接種の必要性はどのように考えていますか。この必要性については教育長に伺いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今の質問でございますけれども、お尋ねになった費用負担の試算につきましては、担当課長より答弁させます。それから、教育委員会の考え方につきましては、担当課長と教育長より答弁します。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

〔「保健福祉のほうを先に」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。失礼しました。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、費用負担の試算について私のほうから説明をさせていただきます。

まず、費用負担の試算ですけれども、どの程度費用を助成するかにもよると思います。松崎町と同額の費用助成とした場合、対象者が730人ということになりますので、1,500円の助成ということになりますと、109万5,000円の見積もり額になります。また、先ほど渡邊議員が言いました高齢者の助成金額2,000円で試算しますと、146万円と、その費用が町のほうでかかってくるというような状況だと思えます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 渡邊議員からのインフルエンザの予防接種に関しての教育委員会としての考え方をお答えしたいと思います。

まず最初に、先生方の予防接種について状況をお話ししたいと思います。

教職員には静岡県教職員互助組合からの助成制度がありまして、予防接種を受けやすい状況となっています。接種に関しても、年次有給休暇等を利用して、児童・生徒が下校した放課後の時間などに医療機関を訪れることができるような体制を整えております。

それから、子供たちへの予防接種について、考え方をお話ししたいと思います。

河津町の子供たちが心身ともに健康でよりよい生活を送ることは、所管の教育委員会だけでなく、保護者、先生方、地域の方々、全ての皆さんの願いだと思っています。インフルエンザの流行期を迎えて、子供たちが罹患することなく元気で登校できるよう、学校では既に家庭とも連携をして予防対策を進めてきています。

現在、園や学校での具体的な指導は、予防と蔓延防止という2つの観点から実施をしているところです。予防という観点では、手洗い、うがいの励行、マスクの着用、睡眠、栄養、人込みへの外出などの注意など、基本的な予防指導を繰り返し、あらゆる機会を通して実施をしています。自分の健康は自分で守るための知識や予防行動を身につけることは、生涯に

わたって必要となる大切な健康指導だというふうに考えています。また、それらの指導とあわせて、教室の喚気、室温、湿度の管理にも心がけ、子供たちの学習の場の衛生環境に配慮をしています。

なお、罹患した場合には出席停止、学級閉鎖などを実施して、蔓延防止の措置を行います。

〔「議長」と言う人あり〕

○教育長（鈴木 基君） 園や学校では罹患した子供たちの……

○議長（土屋 貴君） 答弁中ですから。

○教育長（鈴木 基君） 家庭と緊密に連絡をとり、回復状況の把握、校医の先生方等の指導を仰ぎつつ、効果的に蔓延を防止するようきめ細かな対応を行っているところです。

なお、インフルエンザワクチンの接種に関しては、町長の答弁にもありましたように、それが集団接種から任意接種に切りかわった経緯を鑑みると、健康教育、保健指導という観点から、今後とも保護者との相談や啓蒙に努めていきたいというふうに考えています。学校とも連携を行って実施を続けていきたいと、そんなふうに考えているところです。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） いろいろ細かいことまでありがとうございました。

やはり教育というか学校の立場としては、やはり少し本音の気持ちが聞ければいいなというふうに思いました。

先日、私、インフルエンザの予防注射に行ってきました。お子さんを2人とか3人とか連れて病院に来られている人がいらっしゃいました。私はインフルエンザ、65歳以上なので、2,000円払うわけです。2,000円払って、ありがとうございましたって帰るわけですけども、3人子供を連れてくるお母さんであっても、2人の子供にインフルエンザの注射をして、あとはいいよと。2人接種をすると9,000円です。ですから、そういうことを現実として見ると、実際問題として本当にこれが子育てをしている親に対して優しい政策なのか。

今、お話を伺いまして、例えばこの子供たちに2,000円を払えばやっていいよって。これ、100%多分受けないと思うんですよ。それが140万ぐらい、150万ぐらいのお金でできるのであれば、河津町として任意接種の支援はできるんじゃないんですか。では、何で南伊豆町、松崎町だとかそういうところはインフルエンザの任意接種に補助をしているんですか。やはりそういうことが河津町の町民に対する政策の優しさになるんじゃないかなというふうに思いますので、任意接種はよくわかりますけれども、再度ご検討いただいたらありがたいなと

いうふうに思います。

時間も過ぎましたので、次の質問に移ります。

令和2年度予算編成についてお伺いをいたします。

予算編成については、町としての目標があつて、それに向けての施策、予算査定があるのではないかな。だから、前年度の情報では、ふれあいまつりがとりやめられて、プレミアム商品券も終了して、そのような形の中での経済政策が活力がなくなったんじゃないかなというふうにも思います。

なお、バガテル公園の再生事業についても、指定管理の応募もなく苦しい状況になっています。

そのような状況の中での予算編成になりますので、町長の今後の来年の予算編成の目標といたしますか、これをするためにこういう予算を組んでいくんだよというものを、大きな課題があれば教えていただきたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、来年度の予算編成について、町としての目標についてお答えいたします。

その前に、若干、勘違いされている面もあるかと思しますので、説明をさせていただきます。

まず、冒頭にありましたふれあいまつりの取りやめについては、これは取りやめということではなくて、12月8日にトラック市と合同でにぎわい市としてリニューアルしまして、2,000人の方が見えております。そういうことで、リニューアルしているということで取りやめてはございません。当日は天候に恵まれまして、行政報告でも述べておりますけれども、町民はもとより、近隣市町からも訪れた方も多かったと聞いております。また、主催者であります産業経済活性化連絡協議会の商工会などの構成団体からも、新たな取り組みについて大変好評であったと聞いております。

またプレミアム商品券についてでございますけれども、先ほどほかの議員からもご質問ありましたけれども、町としても工事券は継続してございまして、そのほかにも施設改良の部分として、おもてなしの控除、補助制度という形で新たに町から補助をしてあるものもございまして、普通の商品券はなくなりましたがけれども、新たな形で助成をしているということでございます。

それから、バガテル公園の再生事業につきましても、確かに参入のほうは厳しい状況では

ありますが、今後も条件等を精査して推進している状況であります。

それから、来年の予算編成方針は既にお示ししたところでございますが、再度要点のみをお示しします。

国の地方財政の取り組みや動向を注視しつつ、今後の町の財政についても健全な財政運営を堅持しつつ、次世代に引き継ぐための新たな町の創設を目指し、計画的に町民の声を大切にしながら事業を進めていきたいと思っております。

重点テーマとしては、1つは、防災減災対策の推進、2つ目は、子育てや教育環境づくりの推進、あるいは3つ目は、産業振興の推進、あるいは4つ目は、公共施設の維持、延命化対策の推進、5つ目は、事務の効率化と補助制度活動による財源確保ということで、基本的には町の総合計画に沿った形でこの具体的な重点テーマを進めていきたいと思っております。

なお、具体的な予算編成などについては、予算編成の段階で確定していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 基本的に目標のない予算というのは、実際問題としてはなかなか組みづらいんじゃないかな。担当課長が、恐らく投資的予算も含めて観光事業予算、経済予算、社会福祉予算、教育関係予算、災害対策予算、そのようなものの中で具体的に示されてこない、例えば来年度の予算の組み上げができないんじゃないかな。そのために河津町として来年度は要は観光政策の中でこういうことを重点的にやっていきたいんだよというようなものがないと、具体的にないと、なかなかそれで予算を組んでいける担当者ってすごいなというふうに思うわけですけども、実際問題としては町長はその具体的な部分で指導されていられるんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お答えします。

具体策ということでございます。これについては、先ほども何度も申し上げておりますように、総合政策が基本的な目標になります。その中で、毎年度、予算編成に取り組む前に、私のほうから基本的なテーマを与えて予算編成を組ませております。それが先ほどの5つの項目でございます。

具体的に申し上げますと、例えば防災減災対策の推進につきましては、津波・地震対策、あるいは防災本部体制の強化、コミュニティセンターの耐震化、防災公園計画の推進などで

ございます。それから、2つ目の子育てや教育環境づくりの推進につきましては、子育て支援センターの事業の推進、幼稚園の預かり保育の拡充、小学校統合に向けての推進などがございます。3つ目が産業振興の推進ということで、河津桜を生かした都市交流事業あるいは河津桜切り枝商品化、バガテル公園の再生事業推進、伊豆縦貫自動車道開通に合わせての産業振興策、渋谷区との都市交流事業、鳥獣害対策、ワサビの消費拡大と普及など。それから、4つ目の公共施設の維持、延命化対策の推進では、建物、橋、道路、水道などの公共建物等の維持、延命化に向けての対策強化など。それから、最後ですけれども、5つ目に、事務の効率化と補助制度活用による財源確保ということで、効率的な人員配置、音声認識ソフト導入による事務の効率化、補助制度活用による財源確保の推進、ふるさと納税の納税強化など。こんなことを具体的に挙げて、来年度予算編成方針を決めております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 質問に入る前に……。

○9番（渡邊 弘君） もう終わりますから。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題、予算は、やはり目標を持って立ち上げていくのが予算かなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問は終わります。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君の一般質問は終わりました。

15時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時30分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（土屋 貴君） 1番、大川良樹君の一般質問を許します。

大川議員。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹でございます。

令和元年河津町議会第4回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可を得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、観光振興施策について。

2件目、河津町河津桜まちづくり計画策定について。

3件目、ふるさと納税について。

以上、3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

先ほどの先輩議員の質問と重複する点がございしますが、ご了承いただき、私の一般質問をさせていただきます。

まず、1件目、前回定例会9月議会でも質問をさせていただきましたが、今定例会でも引き続き、観光振興施策についてお伺いいたします。

前回、9月議会、私の一般質問で、谷津寺町地区の観光インフラ整備の質問をさせていただき、町長から、栖足寺を拠点にし、ならんだの里、八幡神社周遊コースができると、さらに広がりを持つ可能性があるというご答弁をいただき、早速それに応えたということでもないのですが、10月21日より栖足寺からならんだの里までの間、寺町会有志によるタイの乗り物「トゥクトゥク」を走らせ、栖足寺とならんだの里を、来年1月末日までの期間限定ではありますが、試験的に新しい動線をつなぎました。何もなかった昨年11月、ならんだの里仏像記念館拝観者数は207名ということで、ことし11月の「トゥクトゥク」を走らせた拝観者数は297名の方が拝観されたということで、約1.5倍のお客様が增加をされ、動線をつくったことによる拝観者の増加があったように感じられ、今後もチラシや協賛いただいた各施設などのホームページでも情報発信をし、少しでも多くの観光客に周知できれば、さらなる増加が見込めるのではないかとということで、現在2月以降、第30回河津桜まつりの期間もトゥクトゥクを走らせるよう、現在検討中でございます。

また、前回9月議会の、私の一般質問の答弁で、町長は新たな取り組みの支援制度もありますという答弁をいただきました。

1つ目、例えば河津桜まつりのイベントの一つとして、「トゥクトゥク」を動かすご協力

をいただけないでしょうか。

2つ目、前回の一般質問と重なりますが、観光インフラとして、あの栖足寺入口の一方通行を玄関口として、石畳に変えるなど、観光地としての魅力づくりはご検討いただけないでしょうか、お伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の観光振興施策についてお答えします。

1つ目の栖足寺からならんだの里にかけての「トゥクトゥク」の運行について答弁差し上げます。まず、9月議会の答弁で、谷津の寺町を中心として、地域を結ぶこと考えてみるように答弁しましたが、早速新たな仕組み、特にタイなどお寺めぐりの交通手段として利用されております三輪乗用車の「トゥクトゥク」を活用することは、私の想像を超える感動でありました。知っているかの質問でございますが、事業が始まり、観光協会のホームページ上で知りまして、その後、県道から寺町を通り、栖足寺へ向かう「トゥクトゥク」を見たことがございます。

また、先日のならんだの里のお祭りのところも、下のほうから運転されて、「トゥクトゥク」がならんだの里に向かってくる情景も目にいたしました。

これからの支援の関係でございますけれども、9月の議会でも答弁を差し上げましたけれども、やはり、これからも谷津地区の観光振興策として実施を考えているんなら、担当課と、助成制度など相談していただけたら対応できるかと思っておりますので、担当課と相談をしてみてください。

それから、観光地としてのインフラ整備、特に道路の石畳化につきましては、自動車道路については、いろいろな条件や規制がありますので、かなり難しいと思われませんが、担当課にそれも相談してみてください。

また、ぜひとも、修景については、全体の中で、周辺を含めて考えてみたらどうでしょうか。当面は、お金をかけなくても、修景整備はできることもあるかもしれませんので、どうかご検討ください。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 町長の前向きなご答弁をいただきまして、私たちも、本当にこんなすぐに、9月議会が終わって、「トゥクトゥク」を導入するに当たっては、自分自身は2月ぐらいで導入できればいいかなと思っていたんですけれども、栖足寺の住職を初め、僕らの仲

間たちは、少しでも早く始め、河津に「トウクトック」が走っているよという声を定着させよう、桜まつりには、それにさらなる宣伝をしていこうと、自分もそのスピード感と前向きさに驚きを感じながら、今回こうして出発できたことは、2月に向けても本当によかったなと思います。

また、お客様からお声をいただくのですが、最近では、河津って「トウクトック」が走っているんだ、かわいい、乗ってみたいなど、また、地元の谷津の方々からも、最近ちょっと雰囲気変わったよねとか、ありがたいの多くの声をいただきます。今現在の「トウクトック」は、下田の業者にレンタルで借りており、お客様も3名しか乗車できませんが、今後2月以降、第30回河津桜まつりでは、新たにお客様6名の乗車ができる7名乗りの「トウクトック」を導入し、無料で誰もが乗れ、寺町地区、ならんだの里地区を結ぶ計画をし、それらを含めたチラシ作成、また、栖足寺参道への桜まつり期間中、店舗出店のお願いなど、さらなるにぎわい、観光客の増加に努めていきたいと、仲間たちと検討しているので、今後もぜひともご協力をお願いいたします。

前回、9月定例会で、私の名所・旧跡の掘り起こしという一般質問で、町長は、観光施策には、大きな3つの課題があると答弁をされておられます。

1つ目は、先ほど来おっしゃっていますけれども、観光関連事業者だけに受け入れを頼るのではなく、文化、農林漁業、商工業、環境、スポーツなど、地域の関連事業者や、住民等の多様な関係者を巻き込み、また、地域資源を最大に活用し、地域住民の誇りと愛着を醸成するような豊かな地域づくりにもつながることができる観光施策。

2つ目は、観光客に対するニーズや満足度、データ収集・分析をし、ターゲットとなる顧客層の絞り込みを行うこと。

3つ目は、観光地のブランディング。ブランド力の必要性。

以上、3つの課題を町長より答弁いただきました。

町長ご自身、この3つの課題をクリアすべく、具体的な観光施策、また、これからの観光立町としての、町長の環境ビジョンをどのようにお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの大川議員の質問にお答えしたいと思います。

前回の一般質問で、ちょっと大きいこと言い過ぎたかなという感もありますけれども、それなりに、私なりの考えを述べたいと思います。

それに先立ちまして、先ほどの「トウクトック」の関係でございますけれども、私が聞いて

た話によりますと、ならんだの里のお客さんが、どちらかというと高齢の方が多かったのが、最近少し若い人がふえたというような話も聞いておりますので、そういう効果もあるのかなと。若い人がならんだの里に行くようになったという効果もあるという話も聞いておるので、幅広い効果が出てきているのかなと、そんなこともありますので、今後ともぜひともご検討、ご活躍をお願いしたいと思います。

まずは、観光課題の3つでございます。まとめて述べたいと思います。

これは、さきの議員の質問にもございましたけれども、やっぱり着地型観光の推進の中で、やはり季節を通して、やっぱり河津町の見どころを、1つでなくてやっぱり幾つも体系的にお客さんに伝えることが大事かと思えます。具体的には現在行っている渋谷区との都市と農村の交流事業ですとか、先ほど言いましたけれども、修学旅行ですとかスポーツ団体などの誘致、最近では、地元と交流する事業なども、逆に地元のそういうお祭りですとか、イベントに都会の方が来て、準備から始めて、お祭りに参加するようなそういう滞在型の観光の方向性も一つだという、そういう考え方もあるものですから、それも含めて、今後進めていったらいいのかなと思えます。

特に、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、特に体験事業なりについては、やっぱり異業主の方々の協力が大変大事だと思いますので、特に着地型観光を進める上で、一番大事なものは、やはりいろいろな方々の協力が必要であると思っております。

それから、2番目の満足度やニーズ調査については、自ら収集したり、現状で使える資料の分析を行ったりして、やっぱり絞り込むことが必要となります。そのようなことができるマンパワーが必要ですので、私が知る限りでは、町内でもそのような人がいるかと思えますので、活用をぜひ考えてみてはいかがでしょうか。

それから、今後の話でございますけれども、やはりこれからも、河津の経済を支えるのは観光であると思えますので、町民が町のことを知り、好きになることが第一で、それを知らせる工夫、そして具体的にどのような行動をとるかが大事であると思えます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） ありがとうございます。

着地型であったり、体験型であったり、旅行の部分というのは、本当に昔の観光施設をめぐるような旅行体系でなくなり、やっぱりインバウンドにしても、目的を持って非常に当地に立ち寄ったりという格好で、やっぱり旅行の体系が、若い人と年配の方で大分ニーズが変

わってきているのかな、そういう全体をひっくるめた中で、総合的にやっぱり目標を持ってやっていかなければいけないのかな、それは本当に私も町長と同感であります。

やっぱり毎回申し上げておりますが、この人口減少を穴埋めするには、当町における第一次産業である観光を盛り上げ、交流人口をふやし、経済が少しでも回るよう、先ほど来申し上げましたが、観光施策は、レジャー、遊びを楽しむことですから、スピード感を持って町民の皆様はもちろん、来遊客も、わくわくするようなことを考え進められることを、ぜひ、町長、自ら先頭に立ち、オール河津で進められるような道しるべになる施策をお願いしていきたいと思っております。

続きまして、12月1日の伊豆の踊子文学祭では、今回より、小説「伊豆の踊子」にちなみ、温泉で五目並べをイベントとして執り行いました。これは、式典の話でもお伺いしたのですが、全国どこを見ても、川端康成先生が自ら参加をし、石碑を建てられ、除幕式まで訪れたのは、全国広しとも、この河津、湯ヶ野だけだということ。生前、川端康成先生は、非常に碁が好きであり、上段者であったこと。また、小説「伊豆の踊子」において、湯ヶ野の舞台上、学生である川端康成先生と、踊子が夢中になって、五目並べをするシーンが描かれていること。その舞台とされる福田屋さんにその当時の碁盤、碁石が存在されていること。

ネットでも調べたのですが、碁でまちおこしをされているところは、長野県大町市など、調べれば幾つかあるのですが、五目並べでまちおこしをしているところは、調べてもなかったということです。

また、この先伊豆縦貫道のインターチェンジも近くにできることなどを含め、湯ヶ野の福田屋さんを五目並べの聖地にし、七滝のワサビ井の聖地と絡め、食と文学の聖地ということを含め、上地区が盛り上がり、伊豆縦貫道ができて、河津町が通過点にならない話題づくりと地域おこしをしていきたいという気持ちで、今回観光協会が主体となり、また、伊豆の踊子は旅する学生さん、川端康成先生が修善寺温泉から湯ヶ島、天城越え、湯ヶ野に入り、下田港へ抜けるという描写なので、この五目並べ大会は、伊豆の踊子杯ということで、今回、下田観光協会と広域で連携をし、伊豆の踊子が歩いた市町の連携で地域を結び、広域で盛り上げる。

まずは子供たちからということで、河津西小学校と稲梓小学校とが対戦をいたしました。結果はどうであれ、それまでの過程の中で、河津囲碁クラブの皆様にもご協力をいただき、放課後子供たちに碁盤の用意、また、ルールへの指導など、地域の年配の方々が、子供たちと接する姿を見ていると、五目並べは老若男女は問わず、子供から年配の方々までもが一緒に

なっている遊びなのかなと思い、ぜひとも湯ヶ野福田屋さんを五目並べの聖地にしたい。これから、この五目並べをまちおこしにしていくためにも、町も応援をしていただけませんか。

また、温泉で五目並べということで、町内には幾つかの足湯や、噴湯公園、温泉会館など、温泉施設などに碁盤の設置などを検討し、100年前の川端先生の世界観や、伊豆の踊子の世界観、情景を町の至るところで、五目並べができるような環境整備をしていただけないでしょうか、お伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、五目並べでまちおこしの協力について答弁します。

結論から言いますと、新たな動きに町も大いに期待をしているところでございます。答弁の中で、ほとんど大川議員の繰り返しになるかもしれませんが、答弁いたします。

今後も、伊豆縦貫自動車道路の完成後のインフラのためにも、特に七滝、湯ヶ野地区の魅力づくりも大事であるとの考え方から、町でもインターチェンジ周辺の方々に集まってもらい、活性化対策を町も目指しております。今回の伊豆の踊子文学祭開催につきましては、今までは、地元の観光協会主催に加えまして、東京の昭和女子大学の地域連携、文化応援プロジェクトのチームのテーマとしての取り組みや、下田市の観光協会の協力を得て、川端文学の伊豆の踊子の中で、学生と踊子が一対一で向き合って五目並べをする感動的なワンシーンをもとに、踊子に扮した昭和女子大学生との五目並べ対戦や、町を超えた、下田市立稲梓小学校と河津町立西小学校の子供同士による五目並べ交流など、新たに行われております。そういう中では大変期待をしております。

五目並べの普及については、まだまだいろいろとやらなくてはならないことがあると思います。ぜひとも、文学と温泉、五目並べといったキーワードにして、今までは温泉卓球なんてあるわけでございますけれども、温泉五目並べという形で、一つ一つ進めていくことが大事であると思います。

また、伊豆の踊子の旅のルートであります修善寺から下田があるわけでございますけれども、旅のルートを生かした広域的なつながりですとか、将来的には、縦貫道のインターからおりてくる街道をめぐる仕組みづくりも大事だと思いますので、今後とも大いに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君）　今回は、五目並べというキーワードを導き、イベントをさせていただきました。今後のインバウンド対策の施策ともなるとは思いますし、イベントとしては初の試みだったので、いろんな問題点もありましたが、イベントは、掘り起こすことも大変ですが、続けることのほうが大変だと思いますので、伊東市の世界まくら投げ大会のように、この大会が伊豆の踊子杯、世界五目並べ大会となるように、ぜひとも町の協力も仰ぎながら進められたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、2件目に移りたいと思います。

河津町河津桜まちづくり計画策定についてお伺いいたします。

ことしの3月に発行された、河津桜まちづくりニュースレター第1号で、河津川沿いの桜については、河川区域内における植栽基準を満たしていないために、維持管理上の制約があり、新たな植栽については、基準を満たしていかなければなりません。河津町では、このような背景を踏まえ、関連計画及び推進中の事業等の整合性を図りながら、町内の河津桜に関する総合的な計画として、河津町河津桜まちづくり計画を策定しますとあり、ことしの3月11日に、第1回河津町河津桜まちづくり計画策定委員会が開催されており、これまでも3回ほど、策定委員会が開催されているようですが、その策定委員会の構成メンバー、現在までの進捗状況、今後の計画策定までのタイムスケジュールをどのように進められるのか、お伺いいたします。

○議長（土屋 貴君）　町長。

○町長（岸 重宏君）　それでは、河津桜まちづくり計画についてお答えいたします。

現在、この計画については進めておまして、今年度中に完成の予定でございます。お尋ねの進捗状況等については、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君）　産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君）　それでは、策定委員会の進捗状況と今後の予定のほうを述べさせていただきます。

河津桜まちづくり計画の策定につきましては、昨年の7月13日に株式会社地域まちづくり研究所と業務委託を締結し、令和2年3月19日までに完成することとしております。策定委員会のメンバーは10名で、地域計画、林学の学識経験者、また、農業団体、観光業、商工業の各代表者、それと、地域団体及び地方行政代表として下田土木事務所長及び河津町長から構成されております。

現在の進捗状況につきましては、昨年度から3回の委員会と2回の庁内会議を開催し、ア

ンケート調査や、中学生会議を行った結果を計画へ反映した素案の作成を行い、委員会へ諮り意見を伺っているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、策定委員会の意見を反映させた計画を、庁内会議で検討し、2月に策定委員会を開催し、計画をまとめる予定となっております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 河津桜まちづくり計画、策定中なんですけれども、来年の3月19日までには策定をしたいということで、今、お伺いしましたけれども、今後これを実行に移すに当たり、計画の内容を見ても、河津川の未曾有の災害に備える治水であったり、河川整備、堤防背後地の活用、また、伊豆縦貫道の整備に伴う土地を利用し、河津桜まつり開催時の交通対策推進など、内容的にも河津町河津桜まちづくり計画は、将来の河津町のビジョンであり、計画の位置づけでも、来年度終了する河津町第4次総合計画、河津町都市計画マスタープラン、河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略に即し、河津桜保護育成計画、河津川流域における河津川桜並木基本方針などとも整合性のとれた、今後の河津町の総合的なビジョン、計画に値するもので、今後到底町だけの予算で進めることもできない計画だと思うので、どのように国・県などの補助を活用し、実行に推し進めていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、まちづくり計画の実行に向けてということで、ご質問にお答えしたいと思います。

現実のところ、まだ具体的な内容が決まっておりますが、特に植栽場所の確保などについても、国の協力や、あるいは、河川の活用についても、県の協力を得たいなど、そういうふうに思っております。

実際問題、どんな助成制度があるか今後の課題となりますが、例えば国でしたら、今やっている伊豆縦貫道の発生土の活用ですとか、そんなことも金銭的なものではありませんが、そういうことも活用については検討すべきかなと思いますし、今後、できるだけ補助制度、あるいは、そういう国・県の間関係を大事にしながら活用していきたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 計画段階なので、やはりはっきりとした回答というのはいませんが、河津町河津桜まちづくり計画は、河津桜を次世代につなげる重要な総合計画だと思いますので、河津町の将来ビジョンとして、ぜひ、実行、推進していただきたいと思います。

続いて、3件目、ふるさと納税についてお伺いします。

ふるさと納税には、一般的に知られておる、現在河津町でも行っている個人版と地方自治体の事業を、企業が協力をし、ともに進める企業版とがあります。

まず、企業版ふるさと納税についてお伺いします。

今年の8月末に、内閣府は令和2年度税制改正要望を発表し、地方自治体に寄与した企業が税優遇を受けられる企業版ふるさと納税制度について、現在企業は寄附額の法人課税から約3割が減税され、特別措置としてさらに3割、合計6割が控除されております。内閣府は来年度の税制改正で、特例分控除3割を6割まで引き上げ、実質9割控除、企業側の負担分は1割で済むこととなります。また、今年度で終了だった制度の期限も、令和6年度まで5年間延長する、好調な個人版に比べ、寄附額が伸び悩む企業版を促進し、地方への資金の流れを強化するのが狙いということです。

ただし、この企業版ふるさと納税を受けるに当たっては、次のような手順が必要になります。まず、自治体が推進する事業を企画立案、内閣府に地域再生計画として申請、内閣府が認定、公表。企業が自治体へ寄附できると現行の制度ではこのような流れですが、今回の改正では、認定手続の緩和や、決算期など企業が希望するタイミングで寄附ができるようにする方針が盛り込まれるということです。

何はともあれ、まずは自治体が内閣府に届け出認定を受けなければいけません。その事業を計画段階ではありますが、先ほど質問させていただいた河津町河津桜まちづくり計画を認定事業に申請できないものでしょうか、お伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問、ふるさと納税について、特に企業版ふるさと納税の関係でございます。

今、制度的には、大川議員も質問してございますけれども、計画ができて、具体的に事業が決まってくれば、制度的には当然可能かと思っておりますので、検討したいと思っております。

なお、制度については、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 企業版のふるさと納税です。河津桜まちづくり計画を活用で

きないかという今のご質問でございますが、町長が申しましたように、制度的には採択の可能性はあるというふうに考えております。

企業版のふるさと納税制度は、一般的には地方創生応援税制を企業版ふるさと納税と称しているものでございます。志のある企業が地方創生を目指しまして、地方自治体に寄附した場合に、税優遇を受けられる、寄附額の約、先ほどもおっしゃいましたが、6割の減税が対象となるものでございます。

現在、国の内閣府では、この制度の税制優遇の拡充と期間延長をすとの動向もあるということでございます。現行の減税額が6割からこれを9割へということになります。税額控除の特例措置を5年間、これを延長して、令和6年までとするというものでございます。まだはっきり確定をしたということではございませんが、そのような方向で動いているということでございます。また、制度活用のためには、議員が申しますように、地方公共団体が地方版の総合戦略にこの事業を位置づけまして、この事業の地域再生計画を作成し、内閣府の認定を受けるものです。企業から寄附を募る。その後、企業から寄附を募るもので、実際には、技術的に、首長のトップセールスなどによる推進を行うなど、寄附をしていただく企業の確実な確保、これが事業のうまくいくか、いかないかという成否のポイントとなるということでございます。

なお、昨年度県内では、藤枝市、小山町など6市1町が9事業について取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 今回、第30回河津桜まつりでは、企業協賛を現在2社の企業と進めております。1つは、エアトリという旅行サイトを運営する株式会社エボラブルアジア様、これは私の中高の同級生がこの会社の副社長ということで、お話をしましたら、自分のふるさとに協力をしていただけるということで、今回協賛をお願いさせていただきました。

もう一つは、音楽、芸能、さまざまな分野でも中心的な、誰もが知り得る株式会社エイベックス様と、この2社様が、今後契約を結び、企業協賛に向けて進んでおります。

今後、第30回河津桜まつりのチラシやポスターなど、いろいろな場面で、この2社のブランドロゴを目にすることでしょう。ぜひとも、第30回河津桜まつりの企業協賛だけで終わることなく、今後の河津町の将来、まちづくりをこのような企業の方々にも参画をいただき進めていくためにも、河津町河津桜まちづくり計画策定、内閣府認定をいただき、企業版ふる

さと納税を利用した形で、今後のまちづくりをスピード感を持って進めていただければと思います。

続きまして、個人版ふるさと納税についてお伺いします。

私の3月議会の一般質問でふるさと納税の状況と拡充についてということで、一般質問をさせていただき、企画調整課長の答弁で、新たなプラットフォームの導入ということで、現行の「ふるさとチョイス」に加え、今年度より新たに「さとふる」が導入されました。その「さとふる」を導入したことによる効果としては、また、町内参画業者返戻品の種類、数などがふえたのか。また、「ふるさとチョイス」には参画するが、「さとふる」には参画していないと、その逆もあるかと思いますが、「ふるさとチョイス」、「さとふる」の、それぞれプラットフォームの町内業者、出品状況、また寄附者の利用現況はいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのふるさと納税の個人版の方だと思いますが、導入の状況、特にさとふるの関係について、答弁差し上げます。

ふるさと納税は、今年度もさとふるを導入して、収入額をふやそうということで取り組んでおります。また、次年度につきましても、先ほど、予算の編成方針の中でも答えてございますが、やっぱり財源確保という面でもふるさと納税は大変大きいものですから、来年度、力を入れて、この点についても取り組んでいきたいなと思っております。

議員の質問の、今年度から、従来のインターネットによる「ふるさとチョイス」に加えて、「さとふる」を加えて、納税額の増額を目指してきました。まだ最終的な結果は出ておりませんが、現状について担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） ふるさと納税の関係でございます。

さとふる導入によりまして、新たな参画業者の状況ということでございます。現在手続を進めております、今井浜のホテルの宿泊プランを、12件、今、掲載をする予定で準備をしているところでございます。13日ごろに載せられるという返事が今日来ております。

そのほかに、地元のスーパーマーケットが加工します冷凍惣菜や、あと肉の加工品等の返礼品も、今、進めているところでございます。

また、ふるさと納税のポータルサイトの「ふるさとチョイス」と「さとふる」の状況についてでございます。ふるさとチョイスでは、今年度新たに郵便局の見守りサービスや、今、

申しあげました今井浜のホテルの宿泊プラン、あと、宿泊補助券、地元の今、申しあげました地元のスーパーマーケットの惣菜、肉の加工品、こういうものも新たに加えました。さき
に開催しました河津フラワートライアスロンの大会の、ふるさと納税の参加枠といいますか、
これも設けて、14件の活用があったということでございます。11月末現在では、昨年よ
り全体として若干少ない状況ということにはなっておりますが、「さとふる」につきまして
は、6月の下旬から開始をしたということで、まだなかなか伸びが出てきていないとい
うことでございます。

今年度のふるさと納税の全体としましては、現在の状況として、昨年度の年間取扱件数が
1,161件であったということでございます。今年度11月末現在では、995件と、件数につい
ては、昨年度よりかなり追いつく数字ということで、かなり件数については勢いがあるかな
というふうに見ております。

また、11月末現在のふるさと納税の合計金額、これは全体でございます、3,900万円余り
ということで、前年の同月比として7.2%の増ということで、前年を上回っているとい
う状況でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 課長の答弁で、今、伺ったんですけれども、全体の7.2%、現時点
では多いということで、これから12月の末まで、非常に駆け込みがふえますんで、ちょっと期
待ができるといいなと本当に思います。

ふるさと納税の今後の課題と展開として、やはり返礼品の出品の手軽さと、町内業者の
方々の理解、協力が必要だと、私自身はすごく感じておりました、私も飲食店業者の仲間
の人たちに、それぞれの得意な商品のお願い、提案をしたりするのですが、なかなか出品し
ていただけない。それは、パソコンがないなどハード的な問題であったり、また、登録の仕
方がわからないなど、いろいろな声を聞きます。そういった課題克服をしていかなければ、出
品もふえないと思うし、今後町のふるさと納税はふえていかないのかなと思います。

それぞれのホームの流れについて、確認をします。「ふるさとチョイス」に関しては、寄
附者と納入業者の間に、一端企画調整課が入り、寄附者の取りまとめをし、メールもしくは
ファクスで、返礼品業者へリストを送付、業者はそのリストより寄附者へ電話やメールなど
で送付確認、返礼品を送付するという仕組みで、一方、6月に導入された「さとふる」は、
直接業者にさとふるよりメールが来て、指定日に宅配業者が回収に来るので、その指定日に、

返礼品を用意し、回収という、「ふるさとチョイス」のように途中企画調整課の取りまとめがなく、寄附者への確認や宅配業者への持ち込みなど煩わしさはありませんが、必然的にパソコンがないとできないという課題があります。このパソコンがないとできないというのが、「さとふる」の大きな課題で、少しでも多くの返礼品を登録いただくためにも、町の方々の協力を引き出すためにも、ふるさと納税を増加させるためには、パソコンをお持ちでない方、また苦手だという方々への配慮を考えていかなければなりません。せっかく導入した「さとふる」に対し、パソコンを持っていないとできないということの手当てはしていかないのか。また、今後、新たな返礼品の開発や展開をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の展開と課題ということでございます。基本的には、大川議員のご指摘につきましては検討していきたいなと思っておりますけれども、一応、今では確実に答えはできませんけれども、一応検討させていただきます。

とにかく、私は、ふるさと納税につきましては、町内の事業者さんの返礼品のやはり開発というか、その辺が大変大きな課題かなと思っております。そういう中で、一部には宿泊施設等伸びているところもありますので、なるべく多くの人に、その辺も含めて返礼品の参画といいますか、その辺をお願いをしたいなと思っております。

また、来年度予算に向けて、その辺も含めて、少し改良を加えて、町の担当課だけではなくて、もう少し幅を広げた中で、返礼品の開発を進めていきたいなと、そのことによって、ふるさと納税がさらにふえればいいなと、そんなふうなことも考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） 今、町長より答弁いただきまして、企画調整だけでなく、委託であったりとか、私もそういう形で、ふるさと納税はぜひ幅広くいろんな方々が参画できやすいような仕組みづくりをしていただければ、やっぱり数字も上がってくると思いますし、せっかくいいプラットフォームが2つあるので、それを生かした形をぜひとも作っていただきたい、そう思います。

やはり物事を進める上で、問題と課題を明確にし、それらを克服、クリアしていかなければ、やはりいけないと思います。行政の事業は、慎重かつ丁寧に進めていかなければなりません。事業によっては、ぜひ、スピード感を持って実行していく。ふるさと納税は自治体

が努力と工夫によりふやすことのできる、国に認められた自主財源だと思います。これから減りゆく人口と、税収、また、地方交付税もこの先現況のようにいただけるかわからない、将来の不透明感を少しでも今のうちに手を打ち、河津町はワンチームで、町長を先頭に、必ずや進んでいく人口減少、少子高齢化に立ち向かい、町民がわくわくするまちづくりの願いをし、次世代の子供たちへ引き継いでいけるまちづくりをお願いし、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 1 番、大川良樹君の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました 4 番、遠藤嘉規君、2 番、桑原猛君、5 番、上村和正君の一般質問はあす 11 日に行います。

◎散会の宣告

○議長（土屋 貴君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

あすは午前 10 時より再開します。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4 時 19 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

12月11日（水曜日）

令和元年河津町議会第4回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和元年12月11日(水曜日)午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 同意第14号 河津町教育長の任命について
- 日程第3 同意第15号 教育委員会委員の任命について
- 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度一般会計補正予算(第3号))
- 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度一般会計補正予算(第4号))
- 日程第7 議案第51号 河津町環境まちづくり基金条例の制定について
- 日程第8 議案第52号 河津町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第53号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第54号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第55号 町道路線の変更について
- 日程第12 議案第56号 令和元年度河津町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第57号 令和元年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第58号 令和元年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 委員会の閉会中の所管事務調査の件

出席議員(11名)

1番 大川良樹君

2番 桑原猛君

3番 渡邊昌昭君

4番 遠藤嘉規君

5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
企画調整課長	後藤幹樹君	町民生活課長	飯田吉光君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	村串信二君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 事務局長	川尻一仁君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長	木村吉弘	書記	大川知寛
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。

◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力を願います。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

4番、遠藤嘉規君、2番、桑原猛君、5番、上村和正君。

◇ 遠藤嘉規君

○議長（土屋 貴君） それでは、4番、遠藤嘉規君の一般質問を許します。

遠藤議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） おはようございます。4番、遠藤嘉規でございます。

令和元年第4回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1 件目、台風への対応について。

2 件目、災害時の役場機能維持に向けた燃料備蓄と活用について。

3 件目、消防河津分署更新のための建設予定地について。

以上、3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

質問に入る前に、この9月から11月までにかけてラグビーワールドカップが日本国内で開かれました。県内ではエコパで試合が行われたわけですがけれども、予選では全世界93カ国が参加し、日本のワールドカップに20カ国が来日して試合をしたわけですがけれども、このラグビーワールドカップに河津町の商工会青年部の視察研修を兼ねて、私も参加してまいりました。

会場には、本当に世界中の方々が集まっていて、多くの人間がラグビーを観戦したわけですがけれども、その中で特に私個人として興味を引いた部分というのがものすごく多くの子供たちがその会場に来ていたということでございます。小学生、中学生、高校生、本当に日本各地から集まっていたのかなというふうに感じました。車のナンバーなんかを見ますと、バスで千葉とか関東圏のほうのナンバー、関西圏のナンバー、多くのバスを連ねて子供たちがやってきておりました。

会場では、観戦に来ていた世界中の方々と子供たちが結構交流をしている場面というのがとても目につきまして、世界の人間が集まるこういった場に子供たちが行って観戦をするというのは、ものすごく教育上、人生の上でもプラスになるのかなというふうに感じたところでございます。

年が明けて令和2年、2020年にはオリンピックが開催されるわけですがけれども、ぜひ河津町内の子供たちにもオリンピックを見ることができるような機会を提供していただけるよう、

町を挙げて取り組んでいただけたらありがたいなというふうに感じた次第でございます。よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

1件目、台風の対応についてということで質問をさせていただきます。

9月、10月と立て続けに過去最強クラスと言われる台風が襲来いたしました。直近のNHKのニュースですと、12月5日のニュースでCOP25というものが、世界の地球温暖化による会議というものがスペインで開かれているわけですが、このCOP25の中でドイツの環境NGOが昨年1年間で異常気象による最も深刻な被害を受けた国は日本だったという発表をしております。死傷者数や経済的な損失なども含めて調査を行ったというところですが、昨年ということで、西日本豪雨、あと、非常に強い勢力を維持したまま上陸した台風21号、埼玉県熊谷市で41.1度と観測史上最も高い気温を記録したなどといった猛暑に見舞われたと。こういったようなところを理由に挙げております。その中で、同じ年に複数の極めて異例な気象災害に見舞われるというこの現状は、地球温暖化の影響を抜きには考えにくいというふうに締めてございます。

こういったところを考えますと、今般来ました台風15号、19号と来たわけですが、たまたま偶然来たというよりは、来年も引き続きこういったクラスの台風が来る可能性がかなり高いのかなというふうに考えました。

台風ですとか集中豪雨、また、水害といった災害というものは、各種ある自然災害と言われるものの中で最も正確に予想ができる災害であるというふうに言われております。地震ですとか噴火ですとか、そういったものに関しても研究は取り組まれておりますが、なかなか正確な情報というものは得にくい。対して台風、そういったものですと、何時に上陸をして、どのエリアを通過ということがかなり正確につかめると。ただ反面ですね、この台風とか集中豪雨に関して、なかなか人は逃げてくれない、避難しにくい災害ということで、毎年のように死傷者を出している、こういった現実がございます。

こういった被害が出ますと、必ずマスコミが現地に行きまして、いろいろテレビで中継をしたりするんですけれども、長いこと住んでいるけれども、こんな被害が出るとは思わなかったというようなコメントが必ず出てきます。これは、行政としての対応の難しさのあらわれを出しているのかなというふうに考えるんですけれども、今般の2つ続けてきた台風ですが、本当に少しずれていれば、河津町でも甚大な被害が出た可能性が高かったのかなというふうに考えます。今般の台風に関しまして、町の対応についてというところで、町長の所見

をお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの遠藤議員の台風への対応、特に町の対応、私の所見はということでお答えしたいと思います。

特に台風19号につきましては、狩野川台風並みの台風と言われまして、コースについても伊豆半島直撃と予想されまして、大変危機感を感じたところでございます。

町の対応については、これまでの議員の質問にもお答えしてございますが、特に事前の避難情報の発令の時期についての判断に大変苦慮するところがございました。特に降雨量につきましては、9月の15号のときと比べると半分ぐらいでしたので、避難勧告の発令タイミングを考えておりましたが、大型の台風でありまして、被害が予想されたので、12日の午前10時半に町の対策本部を立ち上げまして、広域避難所の開設時の11時5分に避難勧告を発令して、避難者の受け入れを行いました。その後も情報を収集しながら避難者の受け入れを行いました。

特にその後、大雨警戒特別警報の発令されることも心配されましたが、幸いにも発令されませんでしたので、避難指示については町としても発令をしませんでした。その後、台風の接近、上陸によりまして、強風が吹き、家屋の屋根などの損壊や倒木などの被害も出ましたが、幸いにも人的な被害はありませんでした。

なお、最終的には避難者は169世帯、358人の避難者の受け入れを行いました。

今回の経験から、さきに議員の質問でもご答弁してございますが、今後検討すべき課題も見えてきております。町民1人ひとりの命を守ることはもちろん、安全で安心して暮らせるまちづくりのために今後の対策を行っていきたいと思っております。

なお、広報11月号で今回の状況をお知らせするとともに、町民の皆様への水害に対する備えについて特集を行いました。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） この一番直近でいいますと、台風19号、全国的にもものすごい被害を出したわけですが、町長が今おっしゃった町の広報11月号で対応のほうの詳細が記されているということで、私も拝見をいたしました。対応として考えてみますと、上陸をした24時間以上前の段階、11日の夕方にはレベル3の準備情報、高齢者避難開始情報というものが出ていて、12日には町内全地区の避難所が開設されております。上陸の8時間前の段階では

レベル4の避難勧告が出ているというふうなところで、いろいろ結果論としての賛否はあろうかと思えますけれども、かなりできることはしっかりと時間を追った中で行われているのかなというふうにも思うんですけれども、避難所の運営という部分に関しましては、多くの問題点が残っているのかなというふうに感じたところでございます。

今回、台風に当たりまして、町民の方から少しお話を聞いたところとしては、避難をするに当たって、レベル3の段階では災害弱者の方々、高齢者とか、そういった方々に対しては避難を促しているんだけど、そうではない方々に対しては、まだ避難をしてはだめなのかなというふうなところで、勘違いをされている方がいるのかなと。また、レベル4の避難勧告が出たときには、もう暴風雨がかなり強くなっていて避難をするのが怖かったので、避難をしなかった。もう少し早く勧告を出してほしかったというような話もございます。逆にですね、公民館は不安なので、避難をしなかったと。レベル4が発動して小学校、学校の体育館が開いたので避難をしたというような声もあるようです。

家で怖い思いをするぐらいだったら、隣近所の方々に声をかけ合っていて、車に乗り合わせるなどして、早い段階で避難所に向かって、近所の避難者同士でお茶でも飲みながら、世間話でもしながら、台風が去るのを待つと、これぐらいの気持ちで、レベル3の段階ですらとても気軽に避難ができると、こういったような環境整備が必要ではないかと感じますが、町の見解をお伺いしたいと思います。

また、今回の台風でたくさん雨が降ったわけですが、広域避難所になっている中学校ですとか小学校、こちらが18時間降雨量726ミリとした想定最大規模の浸水深で見ますと、1階部分は浸水してしまう可能性というのが指摘をされております。これは町の防災ガイドブックの中にあるハザードマップの中にも示されているデータなんですけれども。台風19号では、箱根の地で942ミリ、湯ヶ島で717ミリということで降っていますので、河津の18時間降水量726ミリという数字で見ますと、かなりきわどい状況だったのかなと。一步間違ると広域避難所が浸水していた可能性もあったのかなというふうに考えます。

先ほど町長もおっしゃっていましたが、狩野川台風並みのというようなことで、テレビのニュース、報道でもやっていたんですけれども、狩野川台風もそうですし、東日本大震災、津波の被害でもそうなんですけれども、避難所に避難した方々というのが想定外の被害で亡くなっているという例が実際にございます。そのような教訓を生かしますと、ハザードマップ上で危険が指摘されている場所ということであれば、速やかな移動ができない高齢者の方、体が不自由な方、また、子供たちというような災害弱者の方々は、体育館に避難をするとい

うよりも、隣接している校舎の2階以上に避難をすると、こういったような対応をしたほうがよかったのではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問、気軽に避難できる環境整備の関係について答弁したいと思います。

議員がおっしゃるように、とにかく早目の避難が大事であることは、これからも大切な要件だと思っております。昨年から町のほうでは、レベル3の段階で地区公民館等への避難と同時に、町の保健福祉センターを避難所として開設をしております。今回の台風19号につきましても、保健福祉センターを初めとして100人以上の多くの方が台風の上陸の前日の11日から台風が去った後の13日まで、大変多くの方が避難をしていただきました。

議員が避難所の浸水の被害の心配もあるということでございますが、今回の19号の中学校への避難に際しまして、町としても万が一のことを想定しまして、校長先生が地元の方なものですから、校長先生にも出ていただき、校舎等への避難も想定をしておりました。特に議員がおっしゃるように停電をしない場合なら、各学校の校舎には現在エアコンが設置されておりますので、環境的には体育館よりよいと思います。

ただ、学校ですと教育委員会との協議も必要になるものですから、今後、今回の教訓をもとにいろいろな対策について検討して生かしていきたいと思っております。

なお、詳細については担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 気軽に避難できる環境整備というご質問でございます。

町長からご答弁ございましたが、あらゆる災害から住民の安全を確保する防災対策におきまして、町といたしましてもいち早く避難情報を発表することも重要な事項の一つとして捉えております。そういった中で取り組んでまいりましたが、議員の言われる環境づくりも非常に重要でございます。同時に住民におかれましても、災害に対します警戒を常に怠ることのないよう心がけていただきたいと思いますと感じております。

以上で答弁を終わります。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） すみません、1つ答弁が漏れておりました。弱者への関係でございます。防災ガイドブックについては、今後も町民の皆さんに活用していただきまして、とにか

く自分の地域を知ること、それから、万が一のときに行動を検討していくことなど、早目の避難をお願いしたいと、そういうことを思っております。特に行政に頼り切るのではなくて、自分の命は自分で守るという意識で今後も行動していただけたらと思います。

そして、町民の皆さんには、避難の場合には、できるだけ近所の人に声をかけて、ともに助け合うことを努めてほしいと思いますので、その辺についても町民の皆様にご協力をお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答をいただきました。

学校の体育館のほう、中学校の体育館のほうでは、台風19号の折に校長先生が来て、学校の校舎への避難というのでも検討をされていたというところで、しっかりと取り組んでいただけているのかなというふうに思うんですけども、ぜひ言われましたように協議をしていただいて、後手を踏まないような形で対応を検討していただけたらありがたいなというふうに思います。

毎年のように全国で水害が起きている昨今の状況というのを考えますと、学校のほうでは防災教育ということで、しっかりと取り組んでいただいているというふうに認識をしているんですけども、大人に対しての防災意識の向上というものは、これ必要不可欠なのかなというふうに考えます。

今回の台風の避難においても、避難所に行くに当たって、何を持っていったいいのかわからないというような話を伺いました。私も19号の際に、午前中の中に準備をして、役場の保健福祉センターのほうへ家族と近所のひとり暮らしの高齢の方、ちょっと声をかけさせていただいて、避難をしたんですけども、長野は高台にありますので、水害の心配もなければ、大雨で洪水という心配もないんですけども。多分、町内で最も風が強く当たる地域かなというふうに思います。19号の経験から、それを超える台風の風が吹くという、これ家が倒壊するんじゃないかというふうなすごい恐怖感を感じましたので、そういった形をとったんですけども。

その際に、やはり何を持っていったいいかわからないというふうなお話を聞きました。町のほうでつくっていただきました防災ガイドブックがあるんですけども、これ、ものすごくいいものがつくられたなというふうに思うのが、開いていただいて、もう町民の皆様にはちゃんと目を通していただきたいなというふうに思うんですけども、この中にですね、避

難するに当たって何を持っていったらいいかというようなものも書かれておりますし、避難所がどこにあって、どういった災害のときに自分の地元の避難所が使えるのかといったようなことも全部書かれている。多分、災害時の避難で疑問に思ったことは、ほぼこの1冊で網羅できている代物かなというふう思います。賀茂郡全域を見ても、これほどのものはないのかなというふうに思いますので、このあたりをしっかりと活用していただいて、避難に備えていただきたいなというふうに思うんですけども。

避難所というのは、ホテルではないんで、不便きわまりないというのは当たり前。命を守るために多少は不便を我慢してでも一時的に行く場所というふうな認識があるんですけども、そのあたりの心構えのようなもの、こういったものを町民の皆様にご存知いただくと。そういった町民の皆様への防災知識の向上へ向けた取り組み、訓練、こういったものが必要ではないのかなというふうに思うんですけども、町の見解をお伺いしたいです。

今回の避難所運営の中で、広域避難所に関しましては、課長級の職員の方が管理者として派遣をされているわけですが、確かに避難所において何か高度な判断をしなければいけないといったときに備えて、責任のある立場の方が出向くというのはわからなくもないんですけども、災害対策本部要員の町の幹部の方が現場に出ているというのは、やはり個人的に思うんですが、組織的なものとしていかなものかなというふうに感じております。

このようなところを考えますと、防災対応の上で、現在の河津町役場の体制としては、マンパワーの不足があるのではないかと感じます。ある程度のレベルに備えができるまでというような限定的なものでもいいのかなというふうに思うんですけども、防災対応の専属課を設置してはどうかなというふうに考えます。

他の自治体では、退職された元自衛官の方を採用することで、豊富な知識、経験を生かしていただいて、優秀な危機管理のプロとして防災対応に当たるというような取り組みを行っている自治体がございます。自衛隊の方というのは、他の公務員の方々と違って、50代で、若くして定年退職が来るといようなことがあるそうなので、自衛隊の方を職員として採用するというのはとても有効な手段ではなかろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の防災意識の向上、あるいは担当職員の増強について答弁したいと思います。

まず最初に、防災ガイドブック、本年3月につくったわけでございますけれども、これ加

除式ということで、つけ足すこともできるしということで、基本的にはいろいろなことを想定して網羅したものでございますけれども、ただ、この防災対策というのは今後いろいろ変わることも想定されたりすることがあるものですから、一応、加除式にしたということが大変よかったのかなと思いますし、とにかく町民の皆さんにこれを活用してもらえることがまず一番だと思いますので、特に今回の15号、19号の台風の関係では、特に15号の経験を受けて、19号のときには大変多くの避難する方があったということで、ある面では大変活用されてきたのかなという感じもいたします。

そういうことで、議員がおっしゃる防災意識の向上、これは大変町民に、よく私は、まず自分の状況を知ってもらい、そして、それを確認した上で備えてもらい、最終的には行動してもらい、その行動も早目の行動をしてもらいたいということが一つの原則ではないのかな。だから、知る、備える、行動する、これが原則として私は考えております。そういうことで、今後進めたいと思います。

また、広域避難所の関係でございますけれども、これについても今回は事前避難ということだったものですから、役場の職員の対応もですね、派遣できたわけでございますけれども、実際の発災後になりますと、なかなか職員が避難所の運営というものはできませんので、責任者を置くぐらいにして、後は町民の方々の協力を得てという実際運営していかないとやっていけないのかなと思います。今回については、事前避難ということで役場の体制がとれたものですから、より町民の方に安心してもらう、あるいは備えるということも兼ねまして、職員の派遣をして、その中に管理職も入れて対応しましたけれども、実際の災害が発生すると、なかなかそういう対応はとれないものですから、それについても町民の方々の協力を得て運営をしていかなければならないと、そういうことを思っております。

そういうことで、いろいろ課題はありますけれども、今後の意識といいますか、町民の防災意識の向上に努めていきたいなと思っております。

それから、担当職員の増強の関係でございますけれども、担当課の設置等については、今後の検討課題とは考えておりますけれども、なかなか職員の配置の関係なんかもあるものですから、今検討をしている段階でございますが、まだ方針ははっきり決まっておりません。議員提案の経験者であります専門職員の採用につきましても、実は以前から具体的に人を当たって実は交渉してきましたけれども、実際、現在ではその人の状況等もあるものですから、確保できていないという状況でございますが、今後もこのような人がおりましたら、また交渉をして進めていきたいなと思っております。

なお、関連しまして担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 私からは、防災意識の向上につきましてご答弁させていただきます。

防災意識の向上への取り組みや訓練につきましては、住民にとって有益なものでなくてはなりません。年々、被害の甚大化が懸念される台風を初めといたしました風水害への対応といたしまして、これまで啓発用のDVDの紹介や県が実施いたします土砂災害防止出前講座への参加など、積極的に取り組んでおります。

先日の地域防災訓練におきましても、台風15号、19号によります相次ぐ襲来を受け、新たな取り組みといたしまして、自衛隊に派遣要請をいたしまして、土のうの製作、積み方講習会を役場駐車場にて実施をしたところでございます。7地区より参加がございました。

また、各地区では水害や地震をテーマにした啓発用のDVDを子供から高齢者の方に鑑賞していただき、また、大堰地区におきましては、土砂災害防止出前講座を実施したところでございます。

このような取り組みから住民各位の災害に対します平時からの備えの重要性が浸透してきていると感じているところであり、今後も積極的に啓発活動に取り組みながら、災害リスクに対します住民の防災意識の向上に寄与してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 町長のおっしゃった、知る、備える、行動する、すごく重要なキーワードだなというふうに感じます。一番最後の行動するというのがもう本当に何よりも難しいところかなというふうに思いますので、ぜひソフトの面というところで、町民の意識を変えるというような取り組みなので、一朝一夕ではいけないと思うんですけども、総務課長のおっしゃったように、訓練の中の中身も少しずつ変わってきているというようなところもありますので、積極的にこういった対応ができるよというようなメニューを提供していただいで、地域特性に合った防災訓練というものを検討していただけたらありがたいなというふうに思います。

それでは、2問目の質問へ移らせていただきます。

災害時の役場機能維持に向けた燃料備蓄と活用ということで質問をいたします。

9月の台風19号による被害で千葉県内のほう含めて大きく被災したということは記憶に新

しいところなんですけれども、その中でかなり広範囲にわたって停電をしたということがございました。1週間以上停電をした千葉県内の自治体が31あるそうです。このうちの4割に当たる12の市町で庁舎の非常電源の備蓄燃料が国が示しておる指針の72時間、これを満たしていなかったと。ひどいところは、停電後数時間で備蓄燃料を使い果たしてしまったというような自治体もあったということを報道で聞きました。

平成28年2月の内閣府防災担当の出している資料によりますと、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引というものがあるんですけれども、この中で、3日間72時間は外部からの供給を一切ない状況で非常用電源を稼働可能とすることが重要だというふうなことが示されております。

また、平成30年11月に発表された総務省の資料の中には、確実に非常電源を稼働させるため、浸水想定深よりも上部へ発電機を設置することですとか、地震に備えて転倒防止の措置を講じるなど、非常用電源に対する浸水や揺れに備えた対応を図ることというふうに示されております。

さきの台風19号では、災害対策本部が設置された当町の役場でも停電が発生したということなんですけれども、非常用発電機がそこで稼働したわけなんですけれども、河津町の非常用発電機の稼働時間ですとか、燃料備蓄の状況、地震対策、浸水対策の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の災害時の役場機能に向けた燃料備蓄と活用ということで、特に非常用発電機の稼働時間等についてお答えします。

今回の台風の被害でも、当町でもやはり停電被害もございまして、電気の重要性というのを改めて感じたところがございます。特に縄地地区だとかは大変遅くまで停電がかかったのは大変困ったという話も聞いておりますので、その重要性を意識をしたところがございます。

なお、議員がお尋ねの燃料の役場関係の燃料の備蓄等につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 昨年10月の閉庁時に庁舎の非常用電源供給状況を確認のために全庁舎を停電状態にいたしまして、課題のあぶり出しを実施したところがございます。非常用電源の稼働状況につきましても、実際に稼働させた中で運転時間の確認を行っております。

その結果、本庁舎の非常用電源、こちらにつきましては約54時間、保健福祉防災センター

につきましては約60時間の稼働可能との結果に至ったところでございます。両施設につきましては、非常用電源設置時には河津川の浸水想定をクリアしておりましたが、本年3月に河川管理者であります県によりまして、想定の見直しが行われました。約1メートルから2メートルの浸水が想定をされているところでございます。

現在、地震や浸水対策の対応も含めた中で検証、検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 稼働時間が54時間の60時間ということで、できれば72時間、外部からの供給支援なしで対応できるようにというのが理想かなというふうに思います。そのあたりの対応というのが具体的にどういうふうにされるのかなというところが気になるところなんですけれども。それとあわせて、想定の見直しがあったということで、その見直しのあったデータというのは、こちらのガイドブックのハザードマップに反映されているんですかね。

民間事業者との優先供給協定というようなものを検討してはいかがかなというふうに思うんですけれども、さきの台風15号では1週間を超えて長期にわたる停電が発生して、復旧にすごく時間がかかったというのが連日のようにテレビでやっておりました。総務省、消防庁では、停電の長期化に備えて災害対策本部などが入る重要施設は1週間程度は、災害対応に支障が出ないように準備をすることが望ましい。その際には、軽油や重油などの燃料の備蓄量は消防法、建築基準法により制限をされている場合があるため、あらかじめ燃料販売事業者と優先供給に関する協定を締結する検討をすることは、災害対応として最も重要だというふうにしております。

災害が発生しますと、消防ですとか警察、また自衛隊、道路警戒に当たる業者、こういったところの緊急性が高い車両というものの給油の妨げにならない範囲で優先的に燃料を供給できるような協定を結ぶということが重要だというふうに思うんですけれども、こういった部分というのは、町としては検討はどのようになっているのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの民間事業者との優先的供給協定の締結の関係でございます。

これは以前から町のほうも検討を進めておまして、既に燃料確保に向けて事業者と協定を結ぶ予定でありまして、今後さらに協定の締結まで進めていきたいなど、そういうふう

思っております。

内容については、担当課長より答弁申し上げます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 優先供給協定の前に、先ほどのご質問の県の見直し、浸水想定の見直しが行われた内容が防災ガイドブックに反映されているかというご質問でございますが、反映をされておりますので、またごらんいただければと思います。

それでは、優先供給協定の関係でございます。

大規模災害発生を前提といたしました公用車を含む緊急用車両等の燃料供給の確保につきましては、現在、協議調整中でございます。内容につきましては、町内の燃料供給事業所6事業所、こちらに対しまして、大規模災害発生時の災害対応に当たる車両、重機への優先的電力供給を目的としているところでございます。各給油事業者に対しまして、事業の趣旨を説明し、賛同いただいた事業所に対しまして、大規模災害時供給優先車両事業所、このステッカーを配布、掲示していただきます。また、緊急用車両、重機につきましても災害対応応急車両のステッカーを掲示いたしまして、発災時の給油時に一般車両との混乱回避により、早期復旧につながるができるものと考えているところでございます。

現在、町内の2業者との調整を進めており、年度内には町内6事業者との合意形成のもと、連携を密にしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 燃料の供給協定、現在検討中ということで、年度内に6事業所とということを検討をしていただけているということで、安心をいたしました。燃料をやっぱりこう、民間の方々もどうしても車がないと身動きとれない。車があれば、その中で暖もとれたり、涼んだりもできるというようなことで、どうしても大きな災害の映像等、現場の話等聞きますと、燃料の取り合いになってしまうようなところというのがあるのかなというふうに感じるところがございますので、ぜひ提携をした中で、そういったすみ分けというのを上手にさせていただきたいなというふうに思います。

自家発電機の燃料の中でも、現状、河津町の自家発電機は軽油とa重油と2種類の燃料を利用しているというようなことをたしか私調べているんですけども、軽油という燃料はですね、各種ある燃料の中でもとても取り扱いやすい。町内事業者も常にある程度持っている。車両の燃料としても使うことができ、ガソリンなんかと比べると揮発性が低くて安全なの

で、タンクローリーがなくてもある程度運搬ができると。そういったことを考えますと、災害時にとっても対応力のある強い燃料だというふうな調査結果も実際に出ているんですね。もう本当に、最悪、ドラム缶から手動ポンプで給油をするというようなことも可能だということで、保存期間の目安としては、a 重油が3カ月に対して軽油は6カ月保存が可能というふうに言われておるようです。

こういった調査結果というものは、そのままディーゼル車両が災害時にとっても有効な移動手段であったり、運搬手段になるということの間接的に示しているというふうに思うんですけども、現在、町の公用車に関しては大多数がガソリン車になっているというふうな現状があらうかと思えます。今後のことを考えますと、クリーンディーゼル車といったものをもう少しふやすことで災害時の対応力も上がるんじゃないかならうかというふうに思いますが、いかなものでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの公用車の関係でございます。

議員がおっしゃるように今後、クリーンディーゼル車の購入等についても、災害時にある程度活用できるということもあるものですから、今後、購入時の検討課題ということで一応参考意見としてお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） クリーンディーゼル車に関してなんですけれども、普通の乗用車タイプなんかでも今もう出てきている車種となりますので、やっぱり燃料を一般の方ほとんどがガソリン燃料の車を使われているという状況が多い中で、こういった軽油を使う、あと、町では電気自動車も配備をしておりますけれども、こういった燃料を複数に分散することで危険をある程度回避できる場所もあらうかと思えますので、ぜひ検討をしていただいて、有事の際に備える、平時で使いながら備えるというようなところを検討していただきたいなというふうに思います。

3点目の質問に移ります。

消防署河津分署の施設の更新についてということで質問をいたします。

賀茂郡内の消防署は、下田地区消防組合で運営をしております。下田市にある本署の指揮のもとに、西伊豆分署、南伊豆分署、河津分署という形で配置がされておるわけですけれども、各地にある消防施設の中で河津分署は昭和58年の消防組合結成時に建てられた建物とい

うことで、建設されてから36年経過しております。施設の耐用年数のほうを調べてみましたら、38年ということで、施設の耐用年数もうじき満期になってしまうと。賀茂郡全体の中でも最も古い消防施設の建物というふうになっております。施設の更新は、建物自体は消防組合の中の予算で建設をされるんですけども、その建設予定地といったものは町が用意をするということになっております。

現状、河津の分署を建てかえるとした場合、2パターン考えられるのかなというふうに思うんですけども、1つ目は現在の場所に建てかえる方法ということで、この場合は既存の建物を一度取り壊して再建をすることになるんですけども、その間、消防署がなくなるというわけにはいきませんので、仮設の消防署を別のところへ建てる必要があると。こういうふうに考えますと、費用面でもものすごく負担がふえるやり方かなというふうに考えます。2点目が現在の場所とは別の場所に建設予定地を定めて、建設後に引っ越すといった方法。この場合は、町が新たな土地を用意するというふうな必要があるんですけども、このあたりを背景にいたしまして、河津分署建設予定地の検討状況というものをお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、消防河津分署の更新のための建設予定地の関係について、検討状況ということでございます。

議員がおっしゃるように、河津分署につきましては、下田地区消防組合という中で組合運営をしております。賀茂郡の中では東伊豆が駿東のほうの消防組合に入っているという2つの形があるかと思うんですけども、河津町は下田地区消防組合の中で運用されております。実際、消防組合の中でも運営会議等がありまして、各首長が出てきて話題にはなっておりますけれども、まだ具体的にこの建てかえについての正式な会合はまだ、話としてはございません。今後、確かに議員が言うように建物も大分古くなってきておりますので、今後、このことが議題になりますと、予定地については町が確保するということになりますので、浸水区域なども考慮した中で利便性ですとか、あるいは安全性などを考えて、どこに建設するか、今後検討していかなければならないと、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 現在の河津分署の立地から動かす、動かさないというところに関しては、まだ正式な話が進んでいないというようなことなんですけれども、現在の分署の立地な

んですけれども、河津川のほとりに立地しているというところで、さきの台風19号の際には、河川の氾濫で被害を受けることを避けるためということで、職員ですとか消防車、救急車の車両、これらが全部役場に避難をしていたというような、避難をする対応をとっていたというふうに聞いております。消防署は、やはり町民の生命と財産を守るための最前線で対応に当たっている最も重要な施設、仕事だというふうに考えております。そのため、さきの台風時のように消防署の職員ですとか車両ですとかが災害の危険から避難しなければならない状況というのは、できれば避けたほうがいいのかなというふうに思います。

せっかく、もし建てかえて移転をするということであるのであれば、新たなメリットが付け加えられるほうがいいのかなど。このように考えますと、建設予定地、候補地、どうしたらいいんだというようなところがあるんですけれども、現在、町のほうで検討中の防災公園の構想があらうかと思いますが、こちらの公園にこの分署を例えば併設をするということになりますと、こちらの防災公園にはドクターヘリですとか、県の防災ヘリなどが離発着できるような臨時ヘリポートの機能を持たせるというようなことができれば、消防機関としては大幅な防災力の向上が期待できるのかなというふうなことが考えられます。

また、縦貫道の整備が進めば、下田の本署、こういったところとの連携もしやすい。縦貫道整備が終わった後に、道路でもし事故なんかが発生しても、縦貫道に近いというところで、そういったところの対応も期待できるのかなというふうに思うんですね。

それとはまた別に、例えばこの役場の隣接している地域、土地に設置をするということでありますと、大きな災害が予想される時なんかは、災害対策本部やなんか設置されるわけですが、この災害対策本部との連携というものが、消防署と連携をするということがとても期待できるのかなというふうに思います。立地的にも、町内のほぼ中心に役場が来ようかと思いますが、町内の23地区どこへ出動するにしても、動きやすいのかなといったメリットもあらうかと思いますが。

そういったところを考慮した上で、建設予定地、また、先ほど正式なお話は出ていないというようなことだったんですけれども、どれぐらいまでにそういうのが動き始めるのかなというふうなめどもあればお話を伺いたいなというふうに思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの議員のご質問の適地の関係でございますけれども、議員のお考えでいろいろ、例えばこれから、今調査しておりますけれども、今後、防災公園等ができれば、そこにどうだという話。あるいは、役場の近くはどうだろうかというお話であらう

かと思えます。いろんな可能性があると思えますし、まだ計画段階で、まだ実施しないものもあるものですから、今後それも含めて議員のお考えも参考にしながら進めていきたいなと思っております。

なお、現在の状況につきましては、担当課長より答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 予定地の検討状況並びに適地の選考基準につきましては、今、町長から答弁があったとおりでございます。関係各所の意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

また、決定時期に関しましては、現在のところ未定でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答をいただきました。

正式な話はまだないというところなので、時期等も未定ということで理解をさせていただきました。

一番最初にちょっとお話をさせていただいたCOP25で日本が先進国の中で一番気象被害を受けているというような話が出ているように、多分、今回の台風被害、こういったものが単年度でたまたま偶然ということではなく、継続的に、これからこれが当たり前になってくる世界なのかなというふうなことを考えますと、役場の防災機能であったり、学校での防災教育であったり、こういった防災対応の消防署といった施設であったりというものもある程度スピード感を持って対応していかないと、いつ我々の身の上に降りかかってくるかわからないというところがありますので、ぜひハードの面、ソフトの面、同時進行で、これからも積極的に対応を進めていただけたらありがたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規君の一般質問は終わりました。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（土屋 貴君） それでは、2番、桑原猛君の一般質問を許します。

桑原議員。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原猛です。令和元年第4回河津町議会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

質問の前に、さきの台風では、皆様もご存じのとおり全国的に甚大な被害がありました。町内でも被害に遭われた方にお見舞いを申し上げさせていただきます。

今回の私の質問は、こうした防災関連についての質問です。

なお、同僚議員と内容が重複するかと思いますが、今回の災害に向けての対策が重要であり、また、町民の関心事であることを深く感じますので、よろしく願いいたします。

1 件目、避難対策について。

2 件目、被災時復旧対策について。

3 件目、職員及び消防団員の運転免許証について。

以上、3件答弁願います。

まず、1件目の避難対策についてお伺いします。

一連の台風では、皆様もご存じのとおり、全国的に甚大な被害がありました。私は、台風19号が予想進路を伊豆半島方面に目がけていた情報を確認し、もしもの際はどのように避難すべきか考えておりました。私は、見高浜地区に住んでおり、避難所として設定されているのは港近くの公民館となっております。駐車場は港の中にあり、高潮のおそれがあるため、とても車での避難は難しいと判断いたしました。

高齢化が進んでいる今、高齢者の避難は、やはり車を使うのが現実的です。今年の台風や15号のような高潮被害が予想され、心配される人には事前に自主避難を考えてもらうように話しました。確認したところ、見高浜公民館には高齢者の方が家族に車で送ってもらい避難

した方、民生委員の方がひとり暮らしの方に声かけをして送ってもらい避難した方がいたそうです。また、避難勧告であるレベル4が発令され、東小学校の体育館が開放されました。避難してきた方々が駐車場の使えない公民館でなく、車で移動できる東小体育館が避難所になってくれてよかったと話がありました。

このように、避難するにも最低限の備えと移動手段を考えると、高齢者等には状況さえ許せば車での避難が必要かと思います。できるだけ駐車場のある避難所の開放を優先していただければと感じます。

しかしながら、東小学校への避難道も、ハザードマップ等では警戒区域、急傾斜の崩壊と記載があり、見高浜区からも要望が出ているかと思いますが、避難道の整備も急務と感じます。避難所設営所としての適正性を行政区との兼ね合い、学校等施設の活用など、この台風を踏まえて反省点、改善点があればお聞かせいただきたいです。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの桑原議員の避難対策について、避難所の設営についてお答えいたします。

今回の台風19号の広域避難所への移動について、見高浜地区の方が東小学校への避難が大変だということで、河津中学校に避難されている方もいたそうでございます。そのような対応でも大変私はよいと思いますし、自主避難の場合でも、役場の保健福祉センターですとか地区の公民館を開設しますので、いずれの場所でも結構だと思いますので、利用が可能となっておりますので、ご利用していただけたらと思います。

それから、ほかの議員の質問でも答弁させていただきましたが、今回の19号の避難状況によりまして、幾つかの課題が出てきております。先ほども申しておりますが、情報伝達の判断の時期について、あるいは、各避難所の洪水時などに安全確保ができるかという問題、あるいは、機材についても備えはできているのか、あるいは学校関係者の連携など、今回の経験から、今後検討すべき課題が見えてきております。

これらを一つ一つ問題を把握、整理して、もう一度洗い出して、やはりその対策について順次解決していくことがこれから大事なかなと思っております。そういうことで今後対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） その他の避難所の開設をされているので、そちらの安全なほうに避難

を促すようにということですんで、またそういうところを要避難者になるべく声かけもできるような環境をつくっていただければと思います。

続いて、前回の一般質問でも話しましたが、避難所での生活についてお伺いいたします。

各戸に配布された防災ガイドブックをもとに最低でも3日間の避難所生活が送れるように、実際に私自身、用意してみました。現実的には容易に持ち出せる量ではありません。避難所に持ち込むのは最小限にしてみました。それでも結構な量になります。避難勧告が発令され、レベル4ということで、各地区の避難所が開設され、それぞれの避難所に身を寄せたと思います。保健センターでは、座布団と毛布が貸与されました。しかし、公民館や学校施設に避難した方などの中には、支給品もない状況下で避難所生活を送られた方が多いのではないのでしょうか。

各行政区での対応もさまざまであったと聞いております。この台風で避難所での生活に必要なものが見えてきたと思います。町で用意できるもの、行政区で用意できるもの、個人で用意しなければいけないもの。防災訓練でなくても、レクチャーする場が必要ではないかと思えます。

19号に関しては幸いに降雨量が少なかったこともありますが、大雨が降り続けば、どんな災害になっていたかわかりません。避難所生活の期間が長くなることもあると考えられます。町民の皆さんの防災意識が薄れる前に、避難所生活について考える場を設けていただきたいのですが、ご意見をお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの避難生活についてでございます。

先日のですね、先ほども申し上げましたけれども、広報かわづ等でも町民に状況等を知ってもらいたいということで、特に今までは地震ですとか津波の対策に主に対応していた部分がありますが、今回の2つの台風を見ても、洪水のほうの心配も出てきているなどということもあるものですから、広報等で洪水対策について考えてもらうということで、11月号の広報に特集として組ませていただきました。そういうことで、対応について町民の意識の向上ということで、そんな対策もとらせていただきました。

特に、今回の避難についてでございますけれども、私は保健福祉センターを主に見ていたわけでございますけれども、大変多くの、最高時は130人ぐらいの方が避難されたわけでございますけれども、職員の対応として当日の避難の状況を見ても、健常者と高齢の方と、あと、親子連れの方を分けていたような、そんな対応をさせていただきました。おかげ

さまで保健センターには調理器具の、調理をする場所もあるものですから、ご自身で持ってきたものをそこで例えばお湯を使ってやるとかということもできたものですから、大変うまく避難所の保健福祉センターについては運営ができていたのかなという感じがいたします。

そういうことで、今回の避難については、洪水に対する事前避難ということで、基本的にはご自身で装備、あるいは食料等の準備をお願いいたしました。それから、同報無線等でもそういう形で周知をさせていただきました。そして、町のほうとしては、毛布等の用意をさせていただきました。

しかし、できるだけご自身で持参していただけたらと思ひまして、特に備蓄品の食料については、これは基本的な考え方として、町が持っている食料については、災害の発災時の後の避難所の非常食としての備えでございますので、事前避難の場合にはできるだけ基本的にはご自身で持って来ていただくというのが原則でございますので、そういうことで、今回はそのようにお願いをいたしました。

役場の保健福祉センター以外の避難所の派遣職員からも、避難生活の様子を聞きましたが、ほとんど皆さんがご自身で用意をされてきたというお話でございました。簡単な食料ですとか、中には電気系統の照明の部分も持って来ていただいたりということで、ほとんどの皆さんがご自身で用意されてきたということで、そういうことでは特に役場関係では毛布ですとか、そういうものを用意すればよかったのかなということでございます。

議員の提案もでございますので、今後、避難生活についてもその辺を考慮してまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） これからそういうレクチャーの場が設けられれば、また皆さんが事前に避難するとき、あれがない、これがないというふうに人を頼るのでなく、自分で備えていただけ、また、過剰な仮設ベッドとか、そういうものの持ち込み等も控えるような形もあるかと思っておりますので、十分なレクチャーをしていただければと思います。

また、行政区等の指導型という形も、先ほど来からあると思いますが、そこら辺も打ち合わせをしながら進めていただきたいと思います。

続きまして、2件目の質問に移らせていただきます。

2件目の質問は、被災時復旧作業についてお伺いいたします。

災害時の道路、水道などのインフラの復旧作業を行う場合、応急的に対応が可能な町内の

事業者に頼ることになると思われます。これまでの災害においても、町からの依頼に速やかに対応されているのも現実だと思います。そうした対応に何らかの取り決めがなされ運用されているのでしょうか。また、燃料、建設業、建築業、設備業、電気業などの業種との具体的な取り決めについてどのようになっているか。災害時の具体的な想定とこれまでの町からの依頼方法についてお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 被災時の復旧作業について、特に町内事業者との協定についてでございます。

先ほどの議員と同じようなことになるかと思えますけれども、お答えしたいと思います。

まず、土木事業者との協定は結んでございます。また、先ほども答弁しましたけれども、燃料については今後、その事業者と結ぶ予定で現在交渉を進めております。さらに今後は、町内の他の事業者などとも協定について検討したいと、そんなことを考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 先ほど同僚議員の質問の答弁でもありましたように燃料の協定は進めていただくということもありまして、土木事業者とは協定を結んでいるということで。その内容的に、どのような災害に向けてどれだけのものを用意してあるかという内容もまたちょっと興味があるところではあります。被害想定の大い、小さいにかかわると思えますので、そこら辺も十分な検討もしていただきたいと思えます。

また、土木事業者との協定があるということですが、建設や建築などの団体とも協定を結んでおくことも必要かと考えます。これまではそれぞれが経験に基づき、うまく災害にも対応してきていると思えますが、今後についてはそれぞれの団体ごとに協定を結んだ上で、災害時の活動に取り組んでもらえたらよいのではないのでしょうか。

また、河津町内には、建設機器のレンタル事業支店もあります。近隣では下田市との境にも建設機器のレンタル事業所があります。災害時に必要な建設重機や車両を確保する上でも、河津町の災害時は有効な事業者だと思います。しかしながら、町内にあるレンタル業者はあくまでも下田の、その会社ですね、下田の営業所の中継場所でもありますので、備え的には大きい重機もなく、大した備蓄はない状況ではあります。

先ほど提案させていただきました建設・建築設備、電気業者との協定をあわせて協定を締結することを検討していただきたい。何かあった場合でも、それも一つの安心材料として町

民に伝わるのではないのでしょうか。お考えをお伺いしたいです。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの連携の関係でございますけれども、確かに今回の災害を通して、土木事業者が発災後のいろんな修理等もお願いをしたわけでございますけれども、やはり機器というのが、機械というのが大変大きな役目を果たすと思います。そういう中で、町内にはレンタル事業者が1つは峰地区、1つは逆川付近の下田地区にあるわけでございますけれども、そういう意味で、レンタル事業者との協定というのは大変、私は有効な手段ではないのかなと、そういうふうに思っております。そういう中で、今後レンタル事業者等についても協定等を結べたらいいなと思っております。

また、今回の台風15号の関係でございますけれども、協定については、近隣の市町と協定を結んでおりますけれども、実際の今回の15号については、水道施設について被害を受けました東伊豆町に給水車2台と給水パックの支援をしております。また、台風19号でも県の水道施設の破損により断水をしました熱海市に給水タンク2基と給水パックの提供を行いました。また、あわせて函南町には給水車と職員2名を4日間派遣いたしました。そういうことで、協定によってそれぞれ、この場合は水道事業者の関係でございますけれども、協定の中でそれぞれ派遣をして協力してきたという実例がございます。

なお、詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 自治体間の連携について申し上げます。

災害ボランティア本部運営について述べさせていただきます。

災害発生後、規模にもよりますが、災害ボランティアの受け入れを行うこととなった場合、社会福祉協議会が中心となりまして、災害ボランティア本部を立ち上げ、運営を行うこととなります。近年の災害において、被災市町社会福祉協議会からの依頼によりまして、本町社会福祉協議会職員を派遣しております。今年度では、10月の台風19号の被災によりまして、小山町と伊豆の国市へ、近隣で言いますと平成25年7月の大雨によりまして土砂災害におきまして西伊豆町へ災害派遣を行っているところでございます。

毎年行っている河津町災害ボランティア本部運営訓練におきましても、下田市、西伊豆町ほか、社会福祉協議会職員の参加を得ておりまして、規模にもよりますが、本部運営について他市町社会福祉協議会への協力要請をすることも想定をされております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 現状の災害協定だけでなく、質問させていただいたように、災害時に必要な事業所と提携があれば、それぞれの業界やメーカーごとの支援協定ができると思います。また、他町村との協定もスムーズに行われたようですので、今後ともその面にも力を入れていただきたいと思います。

小さい町ですので、災害復旧対策として有効な災害協定を検討していただき、既に検討されていることもあると思いますが、安心・安全の安心という面で、災害支援のセーフティネットづくりを行っていただきたいと思います。

続いて、3件目の質問です。

災害時における災害車両の運用と運転免許証についての問題です。

平成19年6月3日、平成29年3月21日の法改正により、運転免許証の種類が大型免許を含め6種類と細分化されております。平成29年の改正では、普通免許では車両総重量が3.5トン未満、平成19年の改正では5トン未満となっており、平成19年6月2日以前に取得している8トン未満とは違い、運転できる車両が限られております。これにあわせて、オートマ限定免許もあり、さらに限られた運転免許証の人がふえてきています。

今回の災害や緊急時の車両運用に支障が出始めているのではないかという問題です。例えば消防第一分団の車両は、三菱キャンターをベースに車両総重量4.48トンあります。この車両を運転するには、準中型免許5トン未満限定となります。マニュアルミッションです。当然オートマチック限定の団員は運転できません。行政報告にもありましたが、先日、台風19号の災害支援として函南町に給水車と職員を派遣したようですが、その人選の際も、給水車両の運転できる職員を選んだと聞いております。

その話を聞いて、今後、現行の普通免許証だけでは対応ができなくなるという懸念がされました。現在の緊急車両や公用車の運用について、このような運転資格の問題をどのように考えているのか、また、どのような対処をしていくのかお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの運転免許証の関係、特に消防団員ですとか、あるいは町職員の関係でございます。

議員がご指摘のように、函南町の給水車の派遣については、やはり運転の関係で、職員をある程度選抜をして派遣をした実際の例もございます。そういうことで、確かに免許証は個人の資格なものですから、難しい点もございますけれども、現実的にはそういうことがあつ

たということでございます。

今、国のほうでも全国的にもやっぱり消防団の関係で、この問題も少し大きな問題となっております。今後どうしていくかという法律の問題もあるものですからあれなんですけれども、大変難しい問題があるわけでございますけれども、消防団の活動の中で消防ポンプ車等の運転が限られてしまうという、そういう現実があるかと思えます。先ほど議員が言うように、オートマチック車とかマニュアル車の関係、あるいは積載量の関係で、免許によって運転できない場合があるということ。そんなことで、大変大きな問題になってきているなという感じはします。

ただ、今申しましたけれども、免許を所有している個人の団員等が取得が今後したい場合でも、仕事の関係ですとか、自分の費用の関係ですとか、いろんなことがあるものから、個人の資格ということで大変難しい問題もあるわけでございますけれども、実際のところ、他の市町でも補助を、一部補助でございますけれども、行っていて、免許の更新を促すというところもあるものから、今後どのような対応ができるか考えてみたいなと思っております。

なお、関連して、総務課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 消防車両につきましては、現在の普通免許では運転できる規格に合った車両製造も始まっていると伺っております。こうしたメーカーの動向も視野に入れながら車両更新時においては検討していきたいと考えております。

また、本年度より県では消防団員を対象に準中型免許等の取得に対する補助要綱、こちらが創設されたようでございますので、あわせて精察していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 今、答弁いただきまして、消防団ではその補助事業があるということではありますが、町の職員に対しても、そういう面でも、地域でもさまざまな面で中心となっていていただいている人材でありますので、この免許証の問題は、若年職員、団員に関連することであり、将来的な人材育成という点から緊急車両の運転については研修制度などによる運転免許も考えてよいのではないかと思います。

また、本来は緊急車両には緊急運転講習なども必要かと思っておりますので、消防団だと思っておりますので、またそのあたりの講習も行っていただければと思います。

また、先ほど総務課長からありましたように、消防団の車両については小型化などもメーカーのほうで検討材料となっているそうなので、そこもまたこれからの動きを注視していただきたいと思います。

また、今後、今の答弁にありましたが、若年層の負担にならないよう、緊急車両が運転できるようにしていただきたいです。

以上、災害時に備え、小さくても対応力のある町の防災力が大切です。さまざまな手法や環境整備、人材の育成面などお願いしまして、今回の質問を終わります。

○議長（土屋 貴君） 以上で桑原猛君の一般質問は終わりました。

12時50分まで休憩といたします。

休憩 午前 11時33分

再開 午後 零時50分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 上 村 和 正 君

○議長（土屋 貴君） それでは、5番、上村和正君の一般質問を許します。

上村議員。

〔5番 上村和正君登壇〕

○5番（上村和正君） 5番、上村和正でございます。

令和元年第4回河津町議会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

私の質問は、国土強靱化地域計画について、総合計画について、学校の跡地利用について、観光地エリア景観計画についてお伺いいたします。町長及び担当課長の答弁を求めます。

まず、国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組みについてお伺いいたします。

我が国で起きている台風などの気象災害や地震などの地象災害によって、これまで培ってきた一切のものを一瞬にして奪われてしまうことが起きております。また、人口減少、少子

高齢化を初め地域を取り巻く社会経済環境も大きく変化する中、安心・安全な地域づくりは、地方公共団体に課せられた最も重要な課題の一つではないでしょうか。国土強靱化地域計画は、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域をつくり上げるためのプランであります。

この国土強靱化地域計画策定の進捗を管理することによって、関係府省庁においては、国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組みに対する関係府省庁の支援についてを決定しており、取り組みに対して交付金、補助金による支援が行われ、優先配分されることとなっており、強靱化の取り組みを加速することができます。

主な補助金の交付要綱を見ますと、国土強靱化地域計画に位置づけられている事業であるものと記載されております。既に地域計画を策定されている自治体では、補助金交付の申請や予算要求の説明がしやすくなったなどの調査結果が出ております。また、地域の持続的な成長として、地域振興や若者定住などを挙げ、強靱化の取り組みと地域活性化の取り組みをあわせて推進する市町村もあります。

そこで、質問でございますが、地域計画の策定は、法律上義務規定とはなっていませんが、地域の強靱化を総合的、計画的に実施することは、地方公共団体の責務として定められています。町として、この国土強靱化地域計画についての必要性についての見解をお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの上村議員の国土強靱化の地域計画策定に向けての取り組みについて、必要性についての見解についてお答えいたします。

国土強靱化計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が平成25年度に公布、施行されました。これは、事前防災によりまして、国民の生命と財産を守る国土強靱化の取り組みを政府一丸となって推進してきておりますが、近年の災害多発状況を踏まえ、昨年12月に国土強靱化基本計画を見直しまして、3カ年で集中的に実施すべく、ハード・ソフト対策を防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として取りまとめ、中長期的取り組み、短期的取り組みの両面でその歩みを加速化、進化することとしております。

議員お尋ねの町としての必要性、あるいはその考え方でございますが、町としては、当然必要性は認めております。そして、現段階では、今後の長期計画も含めまして、検討課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） 必要性は認めていただいて、検討していくという形ですけれども、この国土強靱化は、町長がおっしゃるように防災とは違い、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうとするものであります。実施主体も地方公共団体の関係部署にとどまらず、住民、商工会などの経済団体や交通、物流、エネルギー、情報通信、医療、住宅、不動産等にかかわる民間の事業者など、広範な関係者との連携、協力しながら進めるものであります。

そこで、まず最初に取り組まなければならないのが、どこに問題があるかを知る脆弱性の評価を行い、これから何をすべきか、その対応策を考え、重点化・優先順位づけを行った上で推進し、策定する点がこの取り組みの特徴であります。内容が全ての各課に当てはまることであり、内容も多岐にわたっており、策定には多くの時間を必要とすることが見込まれます。

しかし一方、国では、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策が既に実施され、次年度が最終年度になり、約7兆円の予算がついております。その後の状況については、国の動きにも注視しながら進めなければならないと思いますが、当町における河津版国土強靱化地域計画の策定の考え及びスケジュールをお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 河津版の作成の考え方でございます。

まず、その前に、来年度で緊急対策が期限が切れるということで、私ども、伊豆縦貫道の関係なんかもありまして、国等には要望活動を行うわけでございますけれども、そういう中でも、ぜひ継続して、来年で終わるのではなくて、国土強靱化の一つとしても伊豆縦貫道を捉えて、さらに延長をお願いして、そんな要望もしております。

それで、町の河津版の関係でございますけれども、11月1日現在で県内の状況を申し上げます。35市町のうち策定済みは6市町でございます。特に策定の済んだところを見てみますと、特に重要な高速道路などを抱えている市町が多いのかなと、そのように思っております。

これまで県中央部の高速道路などの対策が、重要性が叫ばれてきた経緯もございまして、そんな経緯の中で、事業費も大きく、早目の対策のために計画を策定したんじゃないのかな

と、そういう推測をしております。特に静岡県においては、まだ策定をしていない市町村が29市町ございます。今後の対応が求められているわけでございますけれども、河津町においても、それぞれの諸官庁の求める事前防災対策は実施しておりますが、当面はこれらの計画を主体に取り組んでいきたいと思っております。

ただ、今後、町における国土強靱化計画策定については、先ほど申しましたけれども、必要性は感じておりますので、今のところは未定でございますけれども、次年度以降に策定する方向で検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） 次年度以降、策定していきたいという話でございます。ありがとうございます。

また、この国土強靱化地域計画の位置づけや必要性についてでございますけれども、国土強靱化基本法13条に規定されており、ほかの計画の指針となることが定められております。地域における国土強靱化に係る計画等の指針、いわゆるアンブレラ計画としての性格を有するものでありますけれども、当町においての最上位計画である総合計画との関連性について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 国土強靱化計画と総合計画の関係についてお答えいたします。

国土強靱化地域計画と総合計画については、大体3つのパターンがあると言われております。パターン1としては、地域計画を、先ほど議員がおっしゃったアンブレラ計画として位置づける、上位に位置づけるやり方、あるいは、パターン2として、地域計画と総合計画を並列に位置づける並列型のやり方。3つ目として、地域計画と総合計画と一体的に策定する場合が考えられます。

当町の場合でございますけれども、当然、総合計画との関連はありますが、現段階では総合計画は策定されておられませんけれども、仮につくる場合には、先ほど言ったパターン2の並列型について、総合計画における各部署における要望計画などとの整合を図ってつくる必要があるのかな。一応、今のところでは並列型を考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） 並列型で、総合計画の中に含まれてくるといって、そういう形だろうと

思います。

この国土強靱化年度計画2019というのがあるんですけども、その中に、たびたび予防接種の質問をされる方がいらっしゃるんですけども、被災地における疫病、感染等の大規模発生というのがございます。その中に、推進方針に感染症の発生というのがありまして、発生・蔓延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を行ったかどうかという、要するに元気な子供たちのためという観点ではなく、避難所とかああいうところでの疫病、感染症を防ぐための予防接種という感覚で捉えるのも一つの、策定の中にぜひ、もし入るのであれば入れていただければと思います。

続きまして、総合計画についてお伺いいたします。

平成23年に策定されました第4次総合計画でありますけれども、10年で一区切りとなり、令和2年度が最終年度になります。令和2年度当初予算編成方針にもありましたが、この第4次総合計画の着実な推進を図るため、経費の削減や自主財源の確保など、さらなる取り組みにより、財政の健全化を保ち、要求事業の有効性を見きわめ、重点施策、課題等へ重点的に配分することとしておりますとのことでした。

この第4次総合計画の現時点での主な施策の達成状況をお伺いいたします。また、現時点において達成されていないものには具体的にどのようなものがあり、あと1年で実現可能なものなのかをお伺いいたします。

そして、着実な推進を図るため、経費の削減とございますけれども、具体的にはどのようなことをして経費削減に努めているのかお伺いいたします。

以上、4点でございます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの総合計画についてお答えいたします。

現在、第5次に向けて計画を策定中でございます。議員の質問は第4次総合計画についての達成状況等の質問だったと思います。

現実的に現在、地域計画については基礎的な調査等で、今後具体的に検討されるものと考えております。現計画につきましても、10年間というのは長いスパンでございまして、情勢も変化することも考えられまして、従来のPDCAといいますか、計画、実行、評価、改善という意味でございますけれども、検証などと異なりまして、総合計画の場合には基本的な町のすべき姿や指針、取り組むべき内容等が幅広く記述された計画になるものと考えております。そのような考え方から、私の考えはあらかじめ第5次についても示したところでご

ざいます。

私の求めるテーマとしましては、ともに暮らし、ともに学び、ともに助け合い、ともに豊かさを求め、ともに誇りを持てる町をつくろうでありまして、キャッチフレーズとしましては、オール河津のまちづくり、小さい町だけど誇りを持つてございます。2つ目として、自助・共助・公助の補完性の原理を地方自治の原則として考え進めること。3つ目として、穏やかな自治体解体と再構築としての広域連携の必要性、その他幾つも考えを列挙させていただきましたけれども、現段階では、第5次に向けてはこのような考えで進めるように指示してございます。

第5次についても、今後10年間の計画ですので、私の考えが全てではないと思いますが、一つの考え方として示したところでございます。

それから、議員お尋ねの第4次総合計画達成状況の関係でございますけれども、実際、先ほど申しましたけれども、10年という長いスパンの総合計画でございますので、計画について具体的というよりも、方向性などが示されたものでありまして、達成率といったものを示すことができませんので、ご理解願いたいと思っております。あと1年でございますが、計画の内容に沿って、基本的な方針で臨みたいと思っております。

また、経費削減につきましては、今後の持続的な事業継承を進めるためにも、各事業の内容について検証して、場合によっては受益者負担をお願いする場合も検討しております。一方では、規模についても、人口減なども考慮した規模などについて配慮をしております。その他、民間委託や指定管理者制度の活用、事業決定のプロセスにおいても、各方面の意見を聞きながら検討を深め、効率よい事業推進をしております。

さらに事業ごとに有効な補助事業をできるだけ取り組むことも一つの経費削減であると考えております。

第4次については、特に検証等は行っておりませんが、第4次を踏まえて第5次の計画に、この辺を考えて進んでいきたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） 具体的にパーセンテージももう出てこないと思うんですけども、経費削減について民間委託していったり、受益者負担とかいろいろ今後考えられていくのかなとは思いますが。

以前、新電力について質問させていただいたんですけども、町の電気料が4,500万ぐら

いだったかなと思いますけれども、この電気料の経費の削減をしてはどうかという内容のご質問をさせていただきたいんですけれども、これ検討してどうなったのかお伺いしたいと思います。

地方自治法第2条には、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とあります。この案件は検討ではなく、できればしなければならないという法的義務案件だと思います。この第4次総合計画の着実な推進を図るためにも、いま一度、この点につきまして町の見解をお伺いいたします。

続きまして、第5次総合計画における新たな取り組みについてお伺いいたします。

河津町総合開発審議会において審議されるものだと思いますけれども、諸外国ではこのような計画を策定する場合において、委員の中に、大口の土地所有者などが入ることも見受けられます。それは、その土地の資産価値を上げることにより、町の価値を上げていくことに結びつくと考えられます。また、金融機関についても同等のことが考えられます。この点を踏まえまして、町の新たな取り組みについての見解をお伺いいたします。

そして、次の質問ですけれども、この第5次総合計画策定までのスケジュールについてお伺いいたします。

以上、3点でございます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの3点についてお答えしたいと思います。

まず、新電力の関係で、検討しますということで以前答弁したわけでございますけれども、この点につきましても、特に公的施設の中でも観光といいますか、そういう施設について検討を進めてまいりました。現段階では、今回の予算には若干、審議の中で関係してございますけれども、踊り子温泉会館を入札制度によって新電力の導入を考えていきたいなと思っておりますんで、それから一步、始めていきたいなと、そういうことでございます。

それから、総合計画の関係の審議会の人選等でございますが、現在まだ考えておりませんが、選考に当たりまして、やはり民間の見方ですとか考え方も大事であると思っておりますんで、一応その辺も参考にしながら考えていきたいなと思っております。

なお、スケジュールについては、担当課長より答弁いたします。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 第5次総合計画策定のスケジュールということでございます。

今年度から2カ年で策定をすることとして現在進めているところでございます。今年度は町民を対象としましてアンケート調査、それと、各種団体へのヒアリング、町長へのインタビュー、そして、計画の基盤となります人口推計などの計画フレームの設定を行います。基本計画のたたき台までを今年度の中であつくりたいという予定で考えているところでございます。

来年度は、基本構想と基本計画の検討をまとめ、新総合計画の満了時に20歳となります町内の小学5年生からの提言、それと、役場若手職員を対象としたワークショップなどを行いまして、係長級、課長級の会議を経まして、河津町総合開発審議会に諮りまして進めていく考えでございます。

その間に、総合開発審議会に諮っているころには、そのころになります、町民からの意見を提出いただくためにパブリックコメントという制度を用いまして、町民の意見も取り込んでいきたいという考えでいるところです。

議会の皆様に対しましては、適宜必要に応じましてご説明をさせていただこうというふうには、その間、考えているところでございます。

最終的に完成となりますのは、来年度末の予定ということになります。完成後は、町民の皆様へ新総合計画の内容をお伝えするために、新総合計画のこの概要版を製作をしまして各戸に配布、あとホームページ等でも閲覧できるように実施していこうと考えているところでございます。

なお、令和3年度の当初予算編成に際しましては、新しい総合計画の意図が反映しますように、策定スケジュールを11月、12月ごろには当初予算の要求ということになりますので、そのころには総合計画の意図というものが反映できるように、そのスケジュールで策定を進めていこうという考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） 大分、町民の方の意見を取り入れてもらえるのかなという気がします。20歳になる小学校5年生の方からも意見を聞くということで、何か大分、以前の総合計画とは違うような気もいたします。

専門委員会の例えばその会議の中に民間の事業者が参加することが可能なかどうか、次の質問で聞こうかと思っていたんですけども、今の答弁で、大体中に入れて聞くし、パブリックコメントももらうということで進めていくという感じだろうかと思えます。ぜひとも

河津町の憲法みたいなものですから、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、小学校の跡地利用についてお伺いいたします。

小学校の統合の話が少しずつ進んでまいりましたけれども、まだ数年はかかる一大事業であると認識しております。それと同様に、閉校される校舎の利用につきましても、一大事業であるものと考えており、再利用につきましてもかなりの時間を要するものであります。今のうちから何らかの調査等が必要ではないかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの学校の跡地利用、特に校舎の関係、統合の後の跡地利用の関係だと思えます。

お答えいたします。

昨年から小学校の統合については、委員会で検討してきております。方向性として、3小学校を統合すべきとの答申を受けまして、現在、町内の小学校の統合準備委員会で検討されておりまして、2つの検討事項がございまして、1つは先行的検討事項ということで、いつを目標にしてやるのか、どこに、場所、どのような形の統合の学校をつくるかということで、その答申が先行的事項として諮問しておりますので、それについては近く答申がされるのではないのかな、そういうことを考えております。

その後、その方向に従いまして、町の方針をある程度見定めた中で、説明会を行いまして、保護者ですとか町民の理解を得た上で、推進したいなと思っております。その決定する前に、当然、教育委員会、あるいは総合教育会議等でも、その答申については議論されて方向性を決めていきたいなと。とりあえず先行的なものについては答申が近々なされるんじゃないのかなと、そんな思いを持っております。

その上で、先ほど申しましたけれども、やはり保護者ですとか、やっぱり地域の説明会がどうしても必要になるものですから、その上で最終的に結論を出していきたいなと思っております。

それから、議員お尋ねの跡地利用の関係でございましてけれども、まだその方向性自体も出てきていないものですから、現状では意見は控えさせていただきたいなと、そんなふうにお思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） 近く答申が出るということで、いつごろ、どこに統合されるかというのが答申が出てくるということでありまして、統合も結構大変な一大事業であると思います。ただ、大きい校舎があくということは、やはりそれも、その使い道についてもかなり一大事業、ある程度年数を重ねて検討していかなければならない事項ではないかと思いません。

今後の利用計画を、例えば国土強靱化地域計画の中に入れ込むことで、国の補助金になることも考えられます。町全体を見据えて方向性を決めていただきたいと思います。

今、南伊豆とか下田では、サテライトオフィスとかワーケーションといった取り組みも行われております。先月ですかね、日経新聞にも、和歌山県が今結構ワーケーションについて取り組みが活発で、そういう紹介もされておりました。

また、環境省所管で、先日ちょっと講習会へ行ってきたんですけれども、新湯治とって、新しい湯治、温泉ですね。と題して、地方で仕事をしながら温泉利用をしてもらう内容のものもありまして、近隣の市町では動きが見られております。当町におきましても何らかの計画を実施する上で、積極的な動きが必要ではないか感じております。この点を踏まえまして、今後の施策に取り組んでいただきたいと思います。

こちらにつきまして、町の見解がございましたら伺いたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 跡地の関係でございます。

学校の施設をどうやって今後使っていくかということで、地域要件等もありますし、あるいは、建物の状況、現建物を使っていくのか、あるいは取り壊すことになるのか、それによってもいろいろ使い方が違ってくるかと思えますけれども。町としては、今のところ特別なあれを持っておりませんが、ある程度方針が出た段階で、町の中に公共施設整備計画推進委員会というのがございますので、そういう組織を使いながら、ご意見を伺いながら、町の方針を決めていくことが私はベターなのかなと思っておりますので、そんな方向で、ある程度方針が出たら、学校の跡地の利用についても町民の皆さんの意見を聞きながら、町としてもいろんな声を聞きながら検討していきたいなど、そんなように思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） 公共施設整備委員会で今後検討されていくのだろうという話でございます。

続きまして、観光地エリア景観計画についてお伺いいたします。

この観光地エリア景観計画は、県が策定の目的といたしまして、良好な景観は豊かな自然環境、にぎわいのある都市、文化や歴史を感じる建造物等、地域の多様な要素によって形成されており、ほかの地域にはない個性や魅力を備えた地域が集まり、全体が調和することによって、県全体の景観がより魅力的なものへと高まっています。

そこで、それぞれの地域で目指すべき姿、景観ビジョンに向けた具体施策を示す観光地エリア景観計画を策定し、個性豊かな愛着を持てる地域景観づくりに取り組むこととしましたとございます。県内でも13の市町が策定しており、当町においても河津川沿いの河津桜並木が計画策定されておりますが、この計画を策定することによるメリットがあればお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、観光地エリアの景観計画についてお答えいたします。

まず、策定の関係でございます。この策定につきましては、観光施設整備の部分と大変連動しているといえますか、影響があるんで、その辺も含めてお答えしたいと思います。

特に観光施設の建設等を行う場合に、景観等に配慮をした地域計画策定づくりが町の観光地域づくり整備計画の位置づけがないと、県の補助金を受けることができなくなっております。そういう中で、県の補助金を受ける条件として、町の観光地域づくり整備計画の位置づけがそういう条件となっております。

並行して、観光地エリア景観計画と整合を図りまして、県の承認を得ることが採択要件ということでございますので、県の観光施設の補助事業を受けるためには、そういう計画がないと、今の県の条件の中ではクリアできないというようなことになっております。

そういうことで、町はもう一つ、景観団体という、町全体で景観行政を進めるという中で、町は来年度、4月1日からですけれども、景観団体として進める方向で静岡県と協議をしまして、手を挙げて、今後は町の景観計画もつくる予定でおります。

そういうことで、この景観計画とあわせて観光地のエリア計画もつくることによって、メリットとしては、観光などの施設事業を行う際の補助が受けやすくなることと、もう一つはメガソーラーなどの発電事業などの大規模な土地利用事業にですね、景観に与える影響の場合には抑制を促す効果もあるのかなということで、景観団体の行政のことと地域のエリア計画と、そういうあわせた中でいろいろ検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） ありがとうございます。県の補助条件であり、メガソーラーの土地の抑制ができるということだと思います。

続きまして、この七滝の地区についてお伺いいたします。

現在、七滝に町営の駐車場があるんですけども、そこに観光センター及びジオサイトビジターセンター、公衆トイレなどがありますけれども、最近、解体の話が出てきております。こちらのような経緯で解体になり、今後のスケジュールについての町の見解をお伺いいたします。

それに伴いまして、施設がなくなることによる七滝地区において、観光が寂れていくことが懸念されます。また釜滝のつり橋も15号の台風で崩壊いたしました。今後の地域活性化について、観光地エリア景観計画の七滝地区版の策定についてお伺いいたします。

第4次総合計画にも七滝については、グレードの高い環境整備を進めると記載がございます。この七滝版観光地エリア景観計画についての町の見解をお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 七滝観光センターの関係でございます。

これは、昨年度より、七滝観光センターの耐震化の問題がありまして、耐震の機能がないということで、町として今後の方向性を考えたところでございます。その中で、地主などの意向もありまして、現施設を解体する方向で今後予定をしております。

本議会にも予算を上げさせていただいておりますけれども、新年度の早い時期に解体を終了させるために予算を計上させていただきました。この点につきましても、今、「わさびで泣かせ隊」が指定管理者として使用しているわけでございますけれども、その辺の了解もいただいておりますので、今後、計画に沿って進めていきたいなと思っております。

なお、経過ですとか今後の予定については、後ほど担当課長より答弁させていただきます。

それから、七滝地区の観光推進のための施設計画というのがこれから大事になると思っております。観光地域づくり整備計画についても、今後、七滝地区についても検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 私のほうからは、七滝観光センター解体の経緯と今後のスケジュールについて述べさせていただきたいと思っております。

七滝観光センターにつきましては、2階建てとなっておりますけれども、耐震性がないことから、建物の存続について検討を行ったところです。耐震性のない建物については取り壊しを進めたいと考え、建物の必要性につきまして、梨本区、七滝観光協会、指定管理者である株式会社泣かせ隊へご意見を伺ったところ、特段のご意見がなかったということでございます。それに伴いまして、施設の指定管理をしておる期間が令和2年3月31日までとなっておりますので、それ以降に取り壊すに至っております。

今後の取り壊しにつきましては、先ほど町長が述べたとおりでございます。

また、なお、トイレにつきましては、当分の間、継続して使用を考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） 七滝地区版の観光地エリア計画は検討していくという、検討ということなんですけれども、いつごろまでに検討して策定されるのかね、ちょっと町長の決意をお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 結局、観光施設整備を行うためには、どうしてもやっぱりこのエリア計画がないと、県の補助金がもらえないということがあります。現実的には、今回の災害等で釜滝のつり橋が崩落したということもありまして、結局復元するにというか、災害の復旧するためにも、エリア計画がないと県の補助金がもらえないという状況もありますんで、そういうことも含めて考えますと、早くしなければいけないのかなと、そういうふうに思っております。

ただ、今後、七滝地区の人たちとの話し合いも当然しなければなりませんし、重要な計画だと思えますんで、その辺も含めて今後進めていきたい思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 上村議員。

○5番（上村和正君） 検討ではなく、進めていきたいという解釈で理解いたします。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村和正君の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わります。

13時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時35分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第2、同意第14号 河津町教育長の任命についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第14号 河津町教育長の任命について。

下記の者を河津町教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、河津町峰653番地の31、氏名、鈴木基、昭和29年2月7日生。

令和元年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

鈴木基氏は、約2年前の平成29年12月23日から前任者の残任期間を務めていただいております。このたび期間が満了となることから、継続してお願いしたく任命の同意を議会にお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和2年1月13日から3カ年であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

鈴木教育長の退室を求めます。

〔教育長退室〕

○議長（土屋 貴君） これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第14号 河津町教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、任命について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決定をされました。

鈴木教育長の入室をお願いいたします。

〔教育長入室〕

○議長（土屋 貴君） 本案については原案どおり任命されましたので、ご報告します。

◎同意第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第3、同意第15号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第15号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、河津町梨本906番地、氏名、渡辺寿子、昭和33年11月13日生。

令和元年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

渡辺寿子さんは、地区は泉奥原地区でございます。現在、1期目の委員でございます、1期目が平成28年1月11日から令和2年1月10日まででございます。

また、令和元年4月1日より教育長の職務代理者をお願いしてございます。今回任期の満了を迎えるため、2期目について引き続きお願いしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、2期目の任期は令和2年1月11日より令和6年1月10日までの4年間でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第15号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、任命について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決定されました。

◎承認5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

令和元年度河津町一般会計補正予算（第3号）について。

令和元年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明をさせていただきます。

提案理由でございます。東日本一帯に甚大な被害をもたらしました台風15号に伴います公共施設等の災害復旧に関する所要の経費となっております。

被害につきましては、ほぼ町内全域が被災を受けました。主な施設といたしましては、風倒木によります道路閉塞、河川増水に伴う護岸の決壊、橋梁流失、遊歩道施設等の損壊などとなっております。これらの施設の町管理公共施設等の復旧に伴います所要額となっております。

次ページをおめくりください。

河津町告示第38号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第1号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度河津町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,401万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,967万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月19日。河津町長、岸重宏。

次ページをおめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正。

単位は千円でございます。款、項、補正額の順に読み上げさせていただきます。

18款繰入金2,000万円 1項基金繰入金同額でございます。

19款繰越金401万1,000円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計でございます。2,401万1,000円。

2ページ目をお開きください。

歳出でございます。

歳入同様に読み上げさせていただきます。

10款災害復旧費2,401万1,000円 1項農林水産施設災害復旧費343万3,000円 2項公共土木施設災害復旧費1,077万1,000円 3項その他公共施設・公有施設災害復旧費903万5,000円 4項教育施設災害復旧費77万2,000円。

歳出合計2,401万1,000円でございます。

3ページ、4ページの明細書につきましては省略をさせていただきます。

5ページをお開き願います。

2の歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に読み上げさせていただきます。

18款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金2,000万円 1節基金繰入金2,000万円、財政調整基金からの繰入金としております。

19款繰越金 1項繰越金 1目繰越金401万1,000円 1節繰越金401万1,000円、繰越金でございます。いずれも補正財源でございます。

6ページをお開き願います。

歳出に関しましては、予算補正要求に要します経費の概要となっております。

なお、内容につきましては、災害復旧に伴います重機の借上料、作業員手数料、修繕料、原材料費及び委託料についての要求となっております。

歳出でございます。

10款災害復旧費 1項農林水産施設災害復旧費 1目漁港用施設災害復旧費59万2,000円 14節使用料及び賃借料59万2,000円、重機の借上料でございます。

2目林業用施設災害復旧費86万2,000円 12節役務費 4万6,000円、倒木処理等の手数料でございます。14節使用料及び賃借料81万6,000円、重機の借上料でございます。

3目農地農業用施設災害復旧費197万9,000円12節役務費42万9,000円、倒木処理手数料で
ございます。14節使用料及び賃借料155万円、重機の借上料でございます。

補正額の計343万3,000円でございます。

次に、2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費679万2,000円12節役務費74万
5,000円、作業員の手数料でございます。14節使用料及び賃借料604万7,000円、重機の借上
料でございます。

2目河川災害復旧費397万9,000円12節役務費9万2,000円、作業員の手数料でございます。
13節委託料331万1,000円、普通河川本谷川災害復旧に伴います測量設計業務委託料となっ
ております。こちらにつきましては、公共土木災害復旧費として扱っております。14節使用料
及び賃借料46万円、重機の借上料でございます。16節原材料費11万6,000円、その他の原材
料費でございます。

次ページをお願いいたします。

補正額の計といたしまして1,077万1,000円でございます。

次に、3項その他公共施設・公有施設災害復旧費1目観光施設災害復旧費777万2,000円11
節需用費461万円、施設修繕料でございます。12節役務費235万5,000円、倒木等処理手数料
57万5,000円、観光施設処理手数料46万円、観光施設等の処分の手数料といたしまして132万
円でございます。14節の使用料及び賃借料80万7,000円、重機の借上料となっております。

2目総務管理施設災害復旧費126万3,000円11節需用費126万3,000円、施設の修繕料でござ
います。

次に、4項の教育施設災害復旧費でございます。1目教育施設災害復旧費77万2,000円、
需用費といたしまして77万2,000円、施設の修繕料でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度一般会計補正予算（第3号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第5、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

令和元年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例) について説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、ことし9月の定例議会におきまして、主食費、副食費とも事業所が直接保護者から徴収するための条例改正並びに家庭的保育事業者の保育所または幼稚園、認定こども園との連携協力施設の国基準の緩和措置、拡大措置の条例改正を行いました。が、上位法令となります子ども・子育て支援法内閣府令に誤りがあり、改正をされたことに伴う条例改正であります。

次のページをお願いします。

河津町告示第42号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第2号 河津町条例第10号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

令和元年9月30日。河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

条例第10号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年河津町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「以下この項において同じ。」を「以下同じ。」に改める。

第35条第3項中「「除く」」を「「教育・保育給付認定子ども」」に、「「除き、特別利用保育を受ける者を含む」」を「「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」」に改める。

第36条第3項中「「を除く」」を「「教育・保育給付認定子ども」」に、「「及び特別利用教育を受ける者を除く」」を「「教育・保育給付認定こども（特別利用教育を受ける者を除く。）」」に改める。

第50条中「この項、第19条及び第36条第3項」を削る。

第51条第3項中「第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。」を「第10条及び第13条を除く。」に改め、同項前段中「含む。」の次に「次条第3項において同じ。」を加える。

第52条第3項中「未満」を「以上」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に

「（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

なお、定例会資料1ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしてください。

説明は以上となります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第6、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

令和元年度河津町一般会計補正予算（第4号）について。

令和元年12月10日提出、河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度河津町一般会計補正予算（第4号））についてをご説明させていただきます。

提案理由でございます。去る10月12日に伊豆半島に上陸、通過いたしました台風19号に伴います公共施設等の災害復旧等に関する所要の経費となっております。被災といたしましては、海岸域が主に被害を受けたところでございます。施設といたしましては、見高港、谷津漁港、菖蒲沢港の下河津漁港と今井浜海岸、河津浜海岸、縄地海岸の3海岸への漂着物、流木等の撤去処分による経費として計上をしております。

次ページをお願いいたします。

河津町告示第51号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第3号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度河津町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,278万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,245万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年10月18日。河津町長、岸重宏。

次ページをおめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

単位は千円でございます。款、項、補正額の順に読み上げさせていただきます。

17款寄附金100万円 1項寄附金同額でございます。

19款繰越金1,178万1,000円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計1,278万1,000円。

2ページをお開きください。

歳出でございます。

歳入同様の説明とさせていただきます。

1款議会費1万8,000円 1項議会費同額でございます。

2款総務費25万6,000円 1項総務管理費23万8,000円、3項戸籍住民基本台帳費1万8,000円。

3款民生費18万8,000円 1項社会福祉費同額でございます。

4款衛生費9万2,000円 1項保健衛生費同額でございます。

7款土木費3万6,000円 1項土木管理費同額でございます。

9款教育費19万2,000円 1項教育総務費6万5,000円、4項幼稚園費9万円、5項社会教育費3万7,000円。

10款災害復旧費1,199万9,000円 1項農林水産施設災害復旧費601万1,000円、2項公共土木施設災害復旧費292万5,000円、3項その他公共施設・公有施設災害復旧費306万3,000円。

歳出合計といたしまして1,278万1,000円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は省略させていただきます。

5ページをお開きください。

歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に読み上げさせていただきます。

17款寄附金 1項寄附金 1目一般寄附金100万円 1節一般寄附金100万円、災害復旧費の寄附金でございます。

19款繰越金 1項繰越金 1目繰越金1,178万1,000円 1節繰越金1,178万1,000円、繰越金でございます。補正財源としております。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

補正予算要求に要する経費の概要でございます。台風被害に関します職員手当等の人件費

と復旧に伴います重機の借上料、作業員手数料、施設修繕料についての補正予算要求となっております。

それでは、款、項、目、補正額、節の順に読み上げさせていただきます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費 1 万8,000円 3 節職員手当等 1 万8,000円、管理職員特別勤務手当でございます。

次に、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 23 万8,000円 3 節職員手当等 23 万8,000円、職員の時間外勤務手当 19 万円と管理職員の特別勤務手当 4 万8,000円でございます。

次に、3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費 1 万8,000円 3 節職員手当等 1 万8,000円、管理職員特別勤務手当でございます。

次に、3 款の民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 4 万3,000円 3 節職員手当等 4 万3,000円、時間外手当でございます。

3 目老人福祉費 8 万円、同じく 3 節職員手当等 8 万円、時間外手当でございます。

4 目国民年金費 3 万5,000円 3 節職員手当等 3 万5,000円、時間外手当となっております。

次に、5 目国民健康保険費 3 万円 3 節職員手当等 3 万円、同じく手当となっております。

7 ページをお開き願います。

補正額の計といたしまして 18 万8,000円でございます。

次に、4 款の衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費 9 万2,000円 3 節職員手当等 9 万2,000円、職員時間外勤務手当 6 万2,000円と管理職員の手当でございます。

次に、7 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費 3 万6,000円 3 節職員手当等 3 万6,000円、管理職員の手当でございます。

次に、9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費 6 万5,000円 3 節職員手当等 6 万5,000円、職員の時間外勤務手当と管理職の手当となっております。

次に、4 項幼稚園費 1 目幼稚園費 9 万円 3 節職員手当等 9 万円、時間外勤務手当となっております。

次に、5 項の社会教育費 1 目社会教育総務費 3 万7,000円 3 節職員手当等 3 万7,000円、時間外手当となっております。

8 ページをお開き願います。

10 款の災害復旧費でございます。1 項農林水産施設災害復旧費 1 目漁港用施設災害復旧費 587 万円 11 節需用費 96 万9,000円、施設修繕料といたしまして 96 万9,000円でございます。12 節役務費 34 万5,000円、流木等の処理手数料でございます。14 節使用料及び賃借料 455 万

6,000円、重機の借上料でございます。

次に、3目の農地農業用施設災害復旧費でございます。14万1,000円12節役務費4万6,000円、倒木等の処理手数料でございます。14節使用料及び賃借料9万5,000円、重機借りに要する費用となっております。

次に、2項の公共土木施設災害復旧費でございます。1目道路橋梁災害復旧費292万5,000円12節役務費75万9,000円、作業員の手数料でございます。14節使用料及び賃借料216万6,000円、重機の借上料でございます。

次に、2目の河川災害復旧費でございます。補正額はゼロでございます。

財源更正でございます。一般財源からその他特定財源へ100万円を財源更正をしたところでございます。

9ページをお開き願います。

3項その他公共施設・公有施設災害復旧費でございます。1目観光施設災害復旧費301万6,000円11節需用費209万2,000円、施設修繕料でございます。12節の役務費でございます。20万9,000円、倒木等の処理手数料4万5,000円と観光施設の処理手数料16万4,000円でございます。14節の使用料及び賃借料71万5,000円、重機の借上料でございます。

2目の総務管理施設災害復旧費4万7,000円11節需用費といたしまして4万7,000円、施設修繕料でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 一応歳入の部分で、15号のときの災害復旧費なんですが、基金から出していると。19号のときは繰越金対応になっていると。その違いというのは何でしょうか。1件、まず。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 台風15号の発災時につきましては、当然財源的な関係で、基金の性格上、財政調整基金から財源を充当したところでございます。その台風発生の後でございますが、15号の専決の補正の後、保育の無償化に伴います臨時交付金と地震・津波対策交付金、こちらの事業の交付金の交付決定がございました。そちらの関係で財源の見通しが確定

できたということで、19号に関しましては財政調整基金の充当ではなくて、繰越金から充当したということで対応したところでございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） はい、わかりました。ありがとうございます。

それと、もう1件なんですけど、15号のときはほとんど人件費が出ていないんですけども、19号のときは各課から人件費が発生しているということで、これはどういう意味でございましょうか。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 職員の時間外手当につきましては、15号のときにも時間外は発生しておりました。ただ、まだ手当のほうが現行の予算で執行しておったわけでございますが、19号の発災時に精算をする中で、15号も合わせた中で、合わせて78万2,000円という形で補正をさせていただいております。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうすると、15号と19号合わせて70万出たよという。例えば19号が事前に台風の情報が早くわかっていて、例えば災害対策本部の要は立ち上げだとか、そういうものが必要だったからたくさんかかったとか、そういう形ではないわけですね。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 今お話のとおり、災害対策本部の立ち上げにより職員の招集をしたわけでございます。人的には15号より19号のほうで職員のほうで対応に当たったということで、金額的に言わせていただければ19号のほうで費用がかかっております。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度一般会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第7、議案第51号 河津町環境まちづくり基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第51号 河津町環境まちづくり基金条例の制定について。

河津町環境まちづくり基金条例を次のとおり制定する。

令和元年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 議案第51号 河津町環境まちづくり基金条例の制定について説明させていただきます。

本条例の制定理由につきましては、再生可能エネルギー発電事業者から寄附金の申し出がありました。この申し出によります寄附金の使途、使い道を明らかにして、良好な住環境の整備や自然環境の保全を図る事業を実施するため、財源管理の基金設置をするため条例制定をするものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町環境まちづくり基金条例。

(設置)

第1条 再生可能エネルギー発電施設の立地による寄附金その他の収入金等を良好な住環境の整備及び自然環境の保全を図る事業等の経費に充てるため、河津町環境まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとし、一般会計予算で定める額とする。

(1) 再生可能エネルギー発電施設の立地による寄附金その他の収入金

(2) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第4条 基金は、良好な住環境の整備及び自然環境の保全を図るための事業の経費に充てる場合に限り、処分することができるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長(土屋 貴君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

11番、宮崎啓次議員。

○11番(宮崎啓次君) 今回のこの条例なんですけれども、条例が施行される形になった場

合、町内には大規模な太陽光発電施設2カ所あるわけでございます。鉢ノ山に関しましては、自然的な災害の影響はほぼないだろうと私は感じております。調整池がパネルの下、広域にわたって調整池があり、大規模な雨が降りましても浸透式ということで、そのような被害は最小限に抑えられるのではないかと。ほぼ被害も考えられないような気はするんですが、1点、天子平地区の大規模な発電施設がございます。ここのあたりは非常に今後も災害が起きないとは限らない。調整池を見ましても、非常に大丈夫かなという私は気がするわけです。そのような意味からも、この基金条例ができることによって、そういった業者に対する呼びかけ等は町は行おうのかどうなのか、その辺を伺いたいのが1点と、この繰り出しですね、どのような場合に具体的に使用用途が出てくるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、1点目の例として天子平のソーラー発電の関係でございますけれども、基本的には業者に対して、こちらに寄附してくれということは特には申し出はしてございません。ただ、協定書の中で不測の事態のためのお金を積み立てるようなことの指示はしてございます。そういう中で協定書の中で対応していただくような形になると思います。

ただ、今回の環境まちづくり基金条例につきましては、具体的には見高エリアといいますか、そこの風力発電の関係の申し出があったものですから、その基金をつくることによって今後基金を使った中で、こういう目的を持って使いたいということのための条例でございます。そういうことで、例えば学校等のエアコンなんかの設置は既に終わっているわけですが、そういう環境的な改善のためのそういう基金としての用途があるかと思っております。そういうことで想定をして、この条例をつくるものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 私はこの基金条例については賛成の立場でおります。しかしながら、やはりそういう天子平のような業者に対しても呼びかけは一つは必要ではないかと。黙っているのではなくて、一応こういう条例もできましたということで、相手も営業活動ですから、多くは求められないわけですが、一応そういう声かけは必要だと思います。今後また逆川地区でも大規模な計画があるようですけれども、そのようなところもよく見張って、今後進めていただきたいというように思います。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 今回の基金については、特定の事業者ということでお名前は公表はオーケーなんですか。まずい。まだはっきりしていない。はい。基本的に例えばそういう寄附があった場合、やはり公的に知らせていいんであれば知らせる必要があるんじゃないかな、そのように感じております。

あと、4条の基金の使い方なんですが、良好な住環境の整備ということで、今町長からも説明ございました。自然環境の保全等もやはり、先ほども例えば天子平のところが崩れたら、これ使ってもいいよという、そういう感覚なのか、その使い勝手のちょっと具体性に欠けるのかな。だから、こういう条例なんで、それはそれとして受けざるを得ないかなというふうに思います。

あと1点、振りかえ運用の部分でございます。あと、これを使うとき、これはやはり議会の議決が必要となるような基金になるんでしょうか。

以上、2点ちょっとお伺いしたい。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず最初、基金の用途といいますか、その関係でございますけれども、目的に沿ったもので使わなければならないということが1つの条件としてあるかと思えます。先ほどソーラーの関係もちょっと中学校のエアコンなんかの話もしましたがけれども、例えば避難所に太陽光のパネルをつけるとか、あるいは自然環境保全事業として内水面の関係の川の浄化といいますか、放流も含めたそういうものですとか、あるいは花の会の関係ですとか、あとは海洋のプラスチックの問題があって、その対策ですとか、そんなものにも使えるのかなと思っております。

あと、再生可能エネルギーの関係としては、例えば電気自動車の導入の関係ですとか、あるいは町で太陽光発電の設置の補助を出しておりますんで、その財源として使えるのかなと思っております。当然予算的には基金を崩して一般会計の中に財源として入れるものですから、そういう中で議会の審議は当然必要になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第51号 河津町環境まちづくり基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第8、議案第52号 河津町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第52号 河津町漁港管理条例の一部を改正する条例について。

河津町漁港管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 議案第52号について説明させていただきます。

提案理由でございますが、消費税率の改正に伴う所要箇所の改正となります。

議案の次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町漁港管理条例の一部を改正する条例。

河津町漁港管理条例（平成3年河津町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「108」を「110」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

説明は以上でございます。

すみません、本定例会資料の5ページに新旧対照表をお示ししてありますので、参考にしてください。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第52号 河津町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第9、議案第53号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例

の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第53号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例について。

海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） それでは、議案第53号について説明させていただきます。

まず、提案理由でございますが、先ほどと同様、消費税率の改正に伴う所要箇所の改正となります。

議案書の次のページをお願いいたします。

条例第 号。

海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例。

海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例（平成12年河津町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「108」を「110」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

本定例会資料6ページに新旧対照表をお示ししてありますので、参考としてください。

説明は以上となります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第53号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第10、議案第54号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第54号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、議案第54号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

提案理由でございます。令和元年度の人事院勧告に基づきます改正となっております。給与法の適用を受ける行政職員が対象となっております。

本年の給与勧告のポイントにつきましては3点ほどございます。

1点目でございます。民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一

一般職試験に係る初任給を引き上げ、これを踏まえ、30歳半ばまでの職員が在籍する号俸について所要の改定をすることとしております。

2点目といたしまして、住居手当でございます。手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、手当額の上限を引き上げる所要の改定となっております。

3点目が賞与でございます。民間の支給状況を踏まえ、勤勉手当に配分することとしております。

次ページをお開きください。

条例第 号。

河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例となっております。

定例会資料の7ページをお開きください。

議案第54号関係資料といたしまして、河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

人事院勧告に基づく改正。

1、給料表。

初任給及び若年層の号給月額を引き上げる。平均改定率は0.1%でございます。初任給については、大卒程度に係る初任給を1,500円、高卒程度に係る初任給を2,000円引き上げ、これを踏まえ、30代半ばまでの職員が在籍する号給について所要の改定を行い、平成31年4月1日から実施するとしております。

2、住居手当。

手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、1万6,000円とし、1万2,000円から1万6,000円でございます。手当額の上限を1,000円引き上げ、2万8,000円とする。2万7,000円から2万8,000円にするものでございます。令和2年4月1日から実施するとしております。

また、手当が2,000円を超える減額となる職員につきましては、1年間所要の経過措置を講ずることとしております。

次に、3、賞与でございます。

一般職員の年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とする。現行の4.45月分を4.50月分とするものとしたものでございます。支給月の引き上げ分は勤勉手当に配分し、本年度分については12月期に配分し、令和2年度以降分は引き上げた0.05月分を6月期及び12月期の勤勉手当が均等となるよう配分するとしております。

詳細につきましては、下表のとおりとなっております。

以降が新旧対照表となっておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

議案にお戻りいただきたいと思います。

条例第 号。

河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条 河津町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「加算した額」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、同号中「92.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改めるとしております。

それでは、行政職の給料表のこの後に第2条が8枚目についておりますので、ごらんいただきたいと思います。

第2条でございます。河津町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項各号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第20条第2項第1号中、「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改めるとしております。

附則でございます。

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の河津町職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の河津町職員の給与に関する条例（次条において「改正前の給与条例」という。）に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第2条の規定に施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日に

において同上の規定による改正前の給与条例第9条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第9条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額から2,000円を控除した住居手当を支給するとしております。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第9条の2第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員。

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第9条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員としております。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第54号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第11、議案第55号 町道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第55号 町道路線の変更について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、道路の路線を次のように変更する。

令和元年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） それでは、議案第55号 町道路線の変更について説明をします。

変更路線名です。小鍋峠線。旧起点、小鍋字坂口110番地先、旧終点、大鍋字下段野19番1地先。新起点、小鍋字坂口110番地先、新終点大鍋字下段野11番4地先。終点の変更でございます。

恐れ入りますが、議会資料26ページ、27ページをごらん願います。

この案件につきましては、伊豆縦貫自動車道河津下田道路2期工事において、工事用道路として国により拡幅改良された路線でございます。26ページの小鍋地内、門の沢橋が起点、次のページ、27ページ、大鍋地内、県道湯ヶ野松崎線への接続箇所が終点で、赤く塗ってある部分が拡幅改良された箇所となります。今回は27ページの終点、県道への接続箇所が変更となりましたので、変更認定するものでございます。

説明は以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第55号 町道路線の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

15時まで休憩といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第12、議案第56号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第56号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,913万4,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ39億9,159万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和元年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長(土屋 貴君) 総務課長。

総務課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら、座って説明をしてください。

○総務課長(野口浩明君) ありがとうございます。

それでは、議案第56号 令和元年度河津町一般会計補正予算(第5号)について説明させていただきます。

提案理由でございますが、本年度事務事業の執行に当たっての所要額の補正予算要求額となっております。

なお、人事院勧告によります給与改定分も含まれておりますので、ご承知いただきたいと思います。

次ページをおめくりください。それでは、座らせていただきます。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

単位は千円でございます。

款、項、補正額の順に読み上げさせていただきます

14款国庫支出金1,639万4,000円 1項国庫負担金1,634万6,000円 2項国庫補助金4万8,000円。

15款県支出金2,127万7,000円 1項県負担金473万2,000円 2項県補助金1,656万4,000円 3項委託金△1万9,000円。

17款寄附金1,000円 1項寄附金1,000円、同額でございます。

18款繰入金1,146万2,000円 2項基金繰入金同額となっております。

歳入の合計といたしまして4,913万2,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費2万8,000円1項議会費同額でございます。

2款総務費157万6,000円1項総務管理費135万4,000円2項徴税費20万2,000円3項戸籍住民基本台帳費1万5,000円4項選挙費6万3,000円5項統計調査費△5万8,000円。

3款民生費1,932万8,000円1項社会福祉費44万2,000円2項児童福祉費1,888万6,000円。

4款衛生費169万円1項保健衛生費同額でございます。

5款農林水産業費725万円1,000円1項農業費405万1,000円2項林業費320万円でございます。

6款商工費831万1,000円1項商工費同額でございます。

7款土木費975万9,000円1項土木管理費16万9,000円2項道路橋梁費172万5,000円3項河川費692万1,000円5項住宅費94万4,000円。

8款消防費でございます、9万円。1項消防費同額となっております。

9款教育費110万1,000円。

3ページをお開きください。

1項教育総務費22万8,000円2項小学校費27万円4項幼稚園費37万1,000円5項社会教育費18万4,000円6項保健体育費4万8,000円。

歳出の合計といたしまして、4,913万4,000円でございます。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費。

単位は千円でございます。

款、項、事業名、金額の順に読み上げさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費、事業名、コミュニティセンター耐震評定事業29万7,000円、同じく総務管理費、コミュニティセンター耐震対策実施設計事業751万6,000円。

6款商工費1項商工費、七滝観光センター解体事業880万円。

7款土木費1項土木管理費、花泉園跡地造成に伴う測量設計事業1,247万円3項河川費、伊豆縦貫自動車道関連普通河川付替に伴う測量事業689万1,000円でございます。

5ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

追加。

単位は千円でございます。

事項、期間、限度額の順に読み上げさせていただきます。

庁舎夜間警備委託料、令和2年度、562万1,000円。

電話機器システムリース料、令和2年度から令和8年度、1,565万9,000円。

可燃ごみ・資源ごみ等収集業務委託料、令和2年度、5,351万9,000円。

踊り子温泉会館電気料、令和2年度から令和3年度、668万2,000円。

合計8,148万1,000円でございます。

6ページ、7ページの事項別明細書は省略をさせていただきます。

8ページをお開きください。

歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に読み上げさせていただきます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1,394万6,000円1節児童福祉費負担金1,394万6,000円、子どものための教育・保育給付交付金といたしまして1,361万3,000円、子育てのための施設等利用給付交付金といたしまして33万3,000円でございます。

4目の教育費国庫負担金240万円1節教育費負担金240万円、子ども・子育て支援臨時交付金といたしまして208万8,000円、子育てのための施設等利用給付臨時交付金といたしまして31万2,000円。

補正額の計といたしまして1,634万6,000円でございます。

次に、2項の国庫補助金でございます。2目衛生費国庫補助金22万円1節衛生費国庫補助金22万円、母子保健医療対策等総合支援事業補助金でございます。

3目土木費国庫補助金4万8,000円2節住宅費国庫補助金4万8,000円、公営住宅等関連事業推進事業の補助金でございます。

次に、5目総務費国庫補助金△22万円1節総務管費補助金△22万円、社会保障・税番号制度の対策費補助金でございます。

なお、こちらの22万円の総務費の国庫補助金につきましては、2目の衛生費国庫補助金との財源更正としております。

補正額の合計といたしまして4万8,000円でございます。

次に、15款の県支出金でございます。1項県負担金1目民生費県負担金454万7,000円3節児童福祉費負担金454万7,000円、子ども・子育て支援給付費の負担金でございます。438万

1,000円、子育てのための施設等利用給付費の負担金といたしまして16万6,000円でございます。

次に、3目の土木費県負担金2万9,000円1節道路橋梁費負担金2万9,000円、県道河津下田線附帯事業負担金といたしまして2万9,000円でございます。

次に、4目の教育費県負担金15万6,000円1節教育費負担金15万6,000円、子育てのための施設等利用給付費負担金でございます。

補正額の計といたしまして473万2,000円でございます。

次に、2項の県補助金でございます。1目土木費県補助金49万8,000円3節T O U K A I - 0 総合支援事業費補助金49万8,000円、建築物等の耐震化促進事業費補助金といたしまして45万円、木造住宅補強計画策定事業費補助金といたしまして4万8,000円としております。

9ページをお開きください。

8目の消防費県補助金1,606万6,000円1節防災対策事業費補助金1,606万6,000円、地震・津波対策等減災交付金でございます。1,606万6,000円でございます。

次に、3項の委託金でございます。1目総務費委託金△1万9,000円2節統計調査費委託金△1万9,000円、経済センサス基礎調査交付金といたしましては△38万9,000円、確定によるものでございます。全国家計構造調査交付金といたしまして28万、2020年農林業センサス交付金といたしまして9万円の増となっております。

次に、17款の寄附金でございます。1項寄附金6目衛生費寄附金1,000円1節環境衛生費寄附金1,000円、再生可能エネルギー等の寄附金、先ほどの基金条例の設置に伴うものでございます。

次に、18款の繰入金でございます。2項基金繰入金1目基金繰入金1,146万2,000円1節基金繰入金1,146万2,000円、財政調整基金の繰入金といたしまして△453万8,000円、公共施設整備基金繰入金といたしまして1,600万円を繰り入れるものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

10ページでございます。

歳出でございます。

なお、先ほどもご説明いたしましたが、人勸に関します給与、手当、共済費等も含まれておりますので、説明は省略をさせていただきます。

1款議会費1項議会費1目議会費2万8,000円3節職員手当等2万4,000円4節共済費4,000円でございます。人勸に伴うものでございます。

次に、1項の総務管理費1目一般管理費92万4,000円2項給料19万2,000円でございます。
次に、3節の職員手当でございます。73万2,000円、時間外勤務手当28万6,000円、こちらにつきましては、業務量の見込み増によるものでございます。

なお、期末勤勉手当、退職手当組合負担金につきましては、人勸によるものでございます。

次に、5目の電算費でございます。13万5,000円12節役務費13万1,000円、こちらはホームページセキュリティー改修手数料といたしまして13万1,000円でございます。14節の使用料及び賃借料4,000円、インターネットの使用料でございます。

次に、8目の地域づくり推進費でございます。27万5,000円13節委託料27万5,000円、空き家情報バンク業務委託料といたしまして27万5,000円でございます。

次に、16目の諸費でございます。2万円。19節負担金、補助及び交付金2万円でございます。下田警察署管内暴力追放・銃器薬物根絶住民大会負担金といたしまして計上してございます。補正額の計といたしまして135万4,000円でございます。

次に、2項の徴税費でございます。4目税務総務費20万2,000円2節の給料7万8,000円、3節の職員手当12万4,000円。

次ページをお願いいたします。

退職手当負担金1万2,000円、こちらにつきましては、人勸に伴うものでございます。

次に、3項の戸籍住民基本台帳費でございます。1目戸籍住民基本台帳費1万5,000円2節給料△96万9,000円、こちらに関しましては、一般職給の減額となっております。職員の退職によります減額でございます。4節共済費1万2,000円、労災保険料、雇用保険料につきましては、この次に出てきます臨時職員に関します共済費となっております。次に、7節の賃金でございます。94万5,000円、臨時職員の賃金でございます。職員の退職に伴います代替職員の賃金となっております。9節の旅費2万7,000円、費用弁償となっております。

補正額の計といたしましては1万5,000円でございます。

次に、4項の選挙費でございます。1目選挙管理委員会費6万3,000円2節給料1万4,000円3節職員手当等2万円4節共済費2万9,000円、いずれも人勸に伴うものでございます。

次に、5項の統計調査費でございます。2目基幹統計調査費△5万8,000円2節の職員手当等4万6,000円、時間外勤務手当でございます。こちらにつきましては、全国家計構造調査に伴います時間外手当となっております。次に、9節の旅費でございます。9,000円。精査によります増額となっております。9,000円でございます。

12ページをお願いいたします。

普通旅費といたしまして、△4万1,000円でございます。こちらにつきましても精査による減額でございます。次に、11節の需用費でございます。△9万3,000円、事業消耗品。12節の役務費△2万円、通信運搬費。需用費、役務費いずれとも精査によります減額としております。

補正額の計といたしましては△5万8,000円となったところでございます。

次に、3款の民生費でございます。1項社会福祉費1目社会福祉総務費△7万6,000円2節給料△104万1,000円、一般職給でございます。12月からの職員の産休・育休によります減額分としております。2節職員手当等22万9,000円、時間外手当といたしまして22万9,000円でございます。4節共済費10万4,000円、社会保険料9万6,000円、労災保険料2万円、雇用保険料6,000円となっております。7節賃金54万6,000円、臨時職員の賃金でございます。9節の旅費8万6,000円、臨時職員の費用弁償となっております。

なお、共済費、賃金、旅費につきましては、臨時職員産休・育休に伴います代替臨時職員に係ります経費として計上をしております。

次に、2目の老人福祉費でございます。47万円。2節給料4万4,000円、一般職給でございます。3節の職員手当等41万4,000円、時間外勤務手当34万5,000円でございます。業務量増の見込みによるものでございます。期末勤勉手当6万3,000円、退職手当組合負担金、給料につきましては、人勧に伴うものでございます。4節の共済費1万2,000円につきましても同様でございます。

次に、4目の国民年金費でございます。2万1,000円3節職員手当1万7,000円4節の共済費4,000円。

次ページをおめくりください。

3節の職員手当1万8,000円、4節の共済費4,000円、いずれも人勧に伴うものでございます。

7目の後期高齢者医療費でございます。5,000円。3節職員手当等5,000円、期末勤勉手当、退職手当組合負担金でございます。こちらも人勧に伴います増減でございます。

次に、2項の児童福祉費でございます。1目児童福祉費1,888万6,000円13節委託料1,863万7,000円、(仮称)河津町子育て支援施設建設に伴う土地鑑定評価業務委託料といたしまして50万円、(仮称)河津町子育て支援施設建設に伴います測量設計業務委託料といたしまして593万9,000円、地域型保育委託料といたしまして1,219万8,000円を計上しております。23節の償還金、利子及び割引料でございます。24万9,000円、確定によります国・県支出金

の返還金となっております。

次に、4款の衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費141万円2節給料4万5,000円3節職員手当等10万円4節共済費6万5,000円につきましては、人勸に伴うものでございます。11節の需用費でございます。66万2,000円、事業用消耗品でございます。こちらは来年の1月19日に実施予定の救護所運営訓練に伴います消耗品等の補正費となっております。

14ページをお開きください。

19設の負担金、補助及び交付金でございます。53万5,000円、賀茂地域第二次救急医療圏の地域医療ネットワーク事業費負担金でございます。

次に、4目の環境衛生費でございます。1,000円。25節積立金1,000円、環境まちづくり基金積立金でございます。

次に、5目母子衛生費でございます。27万9,000円。23節償還金、利子及び割引料27万9,000円、確定によります国・県支出金等の返還金となっております。

次に、5款の農林水産業費でございます。1項農業費1目農業委員会費4万4,000円3節職員手当1万5,000円4節共済費2万9,000円、いずれも人勸に伴うものでございます。

2目の農業総務費でございます。14万5,000円。2節の給料3万8,000円3節職員手当4節共済費2万7,000円、こちらにつきましても人勸に伴うものでございます。

次に、5目の農業施設費でございます。359万2,000円。2節の給料1万8,000円、こちらは人勸に伴うものでございます。3節の職員手当等18万円、扶養手当7万円、児童手当7万5,000円、こちらにつきましては、対象職員の増によるものでございます。

なお、期末勤勉手当、退職手当組合負担金、4節の共済費につきましては、人勸に伴うものでございます。

15ページをお願いいたします。

12節の役務費でございます。114万円、草刈り等の作業手数料といたしまして114万円。14節使用料及び賃借料といたしまして174万4,000円、重機の借上料でございます。16節の原材料費39万8,000円、生コン・砕石等の原材料費でございます。こちらの役務費、使用料及び原材料費につきましては、地区要望によりますものとなっております。次に、19節負担金、補助及び交付金でございます。8万円、県土地改良事業団体連合会の特別賦課金でございます。8万円でございます。事業費の確定によります増額となっております。

次に、8目の山村振興対策費でございます。27万円。11節需用費27万円、修繕料といたしまして27万円でございます。こちらの経費に関しましては、見高入谷高原温泉の施設の修繕

に伴うものでございます。

次に、2項の林業費でございます。1目林業振興費320万円19節負担金、補助及び交付金320万円、林業関係の事業補助金でございます。森林環境保全直接支払事業といたしまして上佐ヶ野、梨本、見高入谷の3地区を対象としたものでございます。

次に、6款の商工費1項商工費1目商工総務費でございます。17万4,000円。2節給料5万4,000円3節職員手当等8万円4節共済費4万円につきましては、人勸に伴います増額となっております。

次に、3目の観光費でございます。813万7,000円。13節委託料△66万3,000円、観光橋梁点検調査業務委託料といたしまして減額となっております。これにつきましては、釜滝のつり橋の落橋に伴います減額となっております。

16ページをお願いいたします。

15節の工事請負費でございます。880万円。七滝観光センター解体工事に伴います経費でございます。

次に、7款の土木費1項土木管理費1目土木総務費16万9,000円2節給料1万4,000円3節職員手当等7万4,000円4節共済費8万1,000円、いずれも人勸に伴うものでございます。

2項の道路橋梁費でございます。1目道路新設改良費12万8,000円2節給料3万6,000円3節職員手当等5万6,000円4節共済費3万6,000円につきましても人勸に伴うものでございます。

次に、3目の橋梁維持費でございます。159万7,000円。13節委託料△650万3,000円でございます。橋梁の長寿命化調査設計業務委託料といたしまして650万3,000円を減額しております。これは峰橋の落橋に伴います委託料の減としたところでございます。15節工事請負費810万円、橋梁長寿命化橋梁補修工事といたしまして810万円を計上しております。

17ページをお開きください。

3項の河川費でございます。1目の河川維持費689万1,000円13節委託料689万1,000円、伊豆縦貫自動車道の関連いたします普通河川付替えに伴います測量業務委託料としております。

次に、2目の河川改良費でございます。17節公有財産購入費3万円、県道河津下田線新設附帯工事、普通河川繩地川の土地購入費でございます。3万円でございます。こちらにつきましては、県からの補助金といたしまして歳入として予算を計上してございます。

次に、5項の住宅費でございます。2目の建築物等耐震化促進費94万4,000円19節負担金、補助及び交付金94万4,000円、木造住宅補強計画策定事業費補助金でございます。追加によ

る増額となっております。14万4,000円。木造住宅耐震補強助成費補助金、こちらも追加による増で80万円を計上しております。

次に、8款の消防費でございます。1項消防費2目非常備消防費△22万6,000円9節旅費△22万6,000円、費用弁償の減額でございます。消防操法大会終了によります、精算によります減額としております。

4目の防災費でございます。31万6,000円。9節旅費21万9,000円、普通旅費といたしまして21万9,000円を要求しております。12節役務費9万7,000円、クリーニング代といたしまして計上をしております。こちらのクリーニング代につきましては、台風19号で避難所から要請のあった毛布等のクリーニング及びリパック代の経費でございます。

次に、9款の教育費でございます。1項教育総務費2目事務局費21万2,000円2節給料1万8,000円、3節職員手当等6万2,000円。

次のページをお願いいたします。

退職手当組合負担金3,000円4節の共済費1万1,000円。こちらにつきましては、人勸に伴うものでございます。次の9節の旅費でございます。普通旅費でございます。11万2,000円を計上してございます。こちらにつきましては、北方領土の返還県民会議、そちらに対します旅費と青山学院への出張旅費となっております。次に、19節でございます。負担金、補助及び交付金でございます。9,000円、幼児教育アドバイザーの共同設置負担金といたしまして9,000円を不足分として計上しております。

次に、4目の学校管理費でございます。1万6,000円3節職員手当等1万4,000円4節共済費につきましては2,000円、いずれにつきましても人勸に伴うものでございます。

次に、2項の小学校費でございます。1目東小学校管理費27万円11節需用費27万円、施設修繕料でございます。東小学校の校舎の漏水によります修繕費用でございます。

次に、4項の幼稚園費でございます。1目幼稚園費37万1,000円2節給料6万1,000円、こちらにつきましては、人勸に伴うものでございます。3節の職員手当等14万7,000円、時間外勤務手当1万円、こちらにつきましては、業務量の見込み増に伴うものでございます。

なお、期末勤勉、退職手当組合負担金及び4節の共済費につきましては、人勸に伴うものでございます。

19ページをお願いいたします。

5項の社会教育費でございます。1目の社会教育総務費18万4,000円2節給料1万8,000円、3節職員手当等12万円、時間外勤務手当7万6,000円につきましては、業務量の見込み増に

よるものでございます。期末勤勉、退職手当組合負担金、4節の共済費の4万6,000円につきましては、人勸に伴うものでございます。

次に、6項の保健体育費でございます。3目の学校給食費4万8,000円3節職員手当等1万7,000円4節共済費3万1,000円につきましては、人事院勧告に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 5ページ、債務負担行為補正の部分です。こちらの電話機器システムリース料、これについて質問させていただきます。今回上がっているのは令和2年度から令和8年度までということで、1,565万9,000円、これについてちょっと1つ提案なんですけれども、コピー機等の事務機器はリースが最適だと私は思います。しかしながら、電話機器システムというのは今故障しないんですよね。これについて1点まず質問しますけれども、メンテナンス費用等はこのリースに含まれているのかどうか伺います。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） メンテナンス費用でございますが、この中に含まれておると思います。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） それで、今電話機器というのはビジネスホンを初めとして、使っていると故障なしで約15年ぐらいは最低でも使えます。申しわけないですが、これリースは恐らく7年リースだと思うんですけれども、そうしますと、リース料というのは普通の販売価格に利息が15%とか、そのくらいかかってくるわけですね。それを考えますと、逆に購入してしまったほうが有利ではないのかなと。七、八年たった時点でかなり新しい機種が出てきて、性能がよくなったとしても、8年から9年使って、その時点で交換するのもよし、7年間同じように使うのであれば、購入したほうが得のような気がしますので、そこら辺をもう一度精査していただいて、どちらが有利なのかということをもっと検討していただきたいと思っております。今の電話システムというのは主装置がもうサーバーみたいな機械になっていますので、ほとんど故障はないんですよね。電話機器自体も故障しても交換しても、そんなにお金はかからないと。サーバー自体のほうが金額高いので、その辺も購入した場合、どうなのか

ということを業者のほうに見積もり出させるというか、そのような検討も必要ではないかと思えます。その辺はどうでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） こちらの案件に関しましては、本年の3月末に7年間のリース期間が終了するというごさいます。それに伴いましての再リースということで考えております。それで、故障はしないというふうなお話でごさいますけれども、一応私はここへ来て3年目なんでごさいますけれども、何回か故障も繰り返した経過もごさいますので、引き続きリースという形で来年度以降もやる予定でおります。また、この発注方法につきましても入札方式をとってやりますので、そこら辺の価格競争はありますので、そういった形で町のほうとしては考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） リースのほう役場当局とすれば、会計処理、事務処理が楽なものですから、それはそちらの方向という考え方もあるかもしれませんが、こういう意見があったということだけは承知していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ちょっとまず繰越明許から質問をさせていただきたいと思えます。

総務費のコミュニティセンター耐震実施設計の件で、何で繰り越ししないといけないのか。せっかく予算とったのに繰り越しの必要がどうしてあるのかということと、もし繰り越したときに、会計予算では1,070万ほどを一応計上しているんですけども、ここが750万になっているという、その金額の差と、何でそうなっているのか。もちろん商工会から300万入っているというお金のことはわかっているんですけども、例えば300万がどこに要は計上されているのかよくわからないので、ちょっとお願いしたいと思えます。何で不調だったのかも教えてください。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） まず、繰り越しとなる原因になったことにつきましては、10月30日に制限つき一般競争入札で入札を行うということで執行していたわけでごさいますけれども、不調に終わったということで、年度内に完成を目指していたわけでごさいますけれども、

ども、その適正な工期がもう一度再入札をかけることによって確保できないということになりましたものですから、実施設計業務委託の一部と耐震評定の手数料の全額を繰り越すということにしました。先ほど金額が1,070幾らのお話でございますけれども、これにつきましては現在入札をするための執行手続中ということでございます。一応業者が決まるということ前提のもとで、前払い金を落札金額の30%を払うということになりますので、その分だけ今年度で執行して、残りの金額を繰り越すということで、その金額が751万6,000円ということになったわけでございます。その上段のところの耐震評定の手数料につきましては、全額を繰り越すということでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 300万だよな。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 商工会の負担金。

○9番（渡邊 弘君） 負担金が。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 計上されてます。

○9番（渡邊 弘君） その300万のやつはとりあえずここには入ってないということですか。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） すみません、説明が抜けておりましたけれども、この751万6,000円の中には300万の負担金が含まれております。全額300万がこの中に含まれて、繰り越して、完了後に商工会にその分として入れていただくということでございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。もしあれなら再度。

渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 300万がこれに含まれて750万になっているということ。

○企画調整課長（後藤幹樹君） そのまま300万です。

○9番（渡邊 弘君） そうすると、一千何百万だ。それじゃ、また。

○議長（土屋 貴君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時42分

○議長（土屋 貴君） 休憩を解き再開をいたします。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 9ページの基金繰入金の、要は歳入のところですけども、子育て施設の分に基金繰入金を使うと。その基本的な部分は公共施設整備基金繰入金ということで1,600万。13ページの支出のところ、土地評価の委託料で50万、あと設計委託で590万。地域型保育委託料に1,200万という、これは地域型保育委託料というのは何でしょうか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 地域型保育委託料についてお答えします。

地域型保育委託料というのは家庭的保育とか事業所内保育とか、そういったものの保育を総称して地域型保育と言います。そちらに支払う保育料になります。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） そうしますと、基本的に公共施設整備基金繰入金とは種類が若干違うのかなという感じがするんですけども、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） ご指摘のとおり、性格は違います。だから、この分に関しましては公共施設整備基金を充当はしておりません。あくまでもこの子育て支援施設の整備に関する経費に関して公共施設整備基金を充当するというので、この1,600万の内訳に関しましては、今回の補正分と、前回6月に六百何十万かの委託料のほうを繰越金で財源としてお手当てをしてます。それを今回子育て支援施設に関しましては、全額を公共施設整備基金という形で財源充当しようということで、そこら辺の財源を繰りかえをしております、繰越金を6月補正をして、財源充当した繰越金を減額して公共施設整備基金に今度充てたということで、6月の補正分と今回の補正分を合わせた額を公共施設整備基金として充て込んでいます。

○9番（渡邊 弘君） 非常に理解に苦しむ会計の方法じゃないかなというふうに思います。実際問題としては歳入の部分と歳出の部分がある程度明確にわかったほうがいい。ここですと1,600万の児童のやつは基金で要は入っているわけですね。それが要は施設費以外の部分で地域型保育料に要はお金が1,200万ほど動いていくというそのシステムが余りちょっと……

○議長（土屋 貴君） そうじゃない。

じゃ、総務課長お願いします。

○総務課長（野口浩明君） 地域型保育の委託料には一切充当はしておりません。

○議長（土屋 貴君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時48分

○議長（土屋 貴君） 休憩を解いて引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 七滝観光センターの解体工事の件なんですけど、今年度のこの12月の補正で基本的に補正を組んだわけですけども、いきなり繰越明許になるというのはどういうことですか。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 今年度で解体の予算を措置するところなんですけれども、一般質問でもお答えしたと思いますが、指定管理が今年度末までありますので、それが終わった後に工事をしたいということで、来年度になってしまうものですから、全額を繰越明許として使うということです。

○9番（渡邊 弘君） 何で12月にしないで3月に。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） そうすると、3月から入札手続が間に合わないものですから。

○9番（渡邊 弘君） 入札が。はい、わかりました。

入札って何カ月ぐらい前までに要は準備をするんですか。入札の準備。指名競争。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 入札に関しましては、町の指名委員会に諮ってから、それで業者の選定をした中で、その後入札の執行という形になりますので、まだ指名委員会が今月ですか、この12月に指名委員会のほうにかけまして、それから業者選定、それから入札というような形になりますので、おおむね年明け、大体一、二カ月ぐらいかかりますかね、という感じですよ。

○9番（渡邊 弘君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第56号 令和元年度河津町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第13、議案第57号 令和元年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第57号 令和元年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） 議案第57号について説明させていただきます。

議案第57号 令和元年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則でございます。

第1条 令和元年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額で説明させていただきます。

支出。

第1款水道事業費△311万7,000円第1項営業費用同額でございます。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額「3,283万3,000円」を「2,971万6,000円」に改める。

令和元年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

続いて、次のページの実施計画は省略させていただきます、3ページをお願いいたします。

令和元年度河津町水道事業予算明細書。

収益的収入及び支出でございます。

款、項、目の補正予定額、明細としまして節、金額と説明させていただきます。

支出でございます。

第1款水道事業費△311万7,000円第1項営業費用同額でございます。第4目総係費同額でございます。

節の説明につきましては、人事異動と給与改定、人事院勧告に基づくものの費用の更正でございます。

第1節給料△271万1,000円、第9節退職給付費40万6,000円。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第57号 令和元年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第14、議案第58号 令和元年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第58号 令和元年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

以下、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、引き続き議案第58号について説明させていただきます。

議案第58号 令和元年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和元年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額で説明させていただきます。

支出。

第1款温泉事業費61万5,000円第1項営業費用同額でございます。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額「1,166万8,000円」を「1,228万3,000円」に改める。

令和元年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

同様に、次ページの実施計画は省かせていただきます。

3ページ目をお願いいたします。

令和元年度河津町温泉事業予算明細書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

款、項、目の補正予定額、明細の節、金額と説明させていただきます。

第1款温泉事業費61万5,000円第1項営業費用同額でございます。第4目総係費同額でございます。

節の説明につきましては、水道事業同様、人事異動と給与改定、人事院勧告に伴うものでございます。

第1節給料53万5,000円、第9節退職給与費8万円。

以上でございます。

○議長(土屋 貴君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(土屋 貴君) 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(土屋 貴君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第58号 令和元年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（土屋 貴君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付したとおり議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をしました。

◎委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（土屋 貴君） 日程第16、委員会の閉会中における所掌事務調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（土屋 貴君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審査は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日、これをもって令和元年河津町議会第4回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年河津町議会第4回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和元年第4回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第14号	河津町教育長の任命について	1. 12. 11	同意
同意第15号	教育委員会委員の任命について	〃	〃
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度一般会計補正予算(第3号))	〃	承認
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)	〃	〃
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度一般会計補正予算(第4号))	〃	〃
議案第51号	河津町環境まちづくり基金条例の制定について	〃	原案可決
議案第52号	河津町漁港管理条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第53号	海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第54号	河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第55号	町道路線の変更について	〃	〃
議案第56号	令和元年度河津町一般会計補正予算(第5号)	〃	〃
議案第57号	令和元年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第58号	令和元年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)	1. 12. 11	原案可決
	議員派遣の件	〃	決定
	委員会の閉会中の所管事務調査の件	〃	〃